

第四次

門川町長期総合計画

(後期改訂計画)

平成20年度～平成22年度



門川町

第四次門川町長期総合計画

(後期改訂計画)
平成20年度～平成22年度



門川町



門川町民憲章

私たち門川町民は生きる喜びを感謝し、明るい家庭と
住みよい町をつくるため、この憲章を定めます。

- 1 健康な心身を育てましょう
- 1 力いっぱい仕事に励みましょう
- 1 明るくあいさつを交わしましょう
- 1 進んできまりを守りましょう
- 1 豊かな文化をきずきましょう

町鳥・町木・町花木・町花



町鳥
カンムリウミスズメ
(枇榔島)



町木
山 桃



町花木
キンモクセイ



町花
サルビア

門川町第四次長期総合計画（後期計画）

改訂にあたって

本町では、平成17年度から平成22年度までを計画期間とする「第四次門川町長期総合計画（後期計画）」に基づき様々な施策を展開しています。

しかしながら、少子・高齢化や高度情報化の進展、地球規模の環境問題、地方分権時代への対応など、社会経済情勢は大きく変化しており、これらの変化に柔軟かつ敏感に対応し、町民ニーズを踏まえた、効率的で効果的な行財政運営が求められています。

今回は、現基本計画の中で、今後の具体的な政策方針と整合しない部分を主に改めており、また、次期 第五次長期総合計画の策定にむけて問題点を整理し、準備を進めていくことを念頭に置きながら改訂を行いました。

この計画は、第四次門川町長期総合計画の総仕上げとして、町民のニーズに対応した行政の役割を充実しながら、町民の主体的なまちづくりが活性化し、町制全般にわたり、町民との協働によるまちづくりが発展することを目指しております。

今後、本町を取り巻く環境は益々厳しくなるものと予想されますが、本計画の推進にあたって、町民の皆様のご協力をいただきながら、町政の発展に全力を尽くして取り組んでまいります。

平成20年9月

門川町長 曾川 泉

CONTENTS

目次

第1編 総論

第1章 第四次門川町長期総合計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	1
第2章 時代背景	2
1 地方分権と住民参加	2
2 少子・高齢化	2
3 環境問題	4
4 国土保全	4
5 ITの進歩	5
6 国際化	5
第3章 将来人口	6
1 人口	6
2 世帯数	7

第2編 基本構想

第1章 町政の基本理念	9
第2章 計画の大綱	12
1 快適生活のまちづくり	12
第1節 環境の保全	12
第2節 ごみの適正処理	12
第3節 上下水道	12
第4節 町営住宅	13
第5節 都市計画	13
第6節 交通環境の整備	13
第7節 漁業集落の環境整備	13
第8節 町民の安全確保	14
第9節 防災対策	14
第10節 IT時代にふさわしい情報基盤の整備	14

2 産業創造のまちづくり	15
第1節 農業の振興	15
第2節 林業の振興	15
第3節 水産業の振興	16
第4節 商業の振興	16
第5節 工業の振興	16
第6節 観光の振興	16
3 心豊かなまちづくり	17
第1節 生涯学習の推進	17
第2節 就学前教育の充実	17
第3節 義務教育の充実	17
第4節 社会教育の充実	17
第5節 生涯スポーツの推進	18
第6節 文化の振興	18
第7節 男女共同参画の推進	18
4 福祉・健康のまちづくり	19
第1節 地域福祉の推進	19
第2節 高齢者福祉の充実	19
第3節 障がい者福祉の充実	19
第4節 児童福祉の充実	19
第5節 母子(父子)寡婦福祉の充実	19
第6節 社会保障の充実	20
第7節 保健・衛生の充実	20
5 計画推進のための行政の充実	21
第1節 行政改革	21
第2節 財政計画	21
第3節 広域行政	21
第4節 「人にやさしい町づくり町民運動」の推進	21



第3編 基本計画

第1章 快適生活のまちづくり	23
第1節 環境の保全	23
第2節 ごみの適正処理	26
第3節 上下水道	29
第4節 町営住宅	31
第5節 都市計画	35
第6節 交通環境の整備	40
第7節 漁業集落の環境整備	44
第8節 町民の安全確保	45
第9節 防災対策	50
第10節 IT時代にふさわしい情報基盤の整備	52
第2章 産業創造のまちづくり	54
第1節 農業の振興	54
第2節 林業の振興	63
第3節 水産業の振興	68
第4節 商業の振興	73
第5節 工業の振興	77
第6節 観光の振興	79
第3章 心豊かなまちづくり	81
第1節 生涯学習の推進	81
第2節 就学前教育の充実	84
第3節 義務教育の充実	85
第4節 社会教育の充実	90
第5節 生涯スポーツの推進	94
第6節 文化の振興	96
第7節 男女共同参画の推進	100



第4章 福祉・健康のまちづくり	102
第1節 地域福祉の推進	102
第2節 高齢者福祉の充実	104
第3節 障がい者福祉の充実	106
第4節 児童福祉の充実	109
第5節 母子(父子)寡婦福祉の充実.....	112
第6節 社会保障の充実	113
第7節 保健・衛生の充実	116
第5章 計画推進のための行政の充実	118
第1節 行政改革	118
第2節 財政計画	120
第3節 広域行政	128
第4節 「人にやさしい町づくり町民運動」の推進	130

第4編 資 料

門川町町民意識調査(平成16年実施)の概要	135
第四次門川町長期総合計画策定の主要経過.....	140
町長諮問及び審議会答申.....	142
門川町総合計画審議会条例.....	143
第四次門川町長期総合計画(後期計画)改訂審議会委員.....	144
1. 第四次長期総合計画(後期計画)改訂策定委員.....	145
2. 第四次門川町長期総合計画策定幹事.....	146



第1編

・

総論

論

第1章

第四次門川町長期総合計画について

第2章

時代背景

第3章

将来人口

第1章 第四次門川町長期総合計画について

1 計画策定の趣旨

本町はこれまで、第四次長期総合計画（前期及び後期計画）に基づき、様々な政策を行い、住みよい地域づくりの実現を目指してきました。

しかし、今日の社会は少子・高齢化の進行、環境問題の深刻化、地方分権化、三位一体改革、市町村合併などこれまでにない大きな変革の時期にあり、厳しい財政状況の中で、様々な行政課題が山積しています。

このような中、今後の町基本政策を進めるにあたり、現後期計画との整合を図り、次期五次計画に向けた課題の整理と準備を進めながら、門川町のよりよい将来を創造していくために、この第四次門川町長期総合計画（後期計画）を改訂するものです。

2 計画の性格及び役割

この計画は、門川町の今後進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から、平成22年度までの3ヶ年とします。

第2章 時代背景

1 地方分権と住民参加

平成12年に、地方分権一括法が施行されるとともに、現在、国において、三位一体改革の具体的な取組みの本格化がなされるのにつれて、地方自治体は大変厳しい状況にあります。

地方自治体は、これまでの全国画一的な行政から、地域の特性や多様性を重視した独自性を持った行政への転換が求められており、国の関与の縮減や自治体が最低保障すべき行政サービスの見直しなど地方分権の促進が図られております。

一方、生活の豊かさを求める傾向の中で、住民の行政ニーズが多様化しており、これらのニーズに対応するためにも行政サービスの充実が求められています。

地方分権が進むということは、地方自治の本旨である住民自治 と団体自治 の確立が求められるということであり、地方自治体と地域住民とがともに協力し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要であります。このためには、住民への行政に関する情報の公開や行政への住民参加のしくみづくりなども必要となります。

本町では、第四次長期総合計画（後期計画）において「人にやさしい町づくり町民運動」を展開し、地域住民が主体となって、よりよい地域づくりのための活動を行っています。本町の様々な課題を解決するためには、住民の協力は不可欠であり、これからも地域住民主体の活動をさらに充実させ、「日本一住みよい門川町」の実現を目指していく必要があります。

このような中、合併特例法や三位一体改革の取組みから、全国で市町村合併に向けた動きが活発になされていますが、門川町においては、日向市・門川町・東郷町任意合併協議会における調査・研究や住民説明会における住民の意向を把握した上で、法定協議会の設置については議会の判断を尊重し、当分の間、自立の道を進むことになりました。

また、平成13年度に設立された日向東臼杵南部広域連合 において、広域的な行政が推進されています。これらの広域行政に関しては、今後も、住民の意向を尊重して対処して参ります。

2 少子・高齢化

全国における1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表わす合計特殊出生率は平成16年には1.29となっており、人口を維持するのに必要な水準2.08を大きく下

回っています。

また、年齢構成をみると、65歳以上の割合が高まり、0～14歳の割合が低下する傾向にあり、平成12年には65歳以上の割合が0～14歳の割合を上回っています。長期的には生産年齢人口である15～64歳の割合も低下してくると予想されています。

このような少子・高齢化に伴い、全国の人口は平成19年頃をピークとして減少に転じることが予想されています。

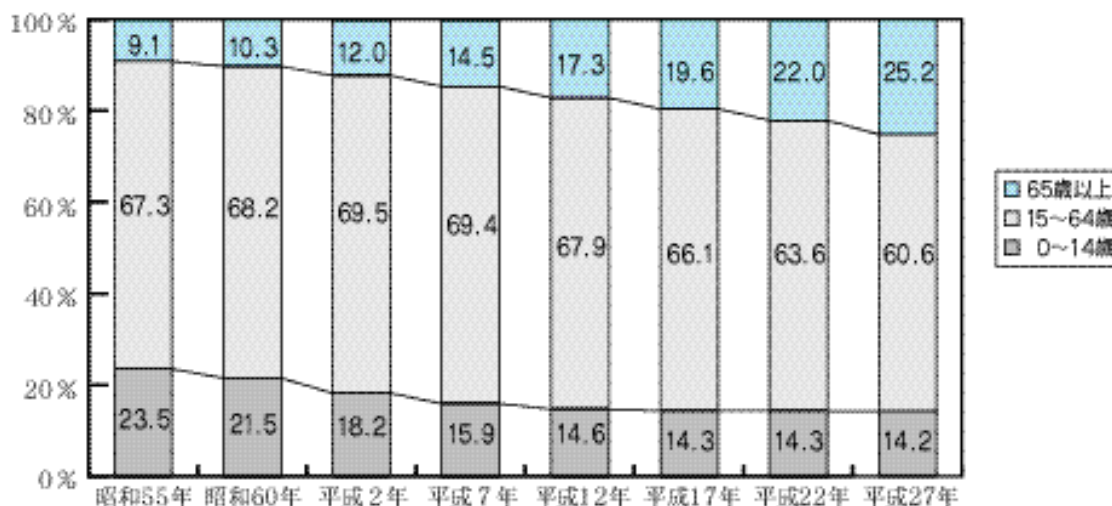
少子・高齢化の影響として、社会保障における現役世代の負担増加や生産年齢人口の減少が経済成長にマイナスの影響を与えるのではないかと懸念されています。

また、全国的に少子・高齢化の進行により人口の自然減がさらに進み、中山間地域などにおいては地域の活力を維持することが困難になってくるとも予想されます。

本町の平成12年(国勢調査)の65歳以上人口の割合は20.7%、0～14歳人口の割合は16.7%となっており、全国よりも高齢化が進んでいることから高齢化社会に備え、福祉の充実に取り組んできましたが、これまでの成果を生かしながら、地域社会で支え合い、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

また、一方で、雇用の場の創出や子育て・教育環境の充実に努め、若い世代の定住を促進することも重要です。

年齢3区分別人口構成(全国)



資料：「国勢調査」(平成12年まで)、「日本の将来推計人口」(平成9年1月推計)

注1：将来推計人口は中位推計の場合。

注2：総人口には年齢不詳が含まれるため、合計が100%にならない場合がある。

注3：四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

団体自治

地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

3 環境問題

21世紀は「環境の世紀」と言われています。地球上の環境容量や資源量の制約といった地球的規模での限界に直面する今日、地球的規模での持続的可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりや地域が日常生活や地域社会から環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

このために国は平成5年に環境基本法を制定し、その後環境基本計画を策定いたしました。さらに、地球温暖化対策や各種関係法令の制定や改正を行うとともに、廃棄物リサイクル対策に関する各種関係法令の制定をする等、持続的可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが次々と進められています。

門川町においては環境基本法の趣旨を踏まえ、平成16年3月に門川町環境基本条例を制定し、「町民が健康で文化的な生活に欠くことができない、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること」を掲げています。

このため、「公害の防止並びに資源の適正管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築すること」を基本理念として、町民すべての公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組みを行うことが必要であります。

4 . 国土保全

日本の国土の約67%は森林であり、これらの森林は、木材の生産だけでなく、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、保健休養の場などの公益的機能を有しています。しかし、山村での過疎化の進行や林業の不振などにより、森林を守り育てていくことが困難になってきています。こうした中、国の林政における基本政策もこれまでの木材生産を主な目的としたものから、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを目的とする方向に転換することが打ち出されています。

宮崎県においては、平成3年度より全国に先駆けて「国土保全奨励制度」が提唱され、耳川流域をモデル地域として平成15年度より本格的に国土保全の奨励が展開されています。

さらに、本町と北郷村との間で「五十鈴川流域森林整備協定」が締結され、森林保全に努めています。

また、全国各地においては、豊かな森林が豊かな海をつくるという考えのもと、「漁民の森」づくりなど漁業者が森林を守る取り組みも行われています。本町においても、

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

環境基本計画

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画をいう。

森林は町土の84%を占めており、豊かな自然の源となっています。近隣の市町村とも連携を図りながら、これらの森林を守り育てていくことが求められています。

5 . I T の進歩

国は、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を施行し、「e - Japan戦略」によって5年以内に世界最先端のIT国家になることを目指すこととし、基盤整備の目標を達成しつつあります。また今後をIT戦略第二期と位置づけ、ITの活用により「元気・安心・感動・便利」な社会を目指すことを基本理念とした、「e - Japan戦略」を策定しました。

一方、地方自治体では、国の主導による情報化施策として住民基本台帳ネットワークシステムの導入や総合行政ネットワークとの接続事業を行い、それに加えて庁内ネットワークの整備や教育機関のインターネット接続等の基盤整備に取り組んでいます。

宮崎県においても、県民参加型の宮崎県民ポータルサイトを構築し、平成17年3月に本稼働を開始しました。また、県および県内市町村で電子申請届出システムや電子文書管理システムなどの電子自治体システムの共同運営にも着手したところです。

今後は電子自治体の構築を推進しながら、地域社会の主体となる企業や町民を中心に地域のインターネット利用人口の増加、情報化に対応した人材の育成などについて積極的に取り組む必要があります。

6 . 国際化

交通手段の発達、規制緩和の促進、企業の国際的な取引の拡大、インターネットの普及などにより、人・物・金・情報の国境を越えた動きはますます拡大しています。

また、農産物の輸入増加など、国際的な動向が地域の産業に与える影響も大きくなっています。

これらのグローバル化の進展は、国の経済活動から地方の日常生活まで浸透してきており、今や、国際化の問題は私たちの生活に密接に関係しています。

今後は、本町においても、経済・文化の面での国際交流が進展していくと思われるので国際感覚豊かな人材育成が不可欠です。

広域連合

広域行政の推進とともに地方分権の受け皿ともなれるよう、平成6年に制度化された特別地方公共団体。国・都道府県からの権限委譲を受けることができることや住民からの直接請求もできるなど、従来の一部事務組合などと比べて機能の強化とともに、民意の反映にも配慮されている。平成13年4月には宮崎県内初の日向東臼杵南部広域連合が設立され、本町も構成団体となっている。

IT基本法

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律。国としての方針や理念を提示した、いわば情報政策における「憲法」のような位置付けにある。具体的には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部や、国や地方公共団体の負うべき責務などを定めている。平成12年11月29日成立し、翌年1月6日より施行された。

e - Japan戦略 e - Japan戦略

全国民がITのメリットを享受できる社会を実現し、それによって産業分野での国際競争力の強化経済構想の改革、国民生活の利便化などを成功させることを目的に、国が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする構想。

第3章 将来人口

1 人口

門川町の将来の人口について、コーホート要因法により、推計を行いました。

その結果、総人口は今後も緩やかに増加し、平成12年の19,287人から平成22年には約19,300人へほぼ横ばいと推測されます。

また、65歳以上人口の割合は、平成22年には約24.9%になることが予想されます。

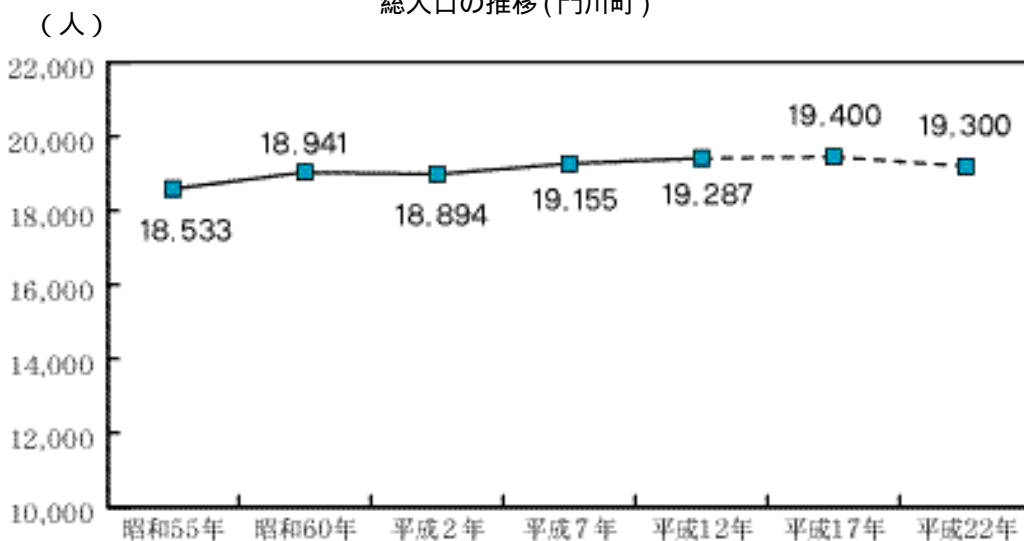
人口の推計結果(門川町)

(単位：人、%)

	国勢調査					推計値		
	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	
総人口	18,533	18,941	18,894	19,155	19,287	19,400	19,300	
0～14歳	4,656	4,477	3,996	3,550	3,216	3,100	3,000	
15～64歳	11,865	12,150	12,153	12,216	12,081	11,800	11,500	
65歳以上	2,012	2,314	2,742	3,389	3,990	4,500	4,800	
構成比	0～14歳	25.1	23.6	21.1	18.5	16.7	16.0	15.5
	15～64歳	64.0	64.1	64.3	63.8	62.6	60.8	59.6
	65歳以上	10.9	12.2	14.5	17.7	20.7	23.2	24.9

注：総人口には年齢不詳が含まれるので、年齢別人口の合計と一致しない場合がある。

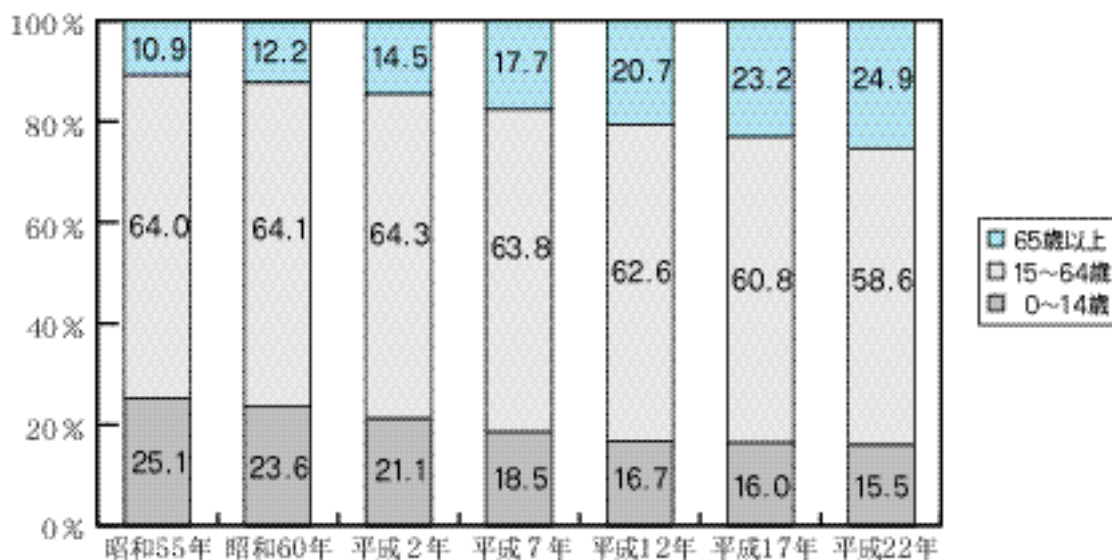
総人口の推移(門川町)



コーホート要因法

ある年次の男女・年齢(5歳階級)別人口を基準として、これに出生、死亡、社会移動を加味して、5歳階級ごとの人口の変化を5年おきに追いつながら、将来人口を推計する方法です。なお、「コーホート」とは、同期間に出生した集団という意味があります。

年齢3区分別人口構成の推移(門川町)



資料：「国勢調査」(平成12年まで)

注1：将来推計人口は中位推計の場合。

注2：四捨五入のため合計が100%にならない場合がある。

2 世帯数

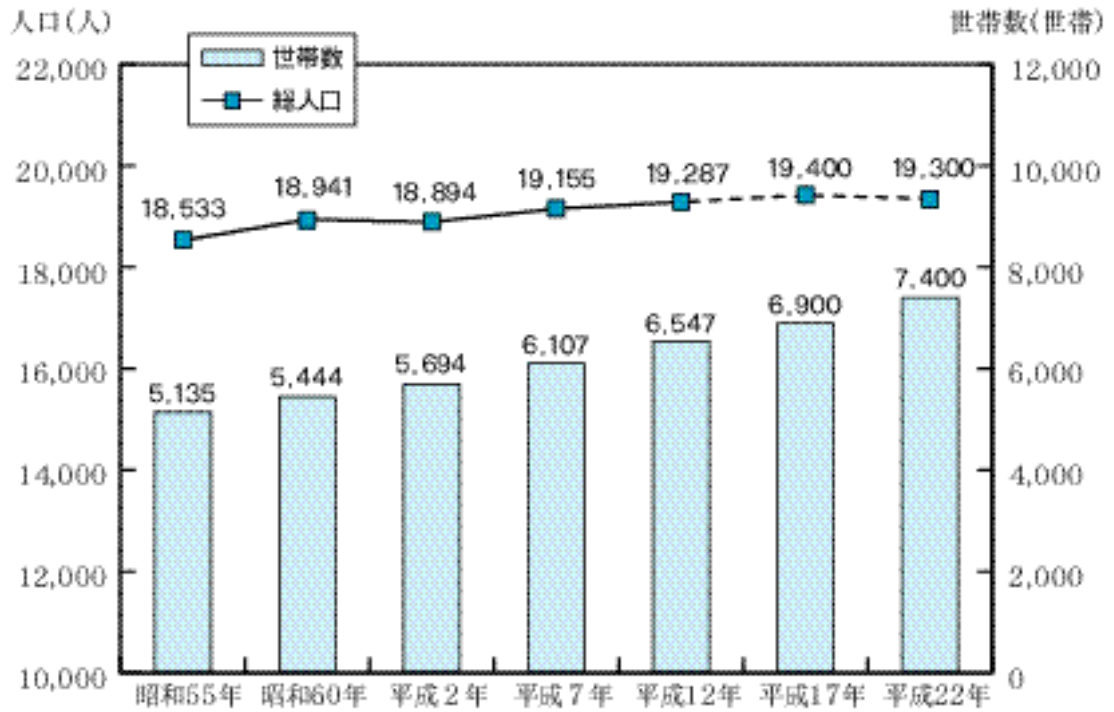
世帯数については、1世帯当たり人員の傾向と推計した総人口から推計しました。

その結果、1世帯当たり人員の減少及び総人口の増加により、平成12年の6,547世帯から平成22年には約7,400世帯になると推測されます。

世帯数の推計結果(門川町)

	国勢調査					推計値	
	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総人口(人)	18,533	18,941	18,894	19,155	19,287	19,400	19,300
世帯数(世帯)	5,135	5,444	5,694	6,107	6,547	6,900	7,400
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.48	3.32	3.14	2.95	2.81	2.61

総人口と世帯数(門川町)



資料：「国勢調査」(平成12年まで)

注1：将来推計人口は中位推計の場合。

第2編

・

基本構想

第1章
町政の基本理念

第2章
計画の大綱

第1章 町政の基本理念

本町は第三次門川町長期総合計画において、「日本一住みよい門川町の創造」を目標として、遠見半島の総合開発、西門川地域の拠点施設の整備、県北の中核都市形成への取り組み、住みよい地域づくり町民運動の推進といった政策をはじめとして、生活基盤の整備、福祉や教育の充実、産業の振興などの政策に積極的に取り組んできました。

その結果、都市計画事業や遠見半島における福祉健康交流研修センター(かどがわ温泉心の杜)の建設、高齢者福祉複合施設(ふれあい地球館)の誘致、西門川総合活性化センターの整備など「日本一住みよい門川町」の実現に向けて一步一步前進して参りました。

しかし、少子・高齢化の進行、ITの普及や規制緩和の進展、環境問題の深刻化、地方分権化、三位一体改革など経済・社会は大きな変革の時期にあり、継続的に取り組まなければならない課題とともに、新たに取り組まなければならない課題もあります。

また、国・地方ともに厳しい財政状況の中で全国的に市町村合併の議論が高まりましたが、本町は平成15年12月、自立の道を進むべく決断をしました。

それを受けて、地方交付税の見直し、国庫支出金の削減及び税源移譲の「三位一体改革」の論議の中、平成16年12月、門川町行財政改革構想、実施計画書、長期財政計画及び、財政シミュレーション等を策定し、厳しい財政状況と時代の要請に的確に答えることができる行政体制の確立を図ることとしました。

このような厳しい時代にあって、誰もが住みよいまちづくりを実現していくためには、町民のニーズに立脚した、町政運営を行うことが重要であり、自ら考え、責任ある行政を行うという自主自立と、自己責任の理念のもとに自治の確立を図ることが求められます。

このため、これまで取り組んできた「住みよい地域づくり町民運動」から、自ら考え、自分たちの責任において、誰もが住みよいまちづくりを目指すために「人にやさしい町づくり町民運動」を推進することとします。

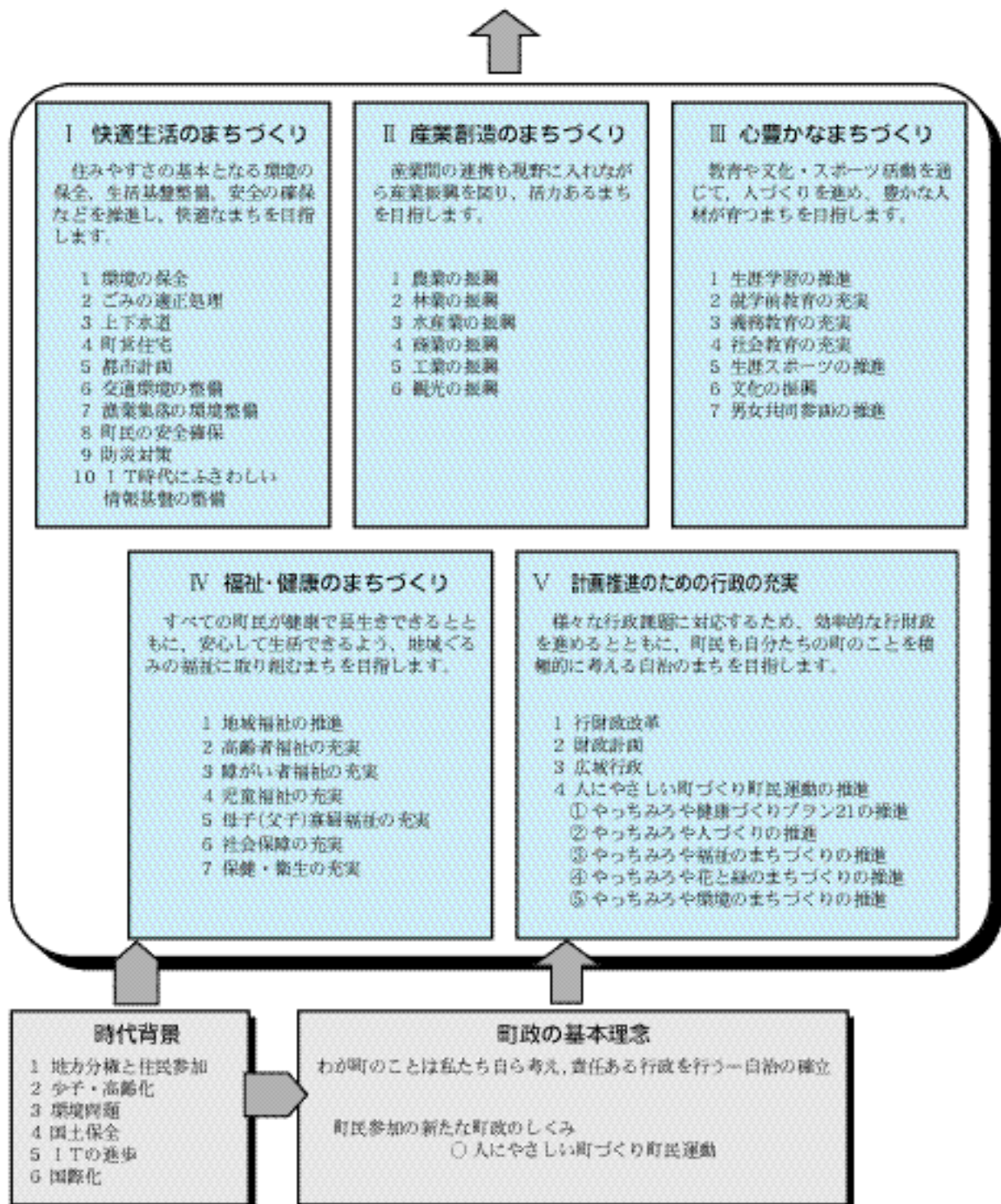
第四次門川町長期総合計画においては、政策の柱を以下の5つとします。

- 1 快適生活のまちづくり
- 2 産業創造のまちづくり
- 3 心豊かなまちづくり
- 4 福祉・健康のまちづくり
- 5 計画推進のための行政の充実

これらの柱に基づき各種政策を実施することにより、「日本一住みよい門川町」の実現を目指します。

第四次門川町長期総合計画（後期計画）概念図

「日本一住みよい門川町」の実現
「人にやさしい町づくり町民運動」の推進



第2章 計画の大綱

1 快適生活のまちづくり

住みやすさの基本となる環境の保全、生活基盤整備、安全の確保などを推進し、快適なまちを目指します。

第1節 環境の保全

門川町環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の負荷の低減と資源の循環的な利用を促進するため、廃棄物の資源利活用に伴うバイオマスの研究やクリーンエネルギーの導入又はエネルギー消費量の軽減に努めます。さらに海、山、川の豊かな自然環境の保全を推進するため、関係機関との連携を図る組織づくりや町民の意識高揚に努めます。

第2節 ごみの適正処理

一般廃棄物の広域的な施設整備計画を推進し、適正処理と施設の管理に努めるとともに、排出抑制、再利用、リサイクルなど「ごみからの資源」を基本とした廃棄物の循環型社会の構築を目指します。

し尿処理については、当面は現在の施設を維持します。

産業廃棄物については、県とも協力し、適正な処理の促進を図ります。

第3節 上下水道

上水道については安定した水供給のため、給水人口・使用水量の増加に対応した水道施設の整備を図るとともに、災害に強い施設としての整備を進めます。

下水道については、市街地の生活環境の向上や河川・海域の水質保全及び浸水対策において重要な施設ではありますが、公共下水道の導入については莫大な事業費等、現実的に困難でありますので、生活排水対策基本計画を改定し、合併処理浄化槽等により効率的な整備を図ります。また、浸水対策につきましては、都市下水路の計画的な整備保全を図ります。

第4節 町営住宅

入居者のゆとりある住生活を目指して、主に住宅設備の充実やバリアフリー化など居住環境の向上に努めるとともに、老朽化している住宅の計画的な建て替えを進めます。

第5節 都市計画

良好な都市空間の形成を図るため、環境の保全や防災面の充実にも配慮しつつ、市街地における面的整備や都市計画道路、都市公園などの整備に努めます。

また、適正な土地利用を図るため、土地利用の動向に応じて、市街化区域の見直しなどを検討します。

第6節 交通環境の整備

日常生活や経済活動の基盤である道路については、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期整備や国道・県道の早期改良を働きかけるとともに、町道の改良・補修・整備などを進め、体系的で利便性の高い道路網の整備に努めます。

また、道路のバリアフリー化を図るとともに、道路美化など「人にやさしい町づくり町民運動」と連携した町民の自主的な取り組みを促進します。

公共交通機関については、利用者の利便性確保に努め、特に廃止路線に関しては、周辺市町村と協力し、代替バスの運行維持に努めます。

第7節 漁業集落の環境整備

漁業集落の環境整備については地域の安全性や快適性の向上を図るための取り組みが必要ですが、整備については多くの問題を有しており、今後、遊休土地の確保などに努め、地区内の住民と協議を進めながら、整備を検討していきます。

バリアフリー

障害者等が生活する場合に、障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。物理的な障壁だけでなく、社会的障壁をなくす意味にも用いられる。

第8節 町民の安全確保

行政、町民、事業者、関係機関など地域全体が協力し、交通事故防止や防犯・非行防止などに努め、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

消防については、火災・災害への対応能力向上のため、広域による常備消防力の強化を促進するとともに、非常備消防力の強化として、消防団における団員の確保、装備の充実を進めます。また、予防消防の充実を図ります。

救急業務については、広域行政による高規格救急車、救急救命士の充実などに努めます。

また、地域主体による自主防火組織づくりに努めます。

第9節 防災対策

本町は自然災害の発生しやすい地理的条件にあるため、河川、急傾斜地などにおける災害防止のための整備事業促進を図るとともに、災害危険箇所の把握、監視の強化、危険箇所及び避難場所等の住民への周知を図り、災害防止に努めます。

また、「門川町地域防災計画」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」に基づき、地震やそれに伴う津波などの大規模災害をはじめとした様々な災害に備えた体制整備を地域と行政とが一体となって進めます。

第10節 IT時代にふさわしい情報基盤の整備

町民にとって便利で、活力のある社会を実現するために、すべての町民が情報化のメリットを享受できるよう、社会のさまざまな側面における情報化を推進するとともに、情報化によってもたらされる個人の権利や利益の侵害、消費のトラブル等の問題についても、利用者意識の確立やルールづくり等に取り組みます。

技術的な進歩が著しい情報化の流れを敏感につかみ、的確に対応しながら門川町ICT推進計画を踏まえて、町民が利用しやすい環境整備を進めるとともに、町民への情報提供や町民の意識啓発等に努めます。

2 産業創造のまちづくり

産業間の連携も視野に入れながら産業振興を図り、活力あるまちを目指します。

第1節 農業の振興

農業就業者の減少と高齢化に対応して、地域農業の中核となる担い手農家の育成や新規就農者に対する支援を進めるとともに農作業の受委託や集落営農集団の育成に向けて取組みを強化します。

また、地域の特性を活かした農畜産物の生産、安全性をはじめ健康、本物志向など消費者ニーズに合った質の高い農畜産物の供給と、競争力のある農業を推進するため、生産基盤の整備や流通対策に努めます。さらに、家畜排せつ物の適正な処理など、環境にやさしい農業の推進を図ります。

西門川地域については、農業と林業との複合経営が多く、高齢化や担い手不足など大変厳しい状況にありますが、農作業の受委託や農地の流動化を図るなど地域農業の維持に努めます。また、総合活性化センターの活用や生活環境の充実を図り、定住化を促進します。

第2節 林業の振興

地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的な公益的機能を発揮するため、地域に応じた森林づくりに努めます。

さらに、県や森林組合などと連携し、林業経営の安定化、後継者の育成、加工・流通体制の整備、基幹林道網の整備などを図り、森林・林業の活性化に努めます。

また、森林の持つ公益的機能の発揮や林業の活性化を図るため、山村の生活基盤整備や林業労働環境の充実に努めます。

第3節 水産業の振興

水産資源の適正な維持管理のため、つくり育て、管理する漁業の振興を図るとともに、遊漁者との適切な調整を図ります。

また、漁港施設の整備促進や漁業環境の充実により、漁業経営の安定を図ります。

さらに、流通施設の充実、販路拡大など水産物・水産加工品の流通対策を進めるとともに、水産加工業の育成強化に努めます。

内水面漁業においては、水産資源の保護・増殖に努めます。

第4節 商業の振興

県及び商工会と連携し、個性ある店づくりを支援するとともに、本町の立地条件も踏まえ、コミュニティ機能の充実や集客力のある店舗の確保など町民にとって魅力ある商店街づくりを進めます。

また、本町の特産品販売や情報発信を目的とした施設を整備充実し、他産業も含めた活性化を図ります。

第5節 工業の振興

圏域の工業会等と連携した人材の育成や異業種間の連携・交流を促進し、地域産業の活性化を図ります。

さらに、企業誘致のため、優遇措置の実施、新たな工業用地の確保などに努めます。

また、公害防止などの観点から工場の集団化を促進します。

第6節 観光の振興

本町の豊かな自然環境を生かした観光振興を進めるとともに、観光地としての魅力をさらに高めるための観光地整備を図ります。また、町内他産業とも連携し、新たな土産品開発や観光漁業など地域産業の活用を図ります。

さらに、周辺市町村との広域観光ルートの形成、観光振興の基盤としての交通条件の充実を図ります。

3 心豊かなまちづくり

教育や文化・スポーツ活動を通じて、人づくりを進め、豊かな人材が育つまちを目指します。

第1節 生涯学習の推進

町民の生涯学習意欲の高まりは、まちづくりの活発化にもつながることから、いつでも、どこでも、だれでも生涯学習を受けられるよう町民のニーズに合った機会提供に努めるとともに、ソフト・ハード両面での生涯学習環境の充実を図ります。

第2節 就学前教育の充実

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、健全な発育のために教育内容の充実と教育機会の拡大に努めます。

第3節 義務教育の充実

一人ひとりの個性を伸ばすとともに豊かな人間性を培い、心身ともに調和のとれた人材の育成を目指し、教育内容を充実します。さらに、学校施設の充実と安全性の向上、特別支援教育の充実などに努めます。

第4節 社会教育の充実

社会教育の充実に当たっては、地域社会や関係機関との密接な連携のもとに施策の推進を図ります。

家庭教育については、子どもの人格形成においてその果たす役割は大きいことから、家庭の教育機能の向上に努めるとともに、相談体制の強化など支援の充実を図ります。

青少年教育については、多様な教育・体験の機会を通じて、社会性や責任感を培い、健全育成を図ります。

成人教育については、成人各層のニーズに応じた自主的な学習活動の促進や地域の連帯感の醸成などを図り、豊かな地域社会づくりを進めます。

人権教育については、基本的人権の尊重など人権意識の向上に努めます。

第5節 生涯スポーツの推進

町民の心と体の充実を図るため、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図ります。また、スポーツに親しむ機会の提供や施設の整備充実、スポーツ団体の育成などスポーツ環境の向上を図ります。

第6節 文化の振興

豊かな生活をおくる上で文化の果たす役割が高まっており、文化活動の拠点となる施設の内容充実や利用促進に努めるとともに、町民の自主的な文化活動に対する育成・支援を図ります。

また、国指定天然記念物カヌムリウミスズメを「町の鳥」として制定するとともに、各学校、民間団体と連携し、自然や歴史遺産などの貴重な文化財の保護と有効な活用に努めます。

第7節 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現を目指して、「かどがわ男女共同参画基本計画」に基づき、意識啓発、女性の就業環境の整備、育児・介護の支援などを推進します。

4 福祉・健康のまちづくり

すべての町民が健康で長生きできるとともに、安心して生活できるよう、地域ぐるみの福祉に取り組むまちを目指します。

第1節 地域福祉の推進

地域福祉を推進していくには、地域全体でお互いを共に支えあう環境をつくり上げることが最も重要です。このため、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の機能充実強化と、地区会長等で構成する福祉ネットワークや門川町ボランティア連絡協議会、さらには、「人にやさしい町づくり町民運動」などと連携し、併せて町民の主体的な参加を促進します。

第2節 高齢者福祉の充実

地域で共に支え合う高齢者福祉の充実を図るため、生きがいづくりや、シニアパワーを生かした社会参加の促進、いきいきサロン等による介護予防に努め、高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

第3節 障がい者福祉の充実

障がい者の自立と社会参加を促すため、社会環境のバリアフリー化や支援体制の充実を図るとともに、障がい者の就労についての啓発活動に努めます。

第4節 児童福祉の充実

母子保健、保育サービス、相談事業などの充実を図るとともに、地域全体で子育て環境の充実に取り組み、だれでもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

第5節 母子(父子)寡婦福祉の充実

母子(父子)寡婦家庭における精神的・経済的不安解消のため、各種相談事業の充実に努めます。

第6節 社会保障の充実

国民健康保険については、医療費の適正化などに努めるとともに、町民の健康づくりのための保健事業を推進します。

国民年金については、老後の生活の基本的柱となることから、制度の広報、加入促進、保険料の納付促進、申請免除の適正適用などを図ります。

介護保険については、円滑な事業運営に努めるとともに、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

低所得者対策については、関係機関と協力し、生活状況の的確な把握と適正な保護に努め、相談事業などの充実や自立の促進を図ります。

第7節 保健・衛生の充実

町民が健康で長生きできるよう、生涯の各段階に応じた健康づくりの推進とそのための環境整備を図ります。さらに、母子保健の充実に努め、安心して出産や子育てができる環境整備を図ります。

また、関係機関などの協力を得ながら医療体制と救急医療の充実に努め、町民が安心して生活できるよう努めます。

5 計画推進のための行政の充実

様々な行政課題に対応するため、効率的な行財政を進め、町民も自分たちの町のことを積極的に考える自治のまちづくりを目指します。

第1節 行財政改革

社会情勢や行政に対するニーズの変化への的確な対応を図るため、「門川町行財政改革構想（平成16年12月策定）」に基づき、行財政の効率化、行政サービスの向上に向けた様々な施策を推進します。

町民とともに、よりよいまちづくりを進めるために、情報公開の確立を図るとともに、個人情報保護に関する条例を制定し、平成17年3月に施行しました。

行政サービスの中核施設である役場庁舎については、今後、改修等も含めた検討を行います。

第2節 財政計画

健全な財政運営のため、事務事業の見直しや経費削減、施策の優先度や緊急度に応じた効果的な予算配分に努めます。

第3節 広域行政

広域化、高度化する行政ニーズに対応するため、広域行政に取り組みます。

また、市町村合併については、日向市、門川町、東郷町任意合併協議会における調査・研究や住民説明会における住民の意向を把握したうえで、法定協議会の設置については、議会の判断を尊重し、当分の間、自立の道を進むことになりました。しかし、市町村合併は町の根幹に関わる最も重要な事柄であることから、今後とも、国県及び近隣市町村の動向を踏まえて対応します。

第4節 「人にやさしい町づくり町民運動」の推進

地方分権化が進む中で、地域の自主・自立が求められています。住民に身近な課題については、住民自ら考え、行政との協働と役割分担により、よりよい生活を実現する活動として「人にやさしい町づくり町民運動」を推進します。

第3編

・

基本計画

第1章

快適生活のまちづくり

第2章

産業創造のまちづくり

第3章

心豊かなまちづくり

第4章

福祉・健康のまちづくり

第5章

計画推進のための行政の充実

第1章 快適生活のまちづくり

第1節 環境の保全

【現況と課題】

二酸化炭素（CO₂）に代表される温室効果ガスによる地球温暖化は、人がエネルギーを得るために多くの燃料を使うことが主な要因ですが、地球の温暖化が進むと異常気象や動植物の生態系の変化など様々な悪影響が起これと言われています。

地球温暖化抑制のための京都議定書が平成17年2月16日に発効され、日本は二酸化炭素（CO₂）など、温室効果ガス 排出削減の6%の数値目標が示され国際公約となりました。

本町は、昭和39年日向延岡新産業都市計画区域の指定を受け、都市施設や廃棄物処理施設の整備を図る一方、環境政策としては、昭和52年日向延岡公害防止計画の承認を受け、宮崎県や関係市町村と連携し、大気、河川海域水質、騒音、振動、悪臭等の規制区域や類型指定を受け、調査及び監視活動に努め、工場、事業所については公害防止協定を締結するなど廃棄物処理と公害対策を実施してきました。

しかし、今日の環境問題は、地球的規模の取組みと、より身近な町内の河川海域の水質対策、廃棄物の減量化、資源化や自然保護などへの対応が必要であり、これまでの環境対策を継続していくとともに、「子孫に負の遺産を残さない」ため、住民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷の低減を図っていくことが必要です。

【基本方向】

環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因です。このため、身近な日常生活や地域の中から取組み、町民一人ひとりが環境負荷全体を考慮して行動する必要があります。そして、その活動を門川町の環境保全はもとより、地球的環境対策へ広げることによって、社会経済全体を変革する意識を高めなければなりません。

門川町では平成16年（2004年）3月に環境基本法の趣旨を踏まえ、21世紀の展望と環境の基本的方向を定めた門川町環境基本条例を制定しました。この条例を基本理念とした環境基本計画を策定し、この計画に沿って現在に生きる私たちは現実

温室効果ガス

大気中における濃度が増加することにより、地球温暖化をもたらす物質で、二酸化炭素、メタン等がある。

に発生している環境問題を直視し、深い認識の上に立って環境への負荷を少なくし、社会の発展を目指します。

【具体的施策】

1 自然の保護と有効活用

- (1) 豊かな緑や清流は、人間性を回復させることができる場であるとともに、地球環境を守る機能も有しています。本町の豊かで美しい海岸線、河川、森林などを保護するために、本町では平成17年に「町の鳥」に制定したカヌムリウミスズメを環境保護活動のシンボルとし、住民への啓発活動や町民と一体となった環境保全活動に取り組みます。
- (2) 美郷町北郷区など関係機関と連携を図り、森林の保全と河川や海域、海岸の自然環境の保全活動組織づくりを推進します。また、本町の農林漁業の一次産業と自然や生物とのかかわりについて研究を進め、産業と自然や生物が共生する保全対策に努めます。

2 地球温暖化対策

・自治体の責務

住民に対し、国及び県から情報を提供するとともに、「門川地域新エネルギービジョン」及び「門川町地域省エネルギービジョン」に基づき、温室効果ガス排出抑制のために、住民のモデルとなるような行動を行うとともに、指導・啓発を実施します。

また、化石燃料に代わるバイオマス燃料の利活用について、普及・啓発を促進します。

・事業者の責務

生産性を向上させることによる温室効果ガスの抑制に努めるとともに、自主的削減計画を作成し、実行することによる温室効果ガスの削減に努めることや、輸送の効率化による温室効果ガスの削減などが求められています。

・住民の責務

日常生活の中で、照明・冷暖房などの過剰使用を慎んだり、車の使用抑制や自転車の活用をすることによるエネルギーの節約、過剰包装の抑制などゴミの減量化を促進したり、廃棄物の再利用、リサイクルの促進を行うことにより資源を大切にすること、更に環境に優しい製品の購入に努めるなど、一人ひとりの小さな行動が地

球の温暖化防止につながります。

3 新エネルギー及び省エネルギー

地球温暖化を代表とする地球規模の環境問題が注目されていますが、「日本一住みよい門川町」を目指す本町においても身近な問題として認識し、各家庭でできる取り組みについて、指導・啓発を実施します。公共施設について、化石燃料に代わるバイオマス事業を活用した新エネルギー設備や省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、「門川町省エネルギー推進委員会」を活用して、各事業所や各家庭でできる取り組みについて指導・啓発を実施します。

4 公害の防止

(1) 大気汚染

公害防止協定に基づき、大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設等の指導を継続するとともに、大気に関する環境基準達成等については宮崎県の評価を注視していきます。

自動車等の粒子状物質や窒素酸化物の排出抑制のための、低排出ガス自動車の普及促進に努めます。

(2) 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき河川海域の類型指定による水質目標値達成の水質測定を継続するとともに、法にかかる事業所や公害防止協定等に基づく事業所の指導を継続していきます。

生活排水対策については「人にやさしい町づくり町民運動」の中での推進組織づくりを進め、排水処理施設の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽等の設置推進、維持管理の指導に努めます。

(3) 悪臭

畜産事業所からの悪臭については、糞尿から醗酵する過程での臭気発生が原因であり、施設内に堆積した糞尿処理については関係機関と連携を図り、適正な処理対策と新技術等の導入を図りながら臭気緩和対策に努めます。

その他の悪臭発生については、適宜立ち入りを行い指導していきます。

(4) 騒音

騒音規制法に基づく規制地域における本町の条例規制基準により監視を継続するとともに、生活騒音については適宜立ち入りを行い指導します。

第2節 ごみの適正処理

【現況と課題】

近年の産業構造、経済システム、ライフスタイルの変化に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムはごみの排出量の増大や、質の多様化をもたらし、さらにごみ焼却処理に伴うダイオキシンの発生や、最終処分場の確保難など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしています。

このような中、本町におきましては昭和37年に定められた「門川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を基調とし、廃棄物に関する町民意識の啓発を推進するとともに、可燃ごみの処理については平成2年度に日向市・門川町・東郷町で構成する広域処理体制を確立し、日向市に160t/日焼却施設の建設を行い、平成3年度より可燃物の焼却処分を実施し、その後平成13年に1市2町5村で構成する東臼杵南部広域連合を設立し、広域共同処理を確立しました。本町の一般廃棄物は、平成13年度 8,123t、平成14年度 8,740t、平成15年度が8,568tとなっております。

また、平成15年度の廃棄物量の分析では可燃物が6,514t、不燃物2,054t、資源物543tで、平成13年度からの経年変化では可燃物は大きな変動はなく、不燃物は粗大ごみや土石類等の従来の不燃物に加え、木竹類が焼却処分できないため不燃物となったことや災害廃棄物の受け入れなどにより変動が大きく、さらに資源物については廃棄物全体量の6.3%となっています。

このことから社会経済の低迷する中であっても、住民のライフスタイルや消費的欲求は不況と関係なく続いており、また廃棄物の質についてもより多様化している現状であることを深く認識し、本格的な排出抑制、再利用、再資源化を進め循環型社会の形成を目指す新たな対応が求められています。

また、処理施設については可燃物は広域連合の焼却施設(160t/日連続)で焼却していますが、建設後14年経過し施設の老朽化により次期施設整備計画が必要となっています。さらに、不燃物は、鉄類の粗大ごみを除く木質系ごみを主に清掃工場破砕施設(5t/日)で破砕していますが、老朽化により基幹整備が必要となっています。この破砕施設は、災害時の緊急処理に備え、今後とも維持管理に努めます。

鉄類の粗大ごみに関しては、ひゅうがりサイクルセンターに搬入し、資源回収を行うため、分別作業はセンターで行い、更なる資源化に努めます。

また、次期最終処分施設整備計画については、今後の廃棄物の動向、リサイクル施設の処理量や処理内容を含め、廃棄物の減量化や資源化を検討する必要があります。

一方、し尿処理は平成13年度6,033、平成14年度が5,913、平成15年度が6,049で、全体量は大きな変動は見られません。しかし、内容は小型合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥が増加し、生し尿が減少しているもので当該処理施設的设计数値に大幅な変動が生じております。

処理施設については、昭和56年に建設したもので老朽化が進む中、平成9～10年にかけて基幹整備を実施し機能回復を図りましたが、建設から24年を経過していることもあり、経常的な修繕を加え施設稼働を継続しているもので、今後は施設整備計画を検討し、維持管理に努めます。

【基本方向】

町民の快適な生活環境を保全し、年々増大し、多様化する廃棄物の処理を適正に行うため町民、事業者、町の責任の分担を明確に位置付けし、ごみの減量化、リサイクルの推進、資源の有効活用の観点から、従来の「単にごみを集めて燃やし、埋め立てる」という資源消滅型からゼロエミッション(資源循環型)社会への転換を進めます。

【具体的施策】

1 一般廃棄物処理・リサイクル

現有施設の対策と資源循環型社会を目指し、次の事項を基本方針とします。

- (1) 資源循環型社会の実現を目指し、リサイクル体制を確立し、更なるごみ分別に努めて、生ごみの資源利活用と廃食油のエネルギー化等バイオマスの調査研究に努めます。
- (2) 廃棄物処理施設の広域的な整備と維持管理体制の確立を目指します。
- (3) 「人にやさしい町づくり町民運動」と連携し、廃棄物の排出抑制、資源化への運動を展開します。
- (4) 可燃ごみは広域連合施設により焼却処分し、不燃ごみは民間の施設を有効活用した処理を行います。
- (5) 埋立跡地と休止中の焼却施設の適正な処置の研究を進めます。

資源循環型社会

限りある資源を効率よく利用し、持続ある成長を続けるためには排出された廃棄物を単に処理する社会から、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように、再利用や再資源化する社会。

2 し尿処理

施設の経過年数に伴い、基幹的整備を実施し、老朽化による駆体部、処理機器装置の損傷を補充し、現施設を現長期総合計画期間までを目途に稼働させながら、次期長期計画において、新たな処理施設の整備に取り組みます。

3 産業廃棄物処理

第三次宮崎県産業廃棄物処理計画に基づき、次の基本目標の啓発推進を行うとともに、監視や指導体制の強化を図ります。

- (1) 排出抑制・減量化・リサイクルの推進
- (2) 適正な処理の確保
- (3) 処理施設の安定的な確保
- (4) 産業廃棄物処理に関する信頼性の向上
- (5) 公共関与事業の推進

リサイクルプラザ

ごみの減量化及び再生利用を推進・実践するための拠点施設として、市民、消費者団体等にごみの減量化やリサイクルに関する啓発を行い、現状の大量消費スタイルを見直す一方、この施設を提供することによって、不要品の修理、交換等のリサイクルを通じた人づくりや地域社会を形成していくコミュニティ施設。

第3節 上下水道

【現況と課題】

上水道については、生活様式の近代化、多様化に伴う生活用水の急増により、水需要は年々増加の一途をたどっており、今後も給水人口増、使用水量の増大は必至であり、将来にわたって十分な給水の確保、送・配水施設の早急な拡充整備が必要となっております。現在1ヶ所（3基）の配水池から給水区域のすべてに給水を行っていますが、災害等が発生した場合を考慮して配水池を分散設置し、給水の確保とともに貯水量の増大及び災害等にも対応できる施設の整備が急務であります。

次に、簡易水道については、西門川の2地区（上井野・大原地区）が簡易水道の給水区域となっており、本地区の水道施設は営農飲雑用水施設として整備されましたが、上井野地区にあっては平成5年、大原地区が平成7年に簡易水道事業施設としての認可を受け、現在、町で管理運営しています。

また、上水道及び簡易水道給水区域以外の地域においても、集落営農飲雑用水施設（赤木・市の原・神舞・小切畑・小松・丸口・大池）等の整備により、飲料水の確保が図られています。

更に、水道の普及に伴い、今後は、既に整備された施設の維持管理が益々重要視されることとなります。特に、水道水質の安全確保は必要不可欠であります。生活排水等による河川の汚濁が進んでくると、水道水質への影響が懸念されます。

そのため水質管理体制の強化に加えて水道水源の水質保全が極めて重要となっており、環境行政、河川行政、下水道行政等との連携による対策の一層の強化が求められています。

本町では、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置の普及事業などにより、生活排水対策の充実を図ってきましたが、今後は、町民への公共水域浄化の啓発活動を徹底するとともに、各種事業の計画的整備、普及促進を図る必要があります。

【基本方向】

上水道については、災害時に強い施設の整備（ライフラインの確保）、今後の給水人口増、使用水量の増大に対応した水道施設の拡充を図ります。また、平成24年

度を目標年次として、計画人口20,000人、計画給水量13,000m³の施設整備を進めます。(第4次拡張事業)

【具体的施策】

1 上水道

- ・水道施設の拡充整備を実施し水道水の安全、安定供給に努めます。
- ・防災対策と配水池の分散化対策として、既設の配水池から比較的距離があり、家屋等の増加、使用水量の増加が予測される加草・庵川・牧山地区の安定供給及び給水の確保、貯水量の増大に対応するため加草地区に新たな配水池の建設が進められています。
- ・給水圧の安定と漏水の防止対策として、老朽管の布設替及び既設管の増径を実施し、給水圧の改善と漏水の防止を図ります。
- ・既設配水池の清掃及び改修や補強整備を実施し、防災対策強化を図ります。

2 下水道及び合併処理浄化槽

(1) 公共下水道

下水道は、市街地内の汚水及び雨水を排除し、都市の公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川、海域などの水質を保全し、都市の健全な発展を図るうえで欠かせない基本的施設です。

公共下水道の導入については、公共下水道事業基本計画を策定しましたが、財政問題等、現実的でないので、公共用水域水質保全のため、町内全域において生活排水対策基本計画を改定し、家庭と事業所を合わせた排水対策を推進するべく、合併処理浄化槽整備を主とした普及推進を図ります。

(2) 都市下水路

都市下水路、排水路については、積極的な事業の推進により整備が図られていますが、未整備地区については、浸水などの実態調査を実施し、適切な対応を図っていきます。また、本町地区の浸水被害を解消すべく、排水対策事業を推進し、安全安心なまちづくりをめざします。

第4節 町営住宅

【現況と課題】

本町は、昭和39年に新産業都市の指定を受けて以来、その発展方向をベッドタウンとして位置付けられ、土地区画整理事業を積極的に推進し、良好な宅地形成と核家族化の進行に対応して、町営住宅を建設し住宅不足の解消を図ってきたところであります。

住宅の安定した供給を行うため、町村では県内トップクラスの戸数を建設し、町民の要望に対して大きな成果をみています。

今後の町営住宅施策は、高齢者世帯の増加や子育て支援に係る住宅の整備等、町民のライフスタイル（生活様式）の変化等に伴い各々のライフステージやニーズにあった町営住宅の供給、また、車社会に対応すべく駐車場の整備など、快適な居住環境の整備が必要となっています。

このような中、古い住宅では住宅整備（風呂場・洗濯場及び浄化槽）の未整備住宅また、床面積も狭小（水準以下）であることから、各入居者によって部屋や物置などの増築を行っている住戸もあり、住戸間における日当たりや通風を妨げ、衛生面など環境悪化を招きいろいろな問題も生じてきています。

このようなことから、「門川町営住宅ストック総合活用計画」を策定し既設団地の計画的な住戸改善や団地統廃合による建替更新などにより、居住水準、生活環境の向上を図ることとし事業の推進に取り組んでいます。

老朽化の激しい栄ヶ丘団地は、第一期事業として平成16年度末で56戸の住宅を供給いたしました。近代的な住宅として入居者の利便性の向上につながるものであります。

また、継続管理と位置付けている平城団地住宅は、平成14年度から住戸改善事業に取り組み、設備の改善、室内外のリニューアルを実施しています。

公営住宅整備事業は国の三位一体改革により補助事業から地域住宅政策交付金事業に移行され、財源確保も大変厳しい状況下であります。整備の推進にはよりの確な判断と制度の運用が欠かせないものと思われま。

【基本方向】

住宅は、生活の基盤となるものであり、入居者への利便性の向上や、安全・安心に生活できる施設とするため、経年老朽化している町営住宅を効率的な改善・更新を図っていく必要があります。

住宅施策は、長期・総合的な住宅行政の展開が求められることから、今後の社会情勢の変化を見極め、「門川町住宅マスタープラン」や「門川町営住宅ストック総合活用計画」などの必要な見直しを行い、整合性を図りながら推進することとし、入居者が安心して、ゆとりある住生活が営めるよう、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善、更新を図ることといたします。また、高齢者等に配慮した住宅、子供を安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適生活のまちづくりを推進します。

【具体的施策】

1 町営住宅の建替

建替更新中の栄ヶ丘団地は、完成しますと全戸数112戸、8階建てのエレベーター付の近代的な町営住宅として更新することとなります。高齢者等にも配慮したバリアフリー化を取り入れていますので利便性の向上が図られることとなります。

この計画に対して、現在半分の一期工事が完成しておりますが、二期工事については、総合的な見直しを行った後、ニーズに合った、真に必要な施策について検討を行うこととします。

その間に必要な町営住宅の建替については、市街地の周辺に位置する団地地域の均衡ある発展や活性化を図るため、栄ヶ丘団地の二期工事に優先して、これらの団地の統廃合を含めた建替え更新を実施します。

2 町営住宅の住戸改善

建替計画のない団地は、改善対策にあわせ設備等の充実や狭小住宅の解消対策の可能性などを調査し、入居者がゆとりある住生活が営めるよう住宅の改善に努めます。

また、多人数世帯への住宅確保として、既存住宅の2戸1住戸改善の整備手法、可能性について検討を行います。

建替予定団地で当分の間継続管理する団地は、入居者の日常の快適な生活を維持するため必要な個所の計画的な改善及び営繕などを行っていきます。

中高層住宅は、「建築物の耐震改修に関する法律」によって、耐震診断を行ない、必要に応じて耐震改修を行なうよう努めます。

このようなことから、西ノ山団地中層住宅は外壁のモルタル剥離、ひび割れ、浮きなどの補修、手摺の改善工事を実施して安全性の向上を図りました。

平城団地中層住宅も、西ノ山団地と同様、安全性の向上を図るため、随時改善改修を行うよう努めます。

3 町営住宅の環境改善

西ノ山団地以外は生活排水が未処理のまま側溝に流出しており、水質汚染の一因になっています。また、中高層建物以外の住宅は汲取り便所であり、文化的な生活を提供するため、水洗化と合併処理浄化槽の設置を検討し、住環境の改善と居住水準の向上に努めます。

建替予定の団地は、建替更新によって合併処理浄化槽の設置を行い、環境改善を図っていきます。また、継続管理の低層住宅については、合併処理浄化槽設置の手法の検討を行い計画的に実施します。

一部住戸においては、床面積が狭小なことにより入居者が増築を行なっているケースもあり、住戸間で日当たり、通風、衛生面で住環境の悪化を招く結果となっています。

団地は入居者の共同生活の場であることから、隣戸入居者の立場や権利を尊重し、住みよい住環境をお互いで配慮して構築しなければなりません。環境悪化の原因となる増築は物干し等の差掛け以外は許可を制限する方向で進めます。

狭小住宅の解消策は、今後の入居状況を見ながら検討を行うことといたします。

増築部分で、適正な維持管理が行われていない物件は指導を徹底し、悪質な内容は許可の取消しや撤去を依頼し、団地全体の環境改善に努めます。

4 駐車場の整備

団地内駐車場は、建替などの更新にあわせ整備することを基本とし、入居者の利便性や安全性を重視した配置として計画します。

継続管理の団地は、共用空地において駐車可能地を調査し、各住戸1台の駐車ができるよう整備に努めます。整備の済んだ団地については、駐車場の有料化を実施します。

5 町営住宅の入居管理

町営住宅の募集については、住宅管理施策を計画的かつ合理的に推進するため、必要に応じて年数回の一般公募により実施していきます。

また入居者は、町営住宅は町民共有の財産であるということをよく認識していただき、「門川町営住宅施設及び駐車場管理要領」などに基づく入居者による自主的な管理運営を基本として、入居者全員で住みよい住環境を構築することを目指した入居管理に努めます。

第5節 都市計画

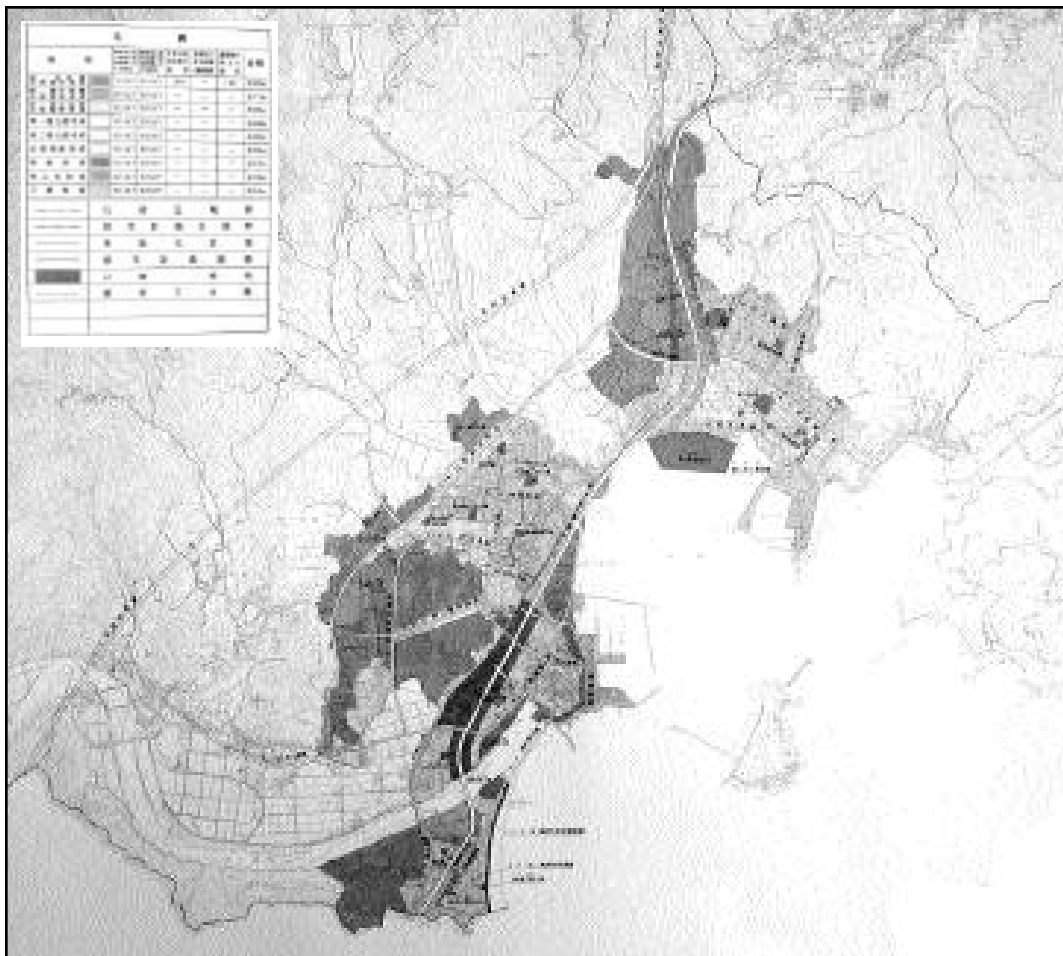
【現状と課題】

本町の全面積12,048haの内、中心市街地を含んだ1,879haについて都市計画区域が指定されており、町全面積の15.6%となっています。

この内、市街化区域(用途地域)は、都市計画区域の27.5%、517haが指定されており、これらの地区については、優先的かつ計画的に市街化の促進を図る必要があります。

また、残りの1,362haは市街化調整区域として、市街化区域との調和を図りながら、農林漁業振興地域としての整備と保全に努める必要があります。

門川町都市計画図



用途地域

都市計画法に基づいて土地利用の用途を指定している地域で、大きく住居系、商業系、工業系の3つに分かれ、12種類の用途地域がある。用途地域に応じて、建築物の用途などが定められている。

【基本方向】

魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目指します。

また、町営墓地については需要に応えるための整備を進めます。

【具体的施策】

1 都市計画

・市街化区域

環境の保全や改善に努め、かつ防災面を考慮した良好な都市空間の形成など、市街地としての質の向上に努めます。

さらに都市基盤整備の未整備な区域においては、面的整備事業の促進をはじめ、道路・公園などの施設を計画的に配置し、住みよい市街地の形成を促進します。

・市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるが、市街化区域に近接し、計画的な市街地整備の見通しが明らかな区域については、農林漁業との健全な調和を図りながら市街化区域への編入を促進する必要があります。

集団優良農地は今後とも水田地帯として農業の土地利用が継続されるものと想定されるので、その保全に努めていきます。

2 都市計画道路

都市計画道路は、土地利用と並んでまちづくりの根幹をなし、産業の振興、日常生活の利便と安全の確保、防災施設としての役割など、豊かで住み良い機能的な町を実現するため欠かすことのできない基本的な社会資本です。

延岡西都線(東九州自動車道)及び上の町～小園線(国道388号)の整備促進をはじめ、その他の都市計画道路(南町加草線他)についても、重要な路線であることから、計画的に整備促進を図ります。

3 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画の目標である優良な市街地形成を図るため、土地利用の増進及び都市施設の整備を総合的に進めるなど、まちづくりにとって大変重要な役割を果たしています。

未整備地区については、整備手法を検討するとともに、財政事情、地域の実態などを勘案しながら更に調査・研究を進め、健全な市街地の形成を促進します。

4 都市公園事業

公園は、住民の憩いの場としての重要な施設であり、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツレクリエーションの場の提供、同時に災害の発生緩和や避難、救援活動の場など、多くの複合した機能を果たしています。

今後とも、未整備地区については、用地の確保などに努め、既存の都市公園を基本に誘致距離や配置バランスを考慮し、施設整備の促進に努めます。

また、既存公園の設備の充実と地域を中心とした適正な管理体制を整えていきます。

用途地域別面積

区	分	面積(ha)	構成比(%)	容積率 / 建ぺい率
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	46.3	9.0	100 / 50
	第1種中高層住居専用地域	71.0	13.7	200 / 60
	第2種中高層住居専用地域	69.0	13.3	200 / 60
	第1種住居地域	110.3	21.3	200 / 60
	第2種住居地域	68.0	13.2	200 / 60
	近隣商業地域	26.0	5.0	200 / 80
	商業地域	23.0	4.5	400 / 80
	準工業地域	79.3	15.3	200 / 60
	工業地域	24.0	4.7	200 / 60
		計	516.9	100.0
	市街化調整区域	1,362.1		200 / 70
	合計	1,879.0		

資料：都市建設課

都市計画道路の整備状況

番号	路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	改良済延長(m)	整備率(%)
1	1.3.3	延岡西都線	24.0	5,530	0	0.0
2	1.3.1	延岡外環状線	24.0	1,350	1,350	100.0
3	3.3.1	国道10号線	23.0	5,700	5,200	91.2
4	3.3.21	加草中村線	22.0	660	130	19.7
5	3.4.21	加草庵川線	16.0	1,930	1,900	98.4
6	3.4.22	駅前通線	16.0	1,440	1,100	76.4
7	3.4.23	南町加草線	16.0	4,750	3,250	68.4
8	3.4.24	上の町小園線	16.0	2,050	120	5.9
9	3.5.21	栄町通線	12.0	650	650	100.0
10	3.5.22	南町平城線	12.0	1,300	1,300	100.0
11	3.5.23	中央通線	12.0	1,520	1,520	100.0
12	3.5.24	白方通線	12.0	730	730	100.0
13	3.5.25	中尾通線	12.0	1,760	1,760	100.0
14	3.5.26	海岸通線	12.0	1,350	1,350	100.0
15	3.5.27	門川農高通線	12.0	940	760	80.9
16	3.5.28	門川港線	12.0	490	490	100.0
17	3.5.29	庵川西通線	12.0	1,050	950	90.5
18	3.5.30	南町通線	12.0	750	750	100.0
19	3.5.31	南町尾末線	12.0	1,700	1,150	67.6
20	3.6.1	臨港通線	12.0	1,660	1,660	100.0
21	7.6.32	草川小学校通線	10.0	820	820	100.0
22	7.7.33	庵川西公園通線	6.0	220	220	100.0
23	7.7.34	南町公民館通線	6.0	490	490	100.0
24	7.7.35	南町中央通線	6.0	220	220	100.0
25	7.7.36	南町町民会館通線	9.0	100	100	100.0
26	7.7.37	須賀崎通線	9.0	630	630	100.0
合計		26路線		39,790	28,600	71.9

資料：都市建設課

都市公園の整備状況

番号	公園名	面積(ha)	摘要	町全体	都市計画区域	市街化区域
1	上の町街区公園	0.20	完了	(19,747)人 10.25㎡/人	(18,501)人 10.95㎡/人	(16,799)人 12.05㎡/人
2	中須街区公園	0.27	完了			
3	本町街区公園	0.22	完了			
4	平城街区公園	0.60	完了			
5	中央街区公園	0.53	完了			
6	東栄町街区公園	0.28	完了			
7	西栄町街区公園	0.26	完了			
8	加草街区公園	0.11	完了			
9	栄ヶ丘街区公園	0.15	完了			
10	西栄町第2街区公園	0.18	完了			
11	宮ヶ原第1街区公園	0.26	完了			
12	宮ヶ原第2街区公園	0.44	完了			
13	宮ノ迫街区公園	0.28	完了			
14	庵川西街区公園	0.20	完了			
15	愛宕山街区公園	0.21	完了			
16	南ヶ丘街区公園	0.17	完了			
17	庵川西近隣公園	1.00	完了			
18	南町近隣公園	1.00	完了			
19	門川海浜総合公園	10.30	完了			
20	ふれあい多目的広場	3.20	完了			
21	南町第1街区公園	0.15	施行中			
22	南町第2街区公園	0.14	施行中			
23	南町第3街区公園	0.10	施行中			
合計		20.25				

資料：都市建設課

5 町営墓地

町営墓地は西又霊園と宮ヶ原霊園、南町霊園の3箇所があり、宮ヶ原霊園は平成13年度造成工事を行い、同年全区画分譲が完了しております。また、南町霊園についても、平成19年区画分譲を行ったところです。今後の墓地建設については、設置場所及び造成を住民の要望に照らし、検討します。

第6節 交通環境の整備

【現況と課題】

本町における道路の実態については、国道10号、国道388号、延岡南道路(有料道路)の総延長26km及び県道として八重原～延岡線をはじめ5路線、総延長26.7kmとなっています。

生活道路としての町道については、平成16年4月現在520路線、総延長164kmがあり、これの規格改良率60%、舗装率については98.3%に達しています。道路はあらゆる国民生活や社会経済活動を支える根幹的な社会資本であり、東九州自動車道の早期完成をはじめとする国県道や町道を体系的に整備を図っていく必要があります。

また、鉄道の整備や、バスなどの交通手段について、より有効な利活用を促進する必要があります。

【基本方向】

道路は、日常生活や経済活動における最も基本的な交通基盤であり、都市間交通から生活密着型の道路まで、体系的に整備された道路交通網を形成し、県内主要都市間及び主要都市と周辺市町村を概ね1時間で結ぶことなどを目指した県内1時間構想の実現を図る必要があります。

このため国道、県道と有機的な結合をもった町道の整備をすることにより、圏域内交流や日常生活、産業活動における交通利便性の向上に努めます。

また、公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図ります。

【具体的施策】

1 東九州自動車道の整備

本路線の整備は、沿線の地域経済の活性化はもとより、救急医療体制の向上、災害時の代替ルートの確保、若者定住促進による国土保全機能維持などに寄与するとともに、九州東西間の交流・連携強化による九州の一体的浮揚に不可欠なものであります。

門川～日向間は平成22年の供用開始を予定しており、全線における早期完成が図られるよう努めます。

また、高速道のバスストップの設置を図ります。

2 九州横断自動車道延岡線の整備

県北地域の振興をはじめ、東西九州の一体的発展に不可欠な道路であり循環型高速交通ネットワークにおいて重要な路線であります。

九州横断自動車道延岡線建設促進期成会など一体となって、道路財源を確保しながら、早期整備が図られるよう努めます。

3 国道10号

町内区間の4車線化、歩道のバリアフリー化に続いて、路面舗装の排水騒音対策が図られました。引き続き交通事故防止策をはじめ、加草～船越間の浸水対策について早期整備が図られるよう努めます。

4 国道388号の整備

平成14年度に上井野工区、17年度に庭谷工区が完了し、引き続き松瀬工区の年次的な整備が図られるよう、県に要望していきます。上の町～小園間については、国道388号に昇格後、ますます交通量が増加しており、当区間の効果的整備手法について調査研究しながら、当面は県道土々呂日向線から町道平城線交差部までの区間についての早期完成に努めます。

5 県道の整備

町内にある県道は5路線、総延長26.7kmについて、道路維持整備、歩道整備、交通安全施設整備、道路改良整備などについて年次計画的な整備が図られるよう県に要望していきます。

特に八重原～延岡線については、西門川地区の唯一の日常生活、産業経済道路であり、上井野～東郷間の早期改良整備促進を図ります。

6 町道の整備

現在、町道として認定している路線は520路線、総延長164kmが整備されていますが、整備後永い年月を経ている町道が多く、今後交通量の増大や車両の大型化に伴い、著しく損傷度が進展するものと考えられます。

今後とも、道路安全点検パトロールを強化し計画的、年次的な維持補修の強化と

道路損傷による事故防止に努めます。

- ・広域的見地から町道松瀬～川水流線の早期整備に努めるとともに、生活道路としての機能向上を図るため、道路の新設改良、道路幅員の拡幅、危険個所の解消などの整備促進に努めます。
- ・利便性の高い歩道の整備や交通安全施設の整備を推進します。
- ・道路の適切な維持管理を図るため門川郵便局をはじめ各地域住民と連携を図り、道路情報の収集につとめ敏速な補修に努めます。
- ・高齢者や障害者の道路利用に配慮し、歩行空間のバリアフリー化の整備に努め、「人にやさしい町づくり」を推進します。
- ・地域に密着した、生活道路の花いっぱい運動や、清掃活動を通じ道路愛護意識の向上をはかるための啓発活動を推進します。

7 公共交通機関

鉄道の整備については、鉄道利用者の利便性や快適性を高めるため、高速化・列車の増便・リニューアル化などを関係機関に要望していきます。

バス路線の整備については、幹線道路網の整備を図るとともに、廃止路線については代替バスなどの存続に努力して参ります。今後、日向・東臼杵管内において、過疎化により廃止路線はますます増加する傾向にあるので、バスに関する広域の協議会において、バス利用者の利便性や快適性の向上する方法を検討して参ります。

8 沿海北部広域営農団地農道整備事業

当広域農道は、延岡市大峡町と日向市塩見を結ぶ延長30kmであり、県北の農産物輸送の迅速化、効率化を図るのが目的で、宮崎県が整備を進めている農道です。

この事業は、本町の農業振興において、重要な役割を果たす事業であるため、今後も引き続き未整備地区の早期着工を推進するとともに、未採択区間の採択に向けた活動の展開を図っていきます。



第7節 漁業集落の環境整備

【現況と課題】

当地区は臨港道路の整備、集落環境整備による道路の開設、集落排水施設の整備あるいは街路事業による道路の整備などにより、かなり住環境は改善されたものの依然として漁業集落特有の町並みを形成し、住環境整備については、次のような課題が残されており、早急な環境整備を図る必要があります。

地区内には狭小の生活道路が多いうえ、道路に接していない住宅、更には老朽家屋や空家などが数多く存在しており、多くの家が建築確認が受けられないという深刻な問題に直面しています。

また、地区内の若者が地区外に転出し、現在過疎化と高齢化が急速に進んでいることから早急に環境整備が必要であります。

【基本方向】

地域住民が健康で文化的な居住生活を営むに足りる基礎的な水準である安全性、保健性、利便性、快適性を備えた漁業集落の環境整備を進めます。

【具体的施策】

1 漁業集落環境整備対策

当地域における整備については、地区に居住する人々が地域の現状を認識し、将来に向かって安全性、保健性、利便性、快適性を希求する意識を高揚し、共有することが重要であります。

地区内居住者による仮称「漁業集落環境整備促進期成会」などの組織化を推進する必要があります。

また、庁内各課において、整備手法について調査研究及び協議を促進します。

さらに、遊休地については今後の環境整備に向けて、積極的に確保を図ります。

第8節 町民の安全確保

【現況と課題】

今日の社会状況は、都市化の進展、高度情報技術の進展などを背景に、さまざまな事件、特に青少年による特異な事件などが増加傾向にあり、また、高速交通の新しい時代を迎え、高齢者（65歳以上）の社会参加から、高齢者の交通事故が増加し、若者の暴走行為など、交通情勢は一層厳しさを増す状況にあります。

このようなことから、平成12年6月「門川町交通安全の推進及び地域安全の推進などに関する条例」を制定し、町民、事業者、運転者、関係機関などが一体となり、交通事故や事件を未然に防止し、安全なまちづくりを推進していますが、今後、交通安全思想の普及及び安全運転の徹底などに努める必要があります。

消防については、火災・災害から地域住民の生命財産を守る重要な役割を担っており、日向市、門川町の一市一町による広域常備消防体制を充実し、消防力の強化・救急業務の拡充、予防査察、危険物規制の徹底、火災予防活動に努めています。

非常備消防体制は、現在団員定数365人により地域消防活動に努めていますが、平成16年4月現在の実団員数は339人となっており、今後、消防団員の確保が課題となっています。さらに、山林火災の防火体制の整備や防火水槽、消火栓など消防施設、消防資機材の整備が必要です。

また、交通事故の増加、急病、一般負傷などの救急業務も年々多様化してきており、救急・救助体制の整備充実が必要です。

【基本方向】

地域一体となって、地域安全推進の取り組みを進めます。

また、多様な災害などに対応できるよう、消防・救急体制の充実を図ります。

【具体的施策】

1 交通安全の推進

(1) 地域総ぐるみによる交通事故防止活動と啓発活動

交通安全意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、警察、交通安全協会、

交通指導員、交通安全・地域安全推進協議会などの各種の団体、機関などと連携を密にし、交通事故防止の啓発活動に努めます。

(2) 違法駐車防止活動

警察、交通指導員、交通安全協会、交通安全・地域安全推進協議会などの関係機関と連携し、夜間巡回活動やキャンペーン活動、各地区の集会、各種講座などを通して違法駐車防止に努めます。

(3) 高齢者などに対する交通安全の実施

関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通教室を開催し、高齢者の事故防止を図るとともに、地域、職場、各種講座などにおいて交通安全教育などの実施に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するために、関係機関と共同して信号機の設置や道路標識、カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。

2 地域安全（防犯）の推進

(1) 地域安全活動の取り組み

家庭、地域が一体となって、地域安全（防犯）意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、各種の団体、機関などと連携して事件の未然防止に努めます。

子供見守りネットワークや育成会等による児童・生徒の登下校時における見守り活動を積極的に実施することにより、事件などの未然防止活動に努めます。

また、青色回転灯付パトロールカーにより、町内巡回を積極的に実施し、地域安全に対する意識高揚に努めます。

(2) 暴走族の追放、青少年の非行防止などの啓発活動

町民、事業所、地域、運転者が一体となり、暴走行為を許さない、シンナーなどの管理の徹底に努め、非行や暴走族の追放に努めます。

(3) 地域安全啓発看板などの整備

暴走行為禁止やシンナーなどの薬物乱用防止啓発看板などの設置に努めます。

3 消防・救急体制の充実

(1) 常備消防体制の充実

日向市、門川町の一市一町による、広域常備消防体制の充実・強化に努め、様々な災害に敏速かつ機動的に対応できるように努めます。

(2) 非常備消防体制の充実

火災、災害発生の多様化、大規模化など、その鎮圧、救急、人命救助など、町民に身近な消防防災活動が円滑、かつ迅速に対応できるよう非常備消防体制の整備、充実に努めるとともに、近年の都市計画など住宅団地の進展に伴う、消防団の組織の再編を検討し機能的な消防団体制の確立に努めます。

また、消防団は、義勇・奉仕と言う、崇高な精神のもとで活動していますが、あらゆる消防活動に対して自己犠牲的な負担のもとに参加しており、活動の労に報い、士気の高揚を図り消防活動に精励させる上から、消防団員の処遇の改善に努めます。

(3) 予防消防の強化と消防施設の整備

火災発生の未然防止と被害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制の充実、予防消防活動の推進や消防無線などを活用した広報活動を積極的に行うとともに、防火水槽、消火栓の整備、消防資機材など(積載車など)の整備に努めます。

また、山林などの林野火災は一旦火災が発生すると、大火災につながる危険性があり、林野利用者などへの防火啓発を行うなど、火災の未然防止に努めるとともに、林野火災用の資機材の整備に努めます。

さらに、火災が発生し、消防など関係機関が円滑な機能を果たすまでの間、地域・家庭などにおける自主的な防火活動は、被害の拡大を防止する上で大変重要であり、自らの地域は自ら守るという相互助け合いの原点に立った、実働的な自主防火組織の育成に努めます。

また、地域における防災訓練や防火訓練を繰り返し実施し、地域住民による初期防災体制の充実と防災意識の向上を図ります。

(4) 救急・救助体制の充実

近年、救急出動が増加傾向にあり、さまざまな事故救済や傷病搬送に対応できるよう、高規格救急車の整備、救急救命士の充足など、広域常備消防による救急・救助体制の充実に努めます。また、消防団員の知識・技能の向上に努める一方、広報活動などを通じて救急業務に対する認識強化に努め、応急手当などの知識・技能の普及推進に努めます。

また、学校施設を含む公共施設にAED(自動体外式除細動器)を設置しており、緊急時の救急救命対策を推進します。

町内事故発生状況(第一当事者より抽出)(平成16年12月31日現在)

	件数(件)			死者数(人)			負傷人数(人)		
	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他
平成14年	142			0			178		
	24	16	102	0	0	0	16	18	144
平成15年	166			3			219		
	31	19	116	0	2	1	45	37	137
平成16年	158			0			196		
	22	32	104	0	0	0	30	34	132

資料：日向警察署(数字は人身事故のみ)

消防団組織の現状(平成16年4月1日現在)

区 分	団員数等(人)
団長	1
副団長	2
指導分団長	1
分団長	4
部長	14
班長	111
団員	206
計	339

資料：総務課

消防水利及び主要資機材の状況(平成16年4月1日現在)

種 別	台数等
消火栓(65mm以上)	223基
防火水槽(40m ³ 以上)	89
“(40m ³ 未満)	7
消防ポンプ車	3
小型ポンプ付積載車	11
小型ポンプ(B級)	13
小型ポンプ(D級)	17
動力噴霧ポンプ(山林火災用)	2
司令車(”)	1

資料：総務課

無線機器の整備状況(平成16年4月1日現在)

(単位:台)

区分	消防無線	防災無線	備考
基地局	1	1	庁舎設置
中継局		1	
車載移動局	15	20	
携帯移動局	10	5	
可搬移動局		6	
受令器	26		
計	52	33	

資料:総務課

火災発生状況

(単位:件)

区分	態 様			被害額 (千円)	原 因					
	建物	林野	その他		放火 (疑い)	野焼き 焚き火	電気 器具	ガス コンロ	火遊び	その他 不明
平成14年	5	1	3	30,933	2		1	3	1	2
平成15年	7	3	6	254,319	3	1		2	2	8
平成16年	4	3	3	9,990		2	1	2		5

資料:日向消防署

建築同意事務状況

(単位:件)

	新築		増築		改築		その他		計	
	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数
平成14年	32	20	6	1	0	0			38	21
平成15年	25	17	8	1	1	1			34	19
平成16年	24	14	14	12	1	1			39	27

資料:日向消防署

町内救急出動状況

(単位:件)

年次	交通事故	一般搬送	救急搬送	その他	計
平成14年	72	63	263	75	473
平成15年	84	62	293	112	551
平成16年	78	52	285	130	545

資料:日向消防署

第9節 防災対策

【現況と課題】

本町は、地理的に台風の常襲地域であり、さらに地形的に大部分が山地であることなどから急傾斜地が多く、自然による災害の発生が予想されます。特に、河川の氾濫による床上浸水などの災害に見舞われる状況にあり、今後とも、治山・治水の整備などを推進していく必要があります。

また、海岸線を有し、地震による津波・高潮などの災害も予想されますので、災害に備え、防災知識の普及啓発、避難訓練の実施、危険個所の計画的な整備など、総合的な防災対策を推進する必要があります。

【基本方向】

本町の地理的特性に対応して治山・治水などの充実を進めるとともに、地域防災計画に基づいた防災対策の推進と町民の防災意識を高めることにより、災害に強いまちを目指します。

【具体的施策】

1 防災体制の確立

(1) 防災対策の充実

門川町地域防災計画及び東南海・南海地震防災対策推進計画に基づき、防災施設・設備の整備、防災資機材の計画的な備蓄などを推進するとともに、防災情報の収集、連絡体制の整備などに努めます。

(2) 防災意識の高揚と普及活動

町民の防災に対する心得、災害時の行動などの啓発や地震などの防災訓練などを繰り返し実施し、防災意識の高揚を図るとともに、津波及び洪水ハザードマップを作成し、災害時の各地域の浸水予想等の周知を行い、災害パンフレットなどによる啓発、情報の提供などに努めます。

(3) 自主防災組織、災害ボランティアの育成など

町民の防災に対する認識を高め、地域を自ら守るなどの自主防災組織の育成や災害ボランティアの育成に努めるとともに、関係機関との協力体制の整備に努めます。

(4) 防災無線などの設備の整備

市街地沿岸部に地震・津波対策として整備した防災無線を活用し、災害時における緊急情報を一刻も早く町民へ伝達し、被害の防止を図ります。

また、三ヶ瀬地区では、携帯電話の通信エリアとなる事業を推進し、災害時の通信手段として活用します。

2 治山・治水・海岸保全

(1) 防災対策の充実

山地の土砂流失、谷川の浸食などの土砂災害を防止するために、砂防地域を指定し、年次的に砂防施設、流路工の整備に努めます。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策事業の推進

危険箇所に指定されている急傾斜地については、国・県の補助事業の導入を図り年次的に整備し、町民生活の安全に努めます。

(3) 河川の整備の推進

五十鈴川(延長、43.9km)、鳴子川(延長、4 km)、丸バエ川(延長、3 km)、の3河川(2級河川)については、台風や集中豪雨によってもたらされる河川の氾濫による被害の発生を防止するために、護岸の改修、河川の拡幅改修などの整備を進めるとともに、特に、五十鈴川の本格改修事業や丸バエ川流域及び中須地区の浸水対策の推進に努めます。

(4) 海岸保全の推進

海岸の自然環境の保護や海岸保全事業の推進を県など関係機関と協議しながら進めます。

第10節 IT時代にふさわしい情報基盤の整備

【現況と課題】

情報化の進展に伴って、町民の生活においてもインターネットなど新しい情報システムの重要性が増大しています。

- ・国では高度情報通信社会の実現を目指し、情報通信基盤の整備をはじめ電子政府構想など、日本の情報化に総合的に取り組んでおります。自治体においても地域情報化に向けて、先導的な役割が求められています。
- ・門川町では、地域情報化を推進するとともに行政情報化に取り組んでいますが、今後は、行政から町民への情報提供の充実はもとより、町民相互の情報の交換による豊かな生活に寄与する地域情報化の推進が求められています。
- ・また、行政の情報化については、庁内LANを構築し、グループウェアなどを運用していますが、さらに情報化を活用して行政事務の効率化や高度化を進めるとともに、町民サービスの向上に努めます。

【基本方向】

地域社会の情報化を推進するとともに、行政の情報化を図るなど情報化社会に対応する総合的な取組みを進めます。

【具体的施策】

1 地域情報化の推進

情報教育の推進・啓発、人材育成等をとおして、誰もが情報機器などを扱えることができる情報バリアフリー環境の整備に取り組みます。また、情報の収集、提供によって、町民の自発的な活動や参加と交流を促進します。

情報化によってもたらされる個人の利権や利益の侵害、消費のトラブル等の問題についても、利用者意識の確立やルールづくり等に取り組みます。

- ・公共施設ネットワークを利用した新たな展開

- ・町民参加と交流を支援する情報化の促進
- ・情報バリアフリー 環境の整備
- ・CATV及びCATVインターネットを利用した情報化の推進

2 行政情報化の推進

地域情報化を推進するためには、行政の情報化が不可欠となることから、行政情報の電子化・データベース化による情報の共有化、行政事務の効率化を図るとともに、情報ネットワークの対応力を高めます。

また、行政情報化の推進によって、町民にとってわかりやすく利便性の高い行政サービスの提供や情報の公開など、情報化社会にふさわしい行政システムの構築に取り組みます。これらを実現するために運用環境の改善や職員の情報リテラシーの向上を図るなど、情報化推進体制を整備するとともに、個人情報の厳密な管理とセキュリティ対策等を徹底します。

- ・情報化による町民サービス向上
- ・行政事務処理システムの拡充、整備
- ・行政情報の電子化、データベース化の推進
- ・個人情報保護と安全・信頼性の確保
- ・情報化推進体制の整備

情報バリアフリー

情報通信分野でも、高齢者や身体等にハンディキャップのある方が一般人と同様に情報通信を利活用できるようにすること。

情報リテラシー

情報や、コンピューターなどの情報通信機器を使いこなす能力。

第2章 産業創造のまちづくり

第1節 農業の振興

【現況と課題】

わが国の農政は、平成11年に新たな政策指針として「食料・農業・農村基本法」が制定し、それに基づき政策の基礎となる「基本計画」が策定され各種政策の展開が図られています。また、農業は食料の安定供給という大きな使命を持っていると同時に国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有し、国民生活に大きな影響を与えています。

一方、今日の農業・農村を取り巻く環境は国際競争の激化、農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等大きく変化しているとともに、食の安全・安心に対する消費者ニーズは高まっています。

このような中、本町の農業は温暖多照な気象条件を生かし、水稻をはじめとして施設野菜・果樹・花き・畜産などを推進してきました。農家戸数は、平成12年が533戸(10a以上)となっており、平成7年に比較すると45戸減少し、特に、兼業農家が減少してきているのが現状です。更に経営耕地面積においても、平成12年は426haで平成7年と比較すると22haの減少となっています。

また、農業者の高齢化が一段と進行し、労働力不足は深刻な状況となっていますが、認定農業者を主軸に優れた経営能力を有する担い手の育成や、集落営農の推進、環境にやさしい安全・安心な農畜産物の生産が求められています。

農家戸数及び就業人口の推移

年 度	農家戸数	販 売 農 家 内 訳			自給農家	就業人口
		専 業	第1種	第2種		
昭和55年	877戸	81戸	148戸	648戸		2,661人
昭和60年	775	103	115	557		2,338
平成2年	680	98	66	516		1,884
平成7年	578	93	118	367		1,443
平成12年	533	95	68	241	129戸	1,460

資料：農業センサス

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村に農業経営改善計画を提出し、認定された農業者で、認定農業者に対しては様々な支援措置が講じられる。

集落営農

集落の話し合いによる将来像をもとにして、集落全体で稲作などを効率的に営農すること。

農地面積及び一戸当たり経営面積の推移

(単位：ha)

年 度	田	畑	樹園地	その他	合計	一戸当たり経営面積
昭和55年	360	96	77	8	541	61.6 a
昭和60年	316	77	64	4	461	59.4
平成 2 年	335	76	48	4	463	68.0
平成 7 年	332	75	38	3	448	77.5
平成12年	333	48	41	4	426	79.9

資料：農業センサス

経営規模別農家数

(単位：戸)

年 度	50a以下	50a～100a	100a～200a	200a以上	合 計
昭和55年	441 (50.3%)	302 (34.4%)	106 (12.1%)	28 (3.2%)	877 (100.0%)
昭和60年	415 (53.5%)	244 (31.5%)	94 (12.1%)	22 (2.8%)	775 (100.0%)
平成 2 年	351 (51.6%)	206 (30.3%)	100 (14.7%)	23 (3.4%)	680 (100.0%)
平成 7 年	285 (49.3%)	194 (33.6%)	79 (13.7%)	20 (3.4%)	578 (100.0%)
平成12年	278 (52.2%)	183 (34.3%)	62 (11.6%)	10 (1.9%)	533 (100.0%)

資料：農業センサス

施設野菜花き・果樹生産農家数と面積

		昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成7年	平成12年	平成15年
施設野菜 花 き	農家戸数(戸)	26	26	40	53	52	51
	経営面積(ha)	6.7	6.7	9.2	11.7	12.4	12.7
果 樹	農家戸数(戸)	102	68	21	20	20	20
	経営面積(ha)	68.0	54.0	31.0	28.0	24.0	22.0

資料：農林課

食用農産物の自給率の推移

(単位：%)

区 分	昭和60年	平成7年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	
主 用 農 産 物	米	107	103	95	95	95	95	96
	小 麦	14	7	9	9	11	11	13
	豆 類	8	5	5	6	7	7	7
	野 菜	95	85	84	83	82	82	83
	果 実	77	49	49	49	44	45	44
	鶏 卵	98	96	96	96	95	96	96
	牛乳乳製品	85	72	71	70	68	68	69
	肉 類	81	57	55	54	52	53	53
供給熱量自給率	53	43	40	40	40	40	40	
穀物自給率	31	30	27	27	28	28	28	
主食用穀物自給率	69	64	59	59	60	60	61	

資料：農林水産省「食料需給表」

認 定 農 業 者 数

(単位：人)

年度	認定農業者数
平成11年	60
平成12年	67
平成13年	70
平成14年	72
平成15年	63

資料：農林課

農業振興地域内の基盤整備の状況

(平成16年度)

大 字	項 目	水田面積(ha)	整備済面積(ha)	整備率(%)
川 内	川 内	125	87.5	70.0
	門川尾末	101	77.8	77.0
	加 草	63	39.1	62.0
	庵 川	55	30.6	55.6
	合 計	344	235.0	68.3

資料：農林課

農業就業人口に占める65歳以上の割合

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
全国の割合(%)		24.6	28.7	35.8	45.3	28.6
宮崎県の割合(%)		20.7	21.2	27.1	36.7	31.0
門川町	割合(%)	23.2	28.9	38.0	46.8	52.7
	実数(人)	256	315	355	359	357
	主な就農者(人)	1,104	1,090	933	766	678

資料：農業センサス

飼養農家・頭数の推移

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年
肉用牛	農家戸数(戸)	248	230	120	72	43	33
	飼育頭数(頭)	765	750	506	430	378	358
ブロイラー	農家戸数(戸)	19	21	25	23	25	24
	飼育羽数(千羽)	2,304	2,542	4,008	3,766	3,972	4,200
豚	農家戸数(戸)	45	20	9	4	4	2
	飼育頭数(頭)	1,810	1,360	1,920	3,020	4,052	1,920

資料：農林課

国別にみた供給熱量総合食料自給率の推移(試算)

(単位：%)

	1980 昭和55年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2001 平成13年
オーストラリア	212	242	233	261	280	265
カナダ	156	176	187	163	161	142
フランス	131	135	142	131	132	121
ドイツ	76	85	93	88	96	99
イタリア	80	77	72	77	73	69
オランダ	72	73	78	72	70	67
スペイン	102	95	96	73	96	94
スウェーデン	94	98	113	79	89	85
スイス	55	60	62	59	61	55
イギリス	65	72	75	76	74	61
アメリカ	151	142	129	129	125	122
日本	53	53	48	43	40	40

資料：農林水産省「食料需給表」

【基本方向】

21世紀における農業・農村の一層の発展を図るためには、社会経済情勢を的確にとらえ、かつ将来方向を十分見据えながら、特色ある資源や地域の立地条件を最大限に生かし、消費者が求める安心、安全な農畜産物を提供できる自立した農業生産や多彩な地域活動などにより、魅力にあふれた農業・農村を構築していく必要があります。

そのため、農業経営体の育成については、農業経営基盤強化促進法に基づいて門川町の「基本構想」による営農類型を指針とし、認定農業者制度を活用し認定農業者の育成を推進していきます。また、ITを積極的に導入し、農業生産向上に努めます。更に農業者の高齢化、後継者・担い手不足の中、地域農業の担い手として、集落営農組織などの育成・組織化を推進していきます。

本町の経営耕地面積は、狭隘であり米依存型の農業ではありますが、集約型農業の展開を図り、野菜作り、とりわけ施設園芸については品目の選定を見極め推進します。

その他に新規就農者、規模拡大、利用権設定事業による農用地利用集積の活動を積極的に支援していきます。

【具体的施策】

1 担い手・高齢化対策

農業の安定的な発展を図るためには、資質の高い担い手農家の育成が最も重要課題であります。そのため、国は農業経営基盤強化促進法を制定し、それに基づき認定農業者制度を発足させ、意欲と能力のあるプロの農業経営者の育成を目指すよう施策を展開しています。本町も本制度を積極的に導入し、中核的農業者の農業経営の改善計画を認定するとともに、その育成と支援に努めていきます。

また、急速に高齢化が進む中、高齢者の長年持ち続けた技術や知識を有効的に活用するとともに、労働力に見合った作物の組み合わせを推進し、高齢者が意欲と生きがいを持って活動できる体制づくりを進めていきます。また、高齢者の技術や知識を有効的に活用するため、学校教育と連携を図り、遊休農地などを利用した体験学習で作物をつくる楽しさ、収穫の喜びなど体験し将来の農業者への育成、意識高揚を図っていきます。

さらに、UJIターンによる新規就農者について積極的に推進、支援します。

2 農村集落環境の整備

農村地域では、過疎化や混住化、高齢化の進行など社会構造の変化などにより集落機能が弱体化しています。また、農業構造の変化により本町の耕地面積は年々減少を続け、耕作放棄地など遊休農地が増加しています。このような中、農業振興地域整備計画、農地法、農業経営基盤強化促進法の適正な運用により、遊休農地の増加を防ぎ、既存の遊休農地については認定農業者・担い手農業者へ利用を促し、利用が困難とされる農地については、その他の土地資源として有効利用を図り、農村集落環境の整備に努めます。

又、農業・農村は食料を生産するだけでなく、国土の保全、水源の涵養、文化の継承等の様々な多面的機能を発揮していますが、近年の過疎化、高齢化、混住化等による集落機能の低下により、農地・農業用水等の適切な保全管理が困難となっています。

そこで、今後は、地域住民をも含めた農村環境の整備を進め、守っていく必要があります。

3 農業生産基盤の整備

農地の基盤整備については、年次的に生産基盤の整備に努めてきております。今

後は、未整備地域の整備、昭和45年以前に整備された地域の区画換地再編などの農業生産基盤の整備に努めていきます。

4 集落営農への取り組み

農業従事者の高齢化や担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増加等により農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況において、農業振興はもとより国土保全においても重要な問題となっています。

そのため、地域農業の担い手として集落営農の組織化、あるいは農作業の受委託に向けた取り組みの強化を図っていきます。

5 水稲・野菜・花き

(1) 水稲

近年の全国的な米消費の低下によって米余り状況下であり、需給のアンバランスが価格の低迷を招いていますので、多様な消費者ニーズに基づいた消費者重視・市場重視の米作りを行う必要があります。そこで、バイオマス等を利用して健康な土づくりをおこない、環境にやさしい米づくりを推進します。

また、農地も狭小のため生産コストが高いため、コスト低減を図るために農地の流動化、農作業の受委託や集落営農を推進していきます。

また、近年、高齢化と担い手減少の中で、稲作用生産基盤（農業用排水路、農道、頭首工など）を維持管理していくことが過重な負担となっています。今後、集落や水利組合等と連携しながら、負担軽減の方向を検討していく必要があります。

(2) 野菜

最近の野菜を取り巻く情勢は、輸入野菜の急増、産地間競争の激化、量販店の安値販売など、流通動向の変化などにより価格が低迷し、非常に厳しい状況にあります。

そのような中で、本町は温暖多照な沿海地域から、比較的冷涼な中山間地域といった土地条件、気象条件を生かした野菜づくりを推進する必要があります。また、水田農業構造改革対策の転作品目としても重要な施策であります。

露地野菜については、沿海地帯では夏秋きゅうり、スイートコーン、さやえんどうなどを中心に推進を図ります。中山間地域においては夏秋きゅうりを中心に推進を図るとともに、新品目の検討を積極的に推進していきます。

施設野菜については、トマト類や、きゅうり、いちごなどを推進していますが、今後とも既存農家の規模拡大や新規参入者の支援を充実させ拡大推進を図ってい

くとともに、気象条件に左右されない耐候性ハウスを導入し、周年出荷体制の産地づくりをめざしていきます。また、バイオマス等を利用して減化学肥料・減農薬栽培を推進し、環境にやさしい安全・安心な農産物の生産に努めます。

(3) 花き

本町の花きについては、温暖多照な気候を活かした施設型花きを推進してきました。しかしながら、日本経済の低迷から本町の花きも厳しい状況にあります。

そこで、スイートピーを中心に地域にあった花きの生産拡大と品質及び生産性の向上を図るための施設整備や生産組織の育成、消費拡大対策を推進していきます。

6 畜産

(1) 肉用牛

肉用牛については、国内外のBSE問題、産地間競争の激化、高齢化による担い手不足が進む中で、戸数・頭数とも年々減少傾向にあります。しかし、農業生産物の中で最も安定した価格を維持している品目であることから、地域の条件に応じて地域畜産の組織化や農作業受託組織などの育成、また経営管理能力と高い技術力を備えた中核的経営体の育成など、酪農及び肉用近代化計画に沿って経営規模拡大を図れるよう生産条件の整備を推進し、経営支援体制の充実を図ります。

(2) ブロイラー（肉用鶏）

ブロイラーは、鶏肉需要の堅調な伸びにより急速に生産農家は増加し、農業粗生産額は、他品目を大きく上回っていますが、所得は他品目に比べて経常経費が高いのが実状です。

今後、経営管理能力と高い技術力を備えた経営体を育成し、需要に見合った計画生産、畜産環境対策などコスト低減を図りながら経営体質の強化を図ります。

また、鳥インフルエンザに対する防疫対策を最重要課題として取り組みます。

(3) 養豚

養豚の生産農家は地区における混住化が進む中、高齢化、環境問題等が厳しくなったことにより年々減少してきました。反面、一戸あたりの飼養頭数は、専門化一貫経営での規模拡大などによりわずかながら増加しています。今後、計画生産の推進と、消費者ニーズにあった高品質で安全な豚肉の生産と、さらに生産技術の向上と経営の合理化を進め、コスト低減を図り養豚経営の安定に努めます。

(4) 環境対策

肉用牛、養豚、ブロイラー、採卵鶏等から排せつされる家畜排せつ物については、

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、一定規模以上の畜産業を営む者が遵守すべき必要最小限の管理基準が定められています。

このようなことから、各畜産農家が当該基準を遵守し、家畜排せつ物が資源として有効利用が図れるよう一層の推進、啓発等を行なっています。

また、家畜排せつ物からの悪臭対策については、農家自らの問題として認識し、危機感をもって関係機関等と連携を取り、事業等による新技術等の導入を図りながら環境対策に努めます。

(5)防疫対策

家畜衛生対策については、畜産経営の生産性に資するため、家畜の伝染病など発生予防及び対策として、家畜保健衛生所のネットワークにより検査・指導体制を活用し、防疫体制の確立を図ります。

7 果樹

果樹を取り巻く環境は、果実および果汁の輸入の自由化や高齢化などによる労働力不足、また管理不良園の増加などのほか、消費者の多品目、高品質志向など変化してきています。そこで、多様な消費形態に対応できる生産体制の整備や高品質な果実（マルチみかん、完熟きんかん、日向夏、平兵衛酢など）への転換、技術改善を進めるとともに、省力化、低コスト栽培、施設型果樹栽培を推進します。

8 情報化の推進

ITを積極的に導入し、気象情報・情報技術・農畜産物市況及び消費動向など農業農村に関する幅広い情報を、相互に提供できるシステムの普及を図ります。

9 西門川地域の活性化

西門川の農業は、水稲と林業との複合経営が主であり、耕地面積も狭小で営農効率が低い状況にあります。このような中、施設野菜・露地野菜も生産されていますが、高齢化が進み後継者・担い手不足が深刻化していますので、これからは、農作業の受委託、集落営農の推進など、遊休農地が発生しないよう農地の流動化を推進していきます。

また、総合活性化センターを拠点として地域住民のコミュニケーションを促し、健康増進・福祉の向上・住宅用地の整備など、地域住民の定住化を図り、西門川地域の活性化に努めていきます。

第2節 林業の振興

【現況と課題】

木材やしいたけ、木炭価格が長期にわたって低迷し、林業の収益性は全国的に悪化しており、林業経営者を圧迫しています。

また、山村地域では就業の場の減少や林業担い手不足と高齢化が進んでおり、このため持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となりつつあります。

このため、林業生産活動が停滞し、森林整備に必要な除間伐等の森林施業にも影響がでています。

また、育林施業や伐採・搬出などの労働条件は、森林が急傾斜地にあることや危険な作業を伴うことなどから、高性能林業機械等の導入を進めているものの依然として労働環境が他産業に比べ大変厳しくなっています。

森林の管理の大半を担う山村地域は、居住環境や医療・福祉、交通アクセスなどの生活環境の整備も市街地に比べ立ち後れています。

一方、森林に対する要請は、地球温暖化防止や国土保全の公益的機能の発揮、さらには循環型社会の実現のための貴重な資源として一層多様化しています。

このため、持続可能な森林経営に向けた諸条件の整備や林業就労環境・生活環境の向上、魅力ある山村づくり、林内路網などの整備を推進していくことが重要となっています。

また、私たち町民が、森林から恩恵を受けることを認識し、森林と人々が共生できる森林づくりに努めていくことが必要であります。

【基本方向】

今回、門川町森林整備計画(平成13年4月1日～平成23年3月31日)が策定されましたので、この計画を基本方向に推進していきます。

【具体的施策】

1 活力ある林業・木材産業づくり

- ・持続可能な森林経営を確立するため、耳川流域森林・林業活性化センターを中心に県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署などと相互に連携して、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械の導入促進および木材の加工・流通体制の整備、地域産材の需要拡大への取り組みなど長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。
- ・林業経営安定や森林施業のための有利な補助事業や融資を積極的に利用するように支援します。
- ・各種林業技能研修などへの積極的な参加を促進し、林業従事者の技能・技術の向上を図り、資格取得への支援を行うとともに、付加価値の高い木材生産や特産品の開発等に向けて林業研究グループや意欲的な担い手などの支援強化を図ります。

2 環境を保全する多様な森林づくり

- ・町土を保全し、町民の安全な生活環境を創造するため、また水源かん養や山地保全などを確保するため水土保全林の拡大を進めるとともに、治山事業や保安林整備事業等を積極的に導入します。また、北郷村と締結した五十鈴川森林整備協定に基づいた森林整備に努めます。
- ・町有林については、暮らしを守る森林、暮らしに潤いを与える森林づくりを図り、また、遠見地区の生活環境保全林の維持・管理に努めていきます。松瀬、水無、入谷、本山地区の「ふるさとの森」町有林は、「門川町ふるさとの森管理条例」に基づいて、町民の恒久的な財産として管理し、水源かん養保安林として間伐などを積極的に実施します。
- ・南町の潮害防備保安林についても、地域の環境保全を維持するために管理を図ります。

水土保全林
水を育み、災害を防ぐなど国土保全、水源かん養機能が求められる森林

- ・未利用間伐材、樹皮、倒木、流木等を活用した木質バイオマス事業を推進し、森林資源の有効活用と温暖化対策等の環境保全に努めます。

3 魅力ある山村づくり

- ・国・県の補助事業などを活用し、居住環境や生活道の整備等の生活基盤整備に努め、山村地域の住民が豊かに安心して暮らせるよう定住環境の向上を図ります。
- ・乾、生しいたけや木炭、木酢液などの特用林産物の生産振興等のために、有利な制度事業の導入促進を支援するなどして所得の向上を図ります。
- ・国土保全奨励制度のモデル流域として、国土保全のための諸施策を積極的に導入し、豊かで安定した山村社会の構築に努めます。

4 基幹林道網の整備

- ・林業施業や森林管理、地域住民の生活道として不可欠な林道の整備を耳川地域森林計画で計画した、基幹林道1路線（上井野・和田越線）、その他の林道4路線（小切畑・内の輪線、本山線、山中・ニクシ線、津々良・上井野線）の延長や他路線の拡張など着実な実施に努めます。
- ・除間伐の実施など森林の適正な管理や生産コストの低減に必要な作業路・低規格作業路の開設や改良を、林地保全を考慮しながら林道と併せて計画的に整備し支援します。

作業路開設推移

(単位：m)

年度	県内	東臼杵農林振興局管内	門川町
10	6,027,400	3,488,270	170,713
11	6,175,675	3,584,395	176,531
12	6,332,647	3,687,003	182,544
13	6,460,625	3,771,005	186,079
14	6,599,443	3,868,822	192,129

資料：宮崎県林業統計要覧

しいたけ生産量

(単位：トン)

区 分		年 度	11	12	13	14	15
全 国	乾しいたけ		5.582	5,236	4,964	4,449	4,108
	生しいたけ		70,511	67,224	66,128	64,444	65,363
県 内	乾しいたけ		727	702	674	633	594
	生しいたけ		1,465	1,615	1,564	1,454	1,390
門川町	乾しいたけ		12	11	11	8	6
	生しいたけ		29	30	30	28	40

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課資料

しいたけ生産額

宮崎県(単位：千万円)

年度	乾しいたけ	生しいたけ
10	216	134
11	172	115
12	147	111
13	131	111
14	165	109

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課資料

山林所有形態

(単位：ha、%)

区 分	面 積	森林全体に占める割合
国 有 林	16	0.2
官 行 造 林	8	0.1
県 有 林	455	4.5
町 有 林	746	7.4
緑 資 源 機 構	1,046	10.3
林 業 公 社	207	2.0
私 有 林	7,651	75.5
計	10,129	100.0

資料：宮崎県林業統計要覧

外材輸入状況

(単位：千m³)

年度	丸 太	製 材	合単板	チップ	パルプ	その他	輸入率
11	18,787	15,081	8,181	25,295	10,144	1,560	80.8
12	18,018	15,913	8,424	26,661	10,320	1,904	81.8
13	15,942	14,340	8,423	25,104	8,659	2,019	81.6
14	14,865	13,694	8,502	24,791	8,101	2,097	81.8
15	15,291	14,378	7,410	24,865	8,295	2,297	81.4

資料：木材統計年報

林道開設状況

(単位：延長 m、密度 m / ha)

年度	県内(密度)		東臼杵農林振興局 管内		門川町	門川町林道 密度	門川町林内 道路密度
9	2,278,503	(5.6)	1,263,612	(6.5)	59,008	6.0	11.1
10	2,036,432	(5.7)	1,276,718	(6.5)			
11	2,361,235	(5.8)	1,304,596	(6.7)	59,898	5.9	10.9
12	2,415,214	(5.9)	1,347,513	(6.9)	60,616	6.0	11.0
14	2,446,525	(6.0)	1,399,512	(7.2)			

資料：宮崎県林業統計要覧

第3節 水産業の振興

【現況と課題】

海面漁業の現状は、公海上の漁業規制の強化や国際的な資源管理の取組みがなされる中、漁業生産の減少、輸入水産物の増加、消費者ニーズの多様化、魚価の低迷など厳しい状況にあります。

本町には、庵川漁協と門川漁協の2漁協があり、沿岸漁業を中心とした漁業形態で、小型旋網、船曳網、底曳網、延縄、曳網、一本釣り、定置網などが主な漁法であります。また、湾内においては、タイ、カンパチ、アジ、ハマチ、ニベなどの養殖漁業が営まれています。

漁獲量、漁獲高は、ともに近年横ばい若しくは若干の減少傾向にあります。

漁場は、天然礁はあるものの魚類資源に限界があるため、漁礁、築磯などの設置を行ってきており、資源の増殖増大に大きな効果を上げています。

漁業経営体数は、庵川漁協においては横ばいですが、門川漁協においてやや減少傾向にあります。また、就業者数もやや減少傾向にあり、高齢化も進み、後継者不足が深刻な問題となっています。

漁業協同組合は、金融自由化の進展、水産物流通・消費の多様化などの環境の変化に対応しつつ、組合員の要請に十分対応していくことが期待され、長期的営漁計画と指導体制の確立を図るとともに今後一体的な経営体制づくりが必要です。

一方、近年の海洋レジャー普及による遊漁船、遊漁者が増加し、漁場利用など漁業者との調整が課題となっています。

また、住宅地からの生活雑排水の一部が直接湾内に流入することから、湾内外の漁場を守るための汚濁防止対策が課題となっています。

内水面においては、五十鈴川漁協があり、組合員が協同して魚類の繁殖保護を図るため、魚類の放流に努めるとともに河川の清浄化を図っていますが、近年の都市化に伴い廃棄物、生活雑排水や家畜のし尿などによる水質汚染が危惧され、環境対策が必要となっています。

【基本方向】

漁家生活安定向上を図るため、資源の増殖管理、生産基盤の整備、水産加工業の振興などを積極的に推進し、環境整備を進めながら住みよい漁村を形成していきます。

【具体的施策】

1 つくり育てる漁業と水産資源管理

計画的に魚礁・築磯などの設置を行い、新たな漁場造成を進めます。

クルマエビの中間育成放流、イセエビ、タイ、ヒラメなどの稚魚放流、アワビ・トコブシなどの稚貝放流を積極的に推進し、放流による資源の維持培養と漁業者の自主的な資源管理を基本とした適正な漁獲を行う計画的な営漁を促進していきます。養殖漁業においては、漁場の底質改善や湾外への沖出しを検討・研究し、養殖漁場の整備拡大を図り、養殖魚の品質の向上に努めます。

遊漁対策としては、漁場利用対策協議会の機能の強化と調整を図り、漁業者との共存体制の確立に努めます。

2 漁業経営体対策

漁業経営体の堅実経営を図るため、漁業生産の安定・増加のための資源培養管理型漁業を推進し、また、漁船・漁具などの近代化を推進します。

漁業協同組合の体質強化を図るため、県や（財）宮崎県水産振興協会及び宮崎県漁業協同組合連合会と連携しながら、合併や事業統合などを含めた議論を進めていきます。

3 漁港施設の整備

宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づきながら、今後とも漁港としての機能を十分発揮できるように整備を推進します。

4 流通・水産加工の振興

出荷調整施設及び直売所の整備により、宮崎ブランド認証・門川金鱧（ハモ）庵川ブランドみなみすずき（オオニベ）をはじめ鮮度の高い漁獲物の供給を推進し、地場水産物の消費拡大を図ります。

また、門川ブランド水産加工品の宣伝の強化、販路の拡大を促進します。加工組合への加入促進など加工業の育成強化を図り、工場の近代化、環境整備を推進します。

5 内水面漁業

五十鈴川漁協と連携して、今後も稚魚などの放流事業を継続し、資源保護増殖に努めます。

漁業種別水揚数量及び水揚金額の推移

(上段：水揚数量：トン、下段：水揚金額：千円)

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
門川漁業協同組合	中型旋網漁業	902 50,347	1,077 112,360	486 33,094	115 10,379	112 12,764
	船曳網漁業	315 132,842	308 100,841	131 63,296	121 105,914	286 82,819
	小型底曳網漁業	168 67,795	164 63,491	129 46,751	95 34,607	137 49,777
	延縄・曳縄漁業	309 241,300	317 218,691	255 184,782	250 176,009	291 177,094
	小型一本釣漁業	7 5,141	4 2,931	3 2,889	2 1,630	4 2,210
	養殖漁業	29 25,051	51 44,022	60 45,329	50 31,542	50 29,930
	その他の漁業	123 59,321	93 58,562	83 58,388	69 48,546	99 50,590
	合計	1,853 581,797	2,014 600,898	1,147 434,529	702 408,627	979 405,184

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
庵川漁業協同組合	小型旋網漁港	1,328 113,168	1,136 171,949	738 121,259	746 85,529	755 69,240
	小型底曳網漁業	52 36,201	54 36,228	47 32,146	49 28,164	59 29,427
	鮪延縄・曳縄漁業	543 378,085	526 364,084	434 304,0086	398 261,804	450 253,635
	定置網漁業	321 113,692	231 87,208	228 86,494	198 84,294	228 80,056
	採貝採藻漁業	44 30,456	36 26,856	27 23,068	26 21,743	25 19,440
	磯建網漁業	44 34,275	37 29,891	33 31,149	32 30,050	25 23,551
	養殖漁業	402 331,151	428 355,440	403 332,181	409 313,042	501 389,771
	その他の漁業	146 68,539	110 51,670	150 67,132	131 73,506	121 55,439
	合計	2,880 1,105,567	2,558 1,123,326	2,060 997,515	1,989 898,132	2,164 920,559

資料：企画商工水産課

漁業種別経営体数及び組合員の推移

漁業種別	年次 区分	平成2年	平成7年	平成10年	平成12年	平成15年
		経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数
中型旋網漁業		2	0	0	0	0
小型旋網漁業		3	3	3	3	3
船曳網漁業		4	4	4	4	2
小型底曳網漁業		33	31	29	27	31
沿岸鮪延縄漁業		7	9	9	9	9
その他延縄漁業		23	7	10	4	7
曳網漁業		43	24	23	27	27
定置網漁業		17	14	15	15	14
磯建網漁業		15	27	27	26	27
小型一本釣漁業		59	49	53	48	22
養殖漁業		22	20	20	19	18
採貝・採藻漁業		17	23	23	22	23
その他の漁業		20	38	42	42	61
合計	経営体数	265	249	258	246	244
	組合員数(人)	376	384	344	356	279

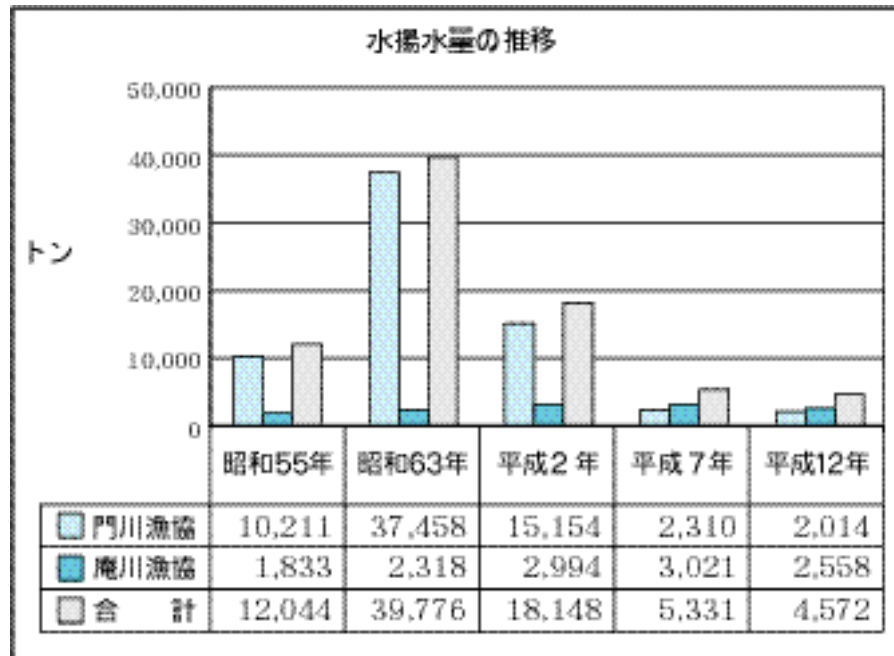
資料：企画商工水産課

組合員の年齢別構成の推移

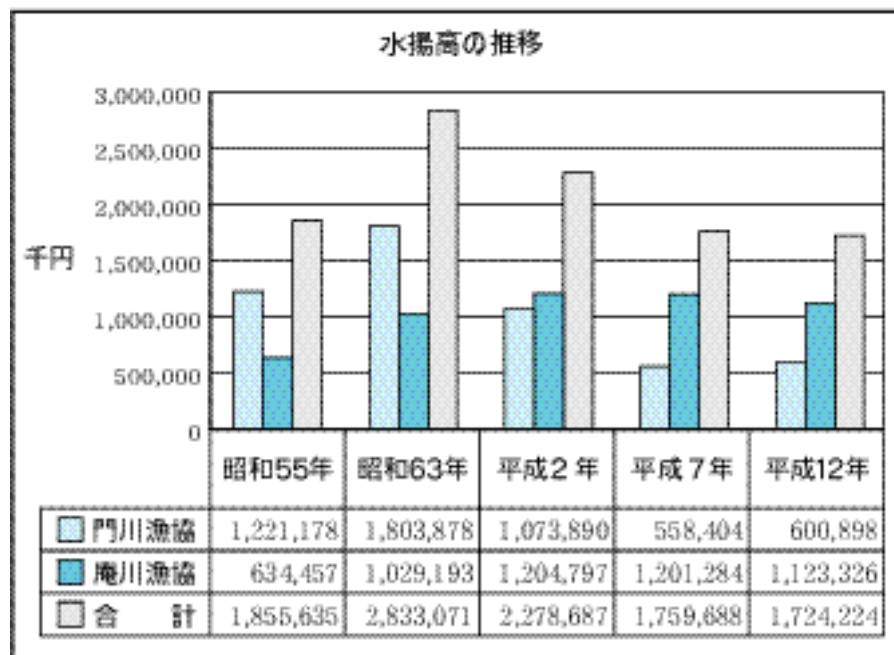
(単位：人)

年次	所属	10代	20代	30代	40代	50代	60歳 以上	合計
平成5年	門川漁協	0	9	23	28	55	79	194
	庵川漁協	1	20	16	25	50	64	176
	計	1	29	39	53	105	143	370
平成10年	門川漁協	0	0	16	24	25	111	176
	庵川漁協	0	19	20	25	29	75	168
	計	0	19	36	49	54	186	344
平成12年	門川漁協	0	1	14	21	24	121	181
	庵川漁協	1	16	27	24	25	82	175
	計	1	17	41	45	49	203	356
平成15年	門川漁協	1	4	10	16	14	66	111
	庵川漁協	0	9	30	16	25	86	168
	計	1	13	42	32	39	152	279

資料：企画商工水産課



資料：企画商工水産課



資料：企画商工水産課

第4節 商業の振興

【現況と課題】

余暇時間の増大に伴い、消費者は個性的で質の高い生活を求めており、消費者構造も多様化・高級化するとともに、商店街についても単なる購買のための空間でなく、楽しみ・ゆとり・潤いと人々との交流を得ることのできる空間「暮らしの広場」としての役割が重視されるようになっていきます。

本町の商業は、企業誘致・住宅団地などの造成などにより消費人口の増加は見込まれるものの、延岡市、日向市の二つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圏の広域化や両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念され、商店街、特に小規模小売業は新たな対応を迫られています。

年間商品販売額の推移

(単位：万円)

年	総数	卸売業	小売業
昭和63年	1,710,560	568,473	1,142,087
平成3年	2,440,736	1,077,548	1,363,188
平成6年	2,294,472	953,200	1,341,272
平成9年	2,068,189	959,728	1,108,461
平成11年	2,158,407	888,601	1,269,806
平成14年	1,971,835	691,048	1,280,787

資料：企画商工水産課

商品販売額

本町の年間商品販売額は全体的には平成3年をピークに緩やかに減少しています。

その数値をみますと、平成3年で244億736万円、その内、卸売業107億7,548万円、小売業136億3,188万円となっています。

平成14年では197億1,835万円、その内、卸売業69億1,048万円、小売業128億787万円となっています。

また、商店数、従業員数につきましても、近年小売業の従業員数のみが若干増加しつつありますが、商店・従業員の総数では依然として停滞傾向にあります。

商店数・従業者数の推移

年	卸 売 業	
	商 店 数 (店)	従 業 者 数 (人)
平成3年	36	284
平成6年	30	264
平成9年	26	241
平成11年	31	252
平成14年	34	223

資料：商業統計調査

年	小 売 業	
	商 店 数 (店)	従 業 者 数 (人)
平成3年	263	846
平成6年	219	862
平成9年	215	891
平成11年	232	1,004
平成14年	222	1,134

資料：商業統計調査

商店街

商店街近代化事業については、昭和59年に駅前通り商店街、平成6年に上・本町通り商店街において老朽化した街路灯などの整備をそれぞれ実施してきました。

門川町の表玄関である門川駅は流出入の主要交通網の一つとして、その役割には大きなものがあり、商業振興の上からも、門川駅の位置付けや駅周辺の整備は重要であります。

そのため、中小企業の育成振興は町勢発展の上で欠くことのできない要素であり、本町においても国・県の諸政策と並行して各種振興策を実施してきたところであります。

その中であって小規模事業者支援促進法第1号の認定を受け時代の流れに即応し

た「門川コミュニティーセンター」を平成6年3月に完成させ、本町の表玄関にふさわしい新たな「まちの顔」として商工業振興の核となって商工業の活性化と地域住民のコミュニティー形成の場として、利用促進を図っております。

一方、大規模小売店舗立地法の運用面での規制緩和・法改正により、延岡・日向両市に大型店が進出し、本町の商店街については、大変厳しい状況にあります。それらの対応を図るためにも商店街づくりや消費者のニーズに即応したショッピング機能とコミュニティー機能を備え快適で美しい街づくりが必要であり、経営者相互の意識の高揚と連帯感の強化などにより、個性をもった魅力ある店づくりに創意工夫と自助努力が求められています。

買い物客の流出入

食料品などの最寄り性の強い商品は、比較的地元で購入されていますが、洋服・電化製品・家具及び贈答品などについては、延岡市・日向市などで購入する傾向が強くなっています。流出率を見ても、平成6年調査時(買い物客流出入調査)の29%が平成9年調査時には45%と、町外への流出が一層高まっており、その流出防止策が最も重要な課題となっています。

本町の商業は商圈の広域化に対する商店街の近代化、大規模小売店舗の進出などに対する商店街の活性化といった課題に対応するため、商業の核となる集客力のある店舗の設置が必要です。また、店舗の出店傾向が急速に進んでいる国道10号線沿いは自動車客を対象とする好立地条件であり、商業重心もこれからこの地域に移行するものとみられることから通過客へ本町の特色をアピールする店舗の整備が必要です。

【基本方向】

消費者ニーズへの対応を図りながら、商店及び商店街の魅力を高め、商業の活性化を図ります。

【具体的施策】

1 商業の育成

- ・消費者ニーズの多様化・高級化に対応するため、経営指導の強化・制度資金の活用により、個性的な特色のある店づくり、店舗の協同化などを促進します。

コミュニティー機能
地域社会における人々の交流の場としての機能。

- ・各種研修制度の活用により、経営者の資質の向上や後継者の育成などに努めます。
- ・商品管理や顧客管理を図るためIT(情報技術)などの研究・導入を促進します。
- ・町内における快気祝い、出産、入学、新築祝いなど町内での購入を促進するために、町内商店で購入できる割引商品券の発行など新たな創意工夫による購買力の強化につながる事業を商工会と連携し推進します。
- ・他産業との情報交換や関連した活性化の取り組みを強化するため、異業種での連携を促進します。

2 魅力ある商店街づくり

(1) 商店街の活性化

- ・地場産品を活用した朝市・産業まつり・県内外での展示即売会など多彩なイベントの実施により、本町商業のPRに努めるとともに消費者のライフスタイルなどに配慮した商店街づくりを促進します。
- ・中小企業高度化融資制度の活用などにより、共同店舗や、街路灯の設置など商店街の近代化を促進します。

(2) 街づくりと一体となった商店街の整備

交流・憩いの空間として商店街の機能を強化し、集客力を高めるため、核となる店舗や商業集積の形成なども検討しながら街づくりと一体となった魅力ある商店街づくりを促進します。

3 物産販売センターなどの整備

本町特産品の宣伝・販売などの商業環境として、ロードパークをかねた総合物産販売センターの設置など、本町を通過する人々へのアピールを強化する商業集積の整備を進める必要があります。

4 指導体制の整備

商工会活動の充実に努めるとともに、県及び商工会連合会などと密接な連携のもとに、経営指導員を活用し、指導体制の強化を図ります。

5 金融対策

中小企業の経営安定及び体質の改善・強化と金融の円滑化を図るため各種制度資金斡旋を積極的に行うとともに、本町独自の融資制度の活用を促進します。

第5節 工業の振興

【現況と課題】

我が国の工業を取り巻く環境は、技術革新をはじめ、情報化、国際化、IT化、高齢化の進展など長期的な変化の過程にあり、これらへの的確な対応が求められてきていますが、人口や研究機関などの諸機能が東京一極集中傾向に進んでいることから、国においても、産業機能の地方分権や九州地域の一体的発展を目指すため頭脳立地法の制定、「新工業再配置計画」「九州地域産業ビジョン」などが策定され、また現在の我が国の経済は戦後最長の「平成景気」(昭和61年～平成3年)もバブルの崩壊後は景気が後退をたどり、平成5年10月を底として個人消費の買い控えなど景気の足踏み状態にあり、依然として長期にわたる景気低迷が続いています。

県北地域においても、高速交通体系の未整備など都市基盤の脆弱さなどが相まって、地域経済は低迷を続けており、その活性化が最大の課題となっています。

このような状況の中で、企業立地が相次いだこともあり、雇用の場の創出や町民生活の向上などに大きな役割を果たしています。

本町の工業構造は、自動車部品、発泡スチロール、食料品などの製造業の企業が進出しておりますが、工業出荷額は、平成14年153億円で平成10年に比較して減少率が19.9%を示し出荷額、事業所数、従業員数と同様にここ数年減少しています。

地場企業

本町の地場企業は、出荷額で見ると食料品、窯業、土石などの業種の占める割合が高くなっています。特に食料品においては、知名度を活用した水産加工品を中心とした販売活動が活発であり、また、水産業と深いかわりのある食品加工を中心に新たな加工技術の導入が進んでいます。

展示会及び物産展などを通して、地域資源を活用した地場企業の育成を図るとともに、地場産品の新商品の開発と販路拡大などがもとめられています。

企業の誘致

地場企業との調整を図りながら雇用の拡大、住民福祉の向上を図るためにも企業誘致が重要です。

今日の産業構造の変化や、高速道路環境の進展、さらには雇用人数の確保等により、企業の進出が九州北部から南下している状況があり、このことに対して、町としても積極的かつ早期に誘致環境の整備を進める必要があります。

工業の集団化

既存企業で、市街化区域に点在している企業などは、公害防止などによる環境整

備の観点から、工場団地化などによる集団化が望まれます。

工業の振興は、町勢発展の基本であり地場産業を育成すると共に、工業経営の合理化、近代化、労働力の確保に努める必要があります。

【基本方向】

急激な経済情勢の変化に対応できる経営力の強化、技術の高度化、新たな産業の創出、情報化や国際化などを図りながら地場産業の育成に努めるとともに、高速道路環境の整備が進む中で、新たな工業用地の整備など積極的な工業立地対策を推進します。

【具体的施策】

1 企業立地対策の推進

企業に対する優遇措置などを拡充し、積極的に企業誘致・育成に努めます。

企業立地に最も重要な事項である用地の確保について、企業への用地提供までの迅速な対応が課題であるため、今後、最適の用地を新たな工業団地として選定し、都市計画マスタープランの見直し及び地区計画を策定し、企業ニーズに対応できる体制を整えます。

2 人材の育成、産業の連携

圏域の工業会等と連携しながら、企業で活躍できる人材の育成を図るとともに、圏域の企業と町内企業との交流や町内異業種間の交流促進などにより、地域産業の活性化を推進します。

工業事業所数、従業員者数 (単位：人)

年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
事業所数	72	65	56	52	53
従業員数	1,702	1,665	1,462	1,457	1,440

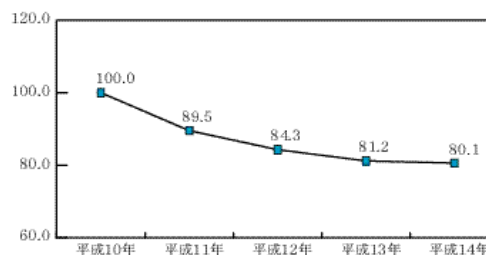
資料：「宮崎県の工業」

工業出荷額の推移（平成10年を100とした場合）

(単位：億円)

年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
門川町 (平成10年を100)	191 100.0	171 89.5	161 84.3	155 81.2	153 80.1
宮崎県 (平成10年を100)	13,215 100.0	12,863 97.3	13,192 99.8	12,304 93.1	12,108 91.6

資料：「宮崎県の工業」



第6節 観光の振興

【現況と課題】

温暖で豊かな自然に恵まれた本町は、観光施設にとぼしいものの既存の観光施設を生かしながら、自然環境を生かした観光事業の積極的な振興を図る必要があります。

また、観光産業においては、地域間競争が激化する中、本町の特性を生かした観光資源の創出や受け入れ体制の充実が必要です。

このような中、平成6年9月に指定を受けた宮崎県北地方拠点都市地域では、遠見半島地域を開発拠点地区として位置付け、ゴルフ場、福祉健康交流研修施設、広域レクリエーション施設などの整備を図ってきました。今後は遠見半島を中心とした観光開発を図る必要があります。

また、それ以外に本町を代表する観光地として、夢人島サバイバルアイランド(乙島)、門川海浜総合公園(スライダープール)、遠見山などがありますが、乙島については、埋め立て地の有効利用、遠見山などについては、観光施設を有効利用していくためにも道路の改良整備・施設整備を促進する必要があります。

観光客の推移

(単位：人)

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
638,223	650,354	629,602	543,756	546,332

資料：観光動向調査

【基本方向】

本町の持つ豊かな自然を活用した観光資源や自然環境との調和のある施設や開発の整備を進めます。

観光関連産業の育成とともに、県内外の観光客が訪れ活力と魅力にあふれる門川町を目指します。

【具体的施策】

1 遠見半島を中心とした観光振興

開発拠点地区として整備された遠見半島につきましては、ゴルフ場、福祉健康交流研修施設（かどがわ温泉心の杜）ふれあい多目的広場などが整備されました。

今後は、岬権現などの恵まれた自然環境を有効に活用し、遠見山、乙島、海浜総合公園などと有機的な連携を図り、広域的な観光の振興を図ります。

2 地域産業の観光的活用

農林水産物など地域資源を活かした質の高い土産品などの開発を促進するとともに、観光漁業も視野にいれたエコツアーやグリーンツーリズムなど、農林水産業の観光的活用を促進します。

3 観光ルートの確立

ひむか歴史ロマン街道形成推進事業などにより、新たな観光資源の発掘と歴史資源による周遊ルートづくりなどを進め、近隣市町村と一体的な広域観光の確立を図ります。

4 交通体系の整備

広域的な観光ルートの確立や観光客の誘致など観光振興にとって、交通体系の整備は不可欠なため、公共交通機関の充実・道路交通網の整備促進を図ります。

5 道路観光案内

町内各所の観光地と近隣市町村観光地の連携強化のための、きめ細やかな案内標識などの設置整備を図ります。

6 自然資源の保護と活用

自然資源保護に努めるとともに、施設などの整備に当たっては自然との調和を図り、自然の魅力が楽しめ、清潔で快適に過ごせるような安全な観光地づくりを進めます。

第3章 心豊かなまちづくり

第1節 生涯学習の推進

【現況と課題】

本町はこれまで、第一次～第三次門川町長期総合計画において生涯学習の理念を導入し、「日本一住みよい門川町」を目標に豊かな町づくりに取り組んできました。

その中で、国際化、情報化、少子化、高齢化の進展などの社会環境の変化に対応できる能力の開発をめざし、自主性、社会性、創造性に富んだ心身ともに調和のとれた人格の形成を基調として、生涯教育の各分野で施策の充実に努めてきました。

その結果、町民の学習意欲は徐々に向上し、学習活動、社会参加活動などにも自主的・自発的な取り組みが見られるようになりました。

このような中で、町民の学習に対する要求は、

- ・複雑化する社会情勢を反映して、高度化・多様化している。
- ・青少年期に集中した学校教育への期待が過大になっている。
- ・家庭教育・社会教育との役割分担の明確化や連携の在り方等が求められている。

このようなことから、教育全体の改革の必要性が生じてきたことで、自己の充実・啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めています。

【基本方向】

計画策定にあたっては、町民の自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実していく必要があります。

今後は、これまでの成果を生かしながら、

- ・家庭教育、学校教育、社会教育の充実と連携強化
- ・各行政機関及び各課が実施している各種講座などと社会教育の連携
- ・各種生涯学習情報の提供と学習相談活動の充実
- ・生涯学習施設としての中央公民館、文化会館、図書館等の整備充実
- ・町民の生涯学習に対する意識の啓発及び町民のさらなる自発的な参加意欲の育成

など、長期的な視野にたった総合的な施策のもとに、「日本一住みやすい門川町」を目指し、生涯学習のまちづくりの推進に努めます。

【具体的施策】

1 生涯学習推進体制の整備・充実

(1) 総合的支援体制推進組織の充実

- ・町民が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備します。そのために、総合的支援体制の構築をめざすとともに、教育諸機関の相互のより緊密な連絡・情報交換を行います。
- ・生涯学習の具体的な施策を推進しながら個人や地域など幅広い層での生涯学習を推進するための組織づくりに努めます。

(2) 学習機会・内容の充実（いつでもどこでもだれでも）

- ・町民が乳幼児期から高齢者にいたるまで、そのライフステージ 毎に必要な学習活動が展開され、かつ、学習内容も各時期相互に関連性をもたせ、連続するよう十分配慮します。
- ・潜在的な学習需要をもつ人々に対しても、適切な配慮を行い、町民の誰でもが希望する学習に取り組めるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」という立場で学習しやすい環境の整備に努めます。
- ・町民の多様な学習ニーズや情報化、国際化、成熟化、高齢化などの時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発に努め、関係学習施設の相互の連携のもとに、学習者に利用しやすい形で学習機会を提供していきます。
- ・国民的運動となった、IT講習については、その重要性や町民のニーズなどから、平成13年度より継続して開催しており、さらに推進に努めます。

(3) 学社融合の推進

- ・平成14年度から学校が完全週5日制となったことから、学校外活動の充実が求められています。

学校・家庭・地域社会の教育機能の強化・連携を図り、児童生徒のたくましく生きるための健康や体力はもちろん、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」の育成、体験活動、異年齢・異世代との交流活動等地域の活性化を図るため、学社融合を推進します。

2 学習情報提供・相談体制の充実

(1) 生涯学習情報提供システムの構築

- ・生涯学習関連の情報や資料を収集、整理、保管し、学習者のニーズに応じた的確に提供するため学習情報システムの整備、充実を図るとともに、生活圏の広域化や高度情報化の進展などに対応した情報ネットワーク化を推進します。

(2) 普及・啓発

- ・町民の生涯学習に対する理解と機運が一層高まるよう、情報提供や普及・啓発活動を推進します。

(3) 学習相談体制の充実

- ・学習情報提供にとどまることなく、町民の学習要求の多様化、高度化、個別化に対応するため、学習相談体制の充実を図ります。

3 生涯学習環境の整備

(1) 指導者の育成と人材の確保

- ・生涯学習を円滑に推進し、学習内容の高度化、専門化、多様化に対処するため、幅広い分野で優れた資質と専門的な能力を備えた指導者を育成し、人材バンク登録による活用を図ります。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

クリエイティブセンターを中心とした施設の整備・充実

- ・中央生涯学習センター拠点施設としての役割をもつ勤労者総合福祉センターを含めた一連の施設を人づくりの中心施設として整備・充実に努めます。

図書館の充実と活用促進

- ・生涯学習振興の気運が高まる中であって、急激に変化する現代社会では、ますます町民の自発的な学習意欲を支援する図書館の役割が重要になっています。誰でもが、その利用目的により気軽に立ち寄れる雰囲気を持つと同時に、必要な図書や資料、情報の収集・整理に努め、学習機会の提供のため、門川町立図書館の充実と活用促進を図ります。

中央公民館の整備・充実と活用促進

- ・中央公民館を地域住民の多様な生涯学習の拠点として、図書館との連携を図りながら整備を図ります。併せて資料室の整備並びに社会教育関係団体の活動拠点としての整備を図ります。

第2節 就学前教育の充実

【現況と課題】

近年、就学前教育が子どもの健全な発育のために重要であるといわれています。本町の幼児教育施設としては、私立幼稚園が2園あり、定員は190名で、平成17年5月1日現在、136名が就園しています。この他に延岡・日向の幼稚園に数十人の就園がみられます。女性の社会参加などを反映し、教育の低年齢化が進み、保育所就園者ととも就園措置率が年々高くなっています。

今後も、幼児教育が人間形成の重要な役割を担っていることから、教育内容の充実・施設の整備に努めます。

【基本方向】

幼児期は、遊びの中からいろいろな体験をとおして言葉や習慣、秩序が身につく、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることから、心身とも健康で豊かな情操を育む教育を進めていきます。

【具体的施策】

1 教育内容の充実

きめ細かな幼児教育を進めるために教職員の研修に努め、よりよい環境を通して幼児教育が展開できるように、幼稚園と家庭、地域の連携を強化し子育ての充実と啓発を図ります。

2 教育機会の拡大

教育機会の拡大を図るため、就園奨励事業を継続して行い、保護者負担の軽減を図るとともに、ゆとりと特色のある幼児教育の推進に努めます。

第3節 義務教育の充実

【現状と課題】

本町の教育は、人間尊重を基調として、一人ひとりが豊かな人間性を培い、変動する社会に創意と生きがいをもって対応できるよう、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」をそなえ、郷土並びに国家社会の形成者として、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざしています。

また、青少年の非行問題、児童生徒のいじめ、不登校などの行動に対処するなど青少年の健全育成に努める必要があります。

さらに、児童生徒が安全で快適な環境の中で、個性を伸ばし、豊かな人間形成を育むため、防災を考慮しながら校舎の改築、諸施設の改修、内容の整備向上などに努め、教育環境の整備充実を図ることが必要です。

教育環境の整備

本町の児童生徒数は、年々減少傾向にあります。現在の人口動態からみると、今後は、特別の社会的人口増のない限り児童生徒の増加は見込めません。

また、学校規模については、西門川小・西門川中を除けば、特に問題なく、適正規模校といえますが、今後、児童生徒数は横ばいの状態で推移するようであります。

教育環境の整備については、校舎の老朽化に伴う地震対策、耐力調査などの実施や、改築、情報教育の充実を図る必要があります。

特別支援教育

本町が目指している、人間尊重を基調とした心身ともに調和のとれた人間の育成を行う上で、支援を要する児童生徒にはその一人ひとりに対応した教育を行うことが求められています。

特別支援教育は、児童生徒の成長や、発達の段階に応じた適切な教育を行うことで、より豊かな人間性の育成や、社会を形成する一員として必要な教育を行うことを目的としています。

本町の特別支援教育の充実のため、教職員の配置や学校施設の改修など、国や県と連携して行う必要があります。

生徒指導

児童生徒をとりまく環境は、家庭や地域の教育機能の低下、自然や遊び場の減少など多くの問題があります。そこで、児童生徒の非行問題、いじめ、不登校など問題行動の多様化、低年齢化、広域化などに対処するため、その正確な実態の把握に努め、教師の指導力の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域社会及び各関係団体などが一体となった健全育成への取組が重要であり、そのための一層の推進体制を整える必要があります。

健康教育

成長期にある児童生徒の体格、体力向上及び健康の増進を図るため、遊具や体育施設の整備充実に努めるとともに、子どもの生活習慣病、う歯、近視、肥満、虚弱体質などの増加傾向に鑑み、保健活動・学校給食の充実と併せ、学校、家庭、関係機関が連携し、一層の対策を講じる必要があります。

安全教育

最近の児童生徒は、自然に親しみ遊ぶ機会が少ないことから、各学校においては、安全教育に重点をおき、計画的に指導を進めていますが、校内における事故は依然として後を絶たない現状です。これらをなくすためには、学校施設の点検整備はもちろん、学校、家庭地域社会や関係団体と連携し一層の安全教育と環境整備に取り組む必要があります。

人権教育

「人間尊重の精神を基本とし、不当な差別や偏見を排除し、基本的人権を尊重する人間を育成する。」との理念に基づき「門川町人権教育基本方針」を制定し、推進に取り組んでいるところですが、さらに教職員の研修を深めるとともに、学校、家庭、地域が一体となり、その充実を図っていく必要があります。

学校給食

学校給食については、共同調理場方式、単独校方式、親子方式で完全給食を実施していますが、今後は食べさせる給食から、マナー、栄養指導、偏食指導など『食』教育としての給食の内容の充実を図っていく必要があります。

児童生徒数・学級数の推移

年 学校別		平成	平成	平成	平成	平成	平成		
		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	
小 学 校	門川 小学校	児童数(人)	520	534	550	567	559	570	542
		学級数	20	20	21	21	21	21	20
	草川 小学校	児童数(人)	374	357	353	339	341	346	338
		学級数	13	13	12	12	12	12	12
	西門川 小学校	児童数(人)	44	37	34	35	30	25	22
		学級数	5	5	4	4	3	3	3
	五十鈴 小学校	児童数(人)	318	330	340	332	335	316	324
		学級数	13	13	12	12	12	12	12
	計	児童数(人)	1,256	1,258	1,277	1,273	1,265	1,257	1,226
		学級数	51	51	49	49	48	48	47
中 学 校	門川 中学校	生徒数(人)	595	581	590	602	594	582	556
		学級数	17	17	16	17	17	17	16
	西門川 中学校	生徒数(人)	25	26	27	23	18	21	21
		学級数	4	3	3	4	4	4	3
	計	生徒数(人)	620	607	617	625	612	603	577
		学級数	21	20	19	21	21	21	19

資料：教育総務課

【基本方向】

学校教育は、教育基本法の理念のもとに、人間尊重を基調として、児童生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、豊かな人間性を培い、変動する社会に創意と生きがいをもって対応できるよう基礎的・基本的な学力や、自ら学び、自ら考える力を育む自己教育力や、個性を生かす教育の充実を図るため「門川ならではの教育」を推進します。

小学校においては、児童の望ましい発達を図るため、また、教育内容の精選、充実に努め、「生きる力を育む教育」の充実を図るため、学習指導の工夫改善、基礎的・基本的事項に係る指導の徹底を期して、心身ともに安定した学校生活を実現します。

中学校では、小学校において習得された基礎的・基本的事項を基盤として、生徒の個性、能力を生かす教育指導の充実を図るとともに、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の確立と、生徒の望ましい自己実現を図る進路指導の充実、適切な指導体制を確立し、心身ともに充実した学校生活の実現を期して努力します。

【具体的施策】

1 教育環境の整備

児童生徒の人格形成や個性、能力を伸ばす場として学校環境の及ぼす影響が大きいことから、児童生徒の発達段階に応じた弾力的な教育課程の編成、教育方法の改善充実に努めます。また、施設においても、門川中学校の校舎改築など計画的な改善に努めていますが、体育館についても早期改築を目指すなど、教育環境の整備を図ります。

校舎の改築と施設の整備近代化

校舎の老朽化に伴い、改築、大規模改造などの維持補修に努め、ゆとりある施設と近代化を推進します。

また、松瀬分校については廃止の方向で検討を進めます。

教材・教育機器などの施設の整備近代化

情報化時代をむかえ、時代に対応したコンピューターなど教育機器などの整備充実に年次的に進めます。

2 特別支援教育

特別支援教育については、児童生徒一人ひとりに対応した教育を進める観点から、教職員の十分な配置や、必要となる備品等の整備について、国や県と連携を図り、子供たちの成長や発達段階に応じた教育が行える環境の整備・充実に努めます。

併せて、各学校内の特別支援コーディネーターを中心とした支援体制の整備・強化、特別支援員の学校への配置、就学指導委員会による学校の支援体制の整備・強化を推進します。

3 生徒指導の徹底

生徒指導については、青少年の健全育成の立場から、複合的な要因により派生する諸々の問題行動の現状を認識し、児童生徒の人格のよりよい発達を目指し、社会の秩序を守り、規律を遵守し、健全な行動や態度が身につく指導の徹底を図ります。

さらに人間性豊かな児童生徒を育成するため、道徳教育、情操教育の充実に努めます。

また、児童生徒の健全育成を図り、いじめ、不登校、非行など問題行動の未然防止、早期発見を図ります。

そのために、学校、家庭、関係機関を含めた地域が共通の問題として捉えることができる「要保護児童対策地域協議会（アームインアームかどがわ）等」の充実・

強化を図り、地域ぐるみの指導体制づくりを推進します。

4 健康教育の充実

生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための能力や態度を培うため、体育教科、クラブ活動及び運動部活動など学校体育の充実と指導体制の強化に努めます。

また、家庭、地域及び関係機関・団体などと連携し、総合的に保健安全に関する組織活動を推進するとともに、こころとからだの調和のとれた健康教育の充実に努めます。

5 安全教育の徹底

児童生徒一人ひとりが、生涯にわたって安全で健康な社会生活を営むため能力や知識、習慣を身につけるため、全教育活動をとおして安全教育の充実を図ります。また、交通安全教育、水難事故防止などについて実技指導をはじめ、特別活動、道徳活動との関わりを密にして、家庭・地域社会と連携して指導の徹底を図ります。

また、家庭、地域及び、関係機関・団体と連携し、学校外部からの侵入者や声かけ事案等を未然に防止するため、「子供見守りネットワーク」による巡回活動を強化すると共に、学校施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置など、一層の危機管理体制の充実に努めます。

6 人権教育の推進

人権尊重の精神を基本とした「門川町人権教育基本方針」を指針とし、学校教育においては、児童生徒の発達段階及び地域の実情に即して、人間尊重の教育の充実に努めます。

7 学校給食の充実

学校給食においては、家庭、学校などの連携のもとに、『食育』教育を含めた食生活指導に努めるとともに、学校給食の安全衛生管理の強化に努めます。

また、学校給食の円滑かつ効率的運営を図るため、調理業務の民間委託検討を進めてまいります。

今後は、食の安全や地産地消の考え方に根ざした地元産の米をはじめとする産地の特定できる安全な食材の積極的な使用や、『食育』教育推進の観点から「早起き早寝朝ごはん」運動など、食事の重要性を啓発しながら、教育活動としての学校給食を実施します。

第4節 社会教育の充実

【現況と課題】

現在地域を取り巻く環境は、都市化、核家族化、少子化の進展や産業構造の変化に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化しました。住民の地域社会の一員としての意識や連帯感もうすれてきていることに伴い、地域的なつながりが少なくなった中で、家庭の孤立化も進んでいます。

また、近年はインターネットや携帯電話等、高度情報化の急速な発展により、子供を取り巻く環境は複雑多様化し、機器の不適切な使用により重大な問題等も発生しています。

地域の教育力の活性化のためには、地域社会全体が活性化されていなければなりません。このためには、地域の住民が地域社会は自らの生活基盤であるとともに地域の構成員であるという意識を培っていくことが重要です。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きいものがあります。そのために、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとつづくり、まちづくりなど地域に親しみのもてるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興に努めていく必要があります。

【基本方向】

「日本一住みよい門川町」の実現のためには、地域社会の担い手である住民のさらなる意識の高揚を図ることが必要です。そのために、社会教育団体の研修活動を強化し、地域社会における連帯意識の高揚と町民相互の連帯の輪を広げる必要があります。

これまでの経済発展がもたらした人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めています。このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するために、様々な方法により豊かな学習機会を確保するとともに、学習情報の提供などを通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進していきます。

【具体的施策】

1 家庭教育の充実

家庭教育は子どもの基本的な性格を形成する上で重要な意義をもち、家庭基盤の充実は、今日、国民的な課題であることから、家庭における教育機能の回復を期して、より充実した家庭教育の推進を図ります。

そのため、学校や地域社会並びに関係機関・団体との相互連携を強めながら家庭教育の教育力の向上に努めます。

家庭教育学級などの親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を図ります。

心ふれ合う親子の共同体験、自然体験など、家庭教育に関する学習機会の拡充に努めます。

家庭教育の活性化を図るため、家庭教育手帳や町教育研究所発行の「ふれあいノート」などによる啓発や情報資料の提供を通じて、家庭の教育力の充実支援を図ります。

家庭教育上の諸問題に対応するため、関係機関との連携を図るとともに、町教育研究所を中心とした相談体制の整備・充実を図ります。

子供を中心に、ゲームやインターネット、携帯電話等の不適切な使用により、事故・事件等重大な問題が発生しています。高度情報機器の誤った使用によっては大きな事件等に巻き込まれる恐れがあるため、家庭内での認識を深める教育や適切な使用について関係機関と連絡を図り、有害情報の防止につながる啓発、研修を行います。

2 青少年教育の充実

青少年の調和のある成長と社会参加を促進するため、発達段階を踏まえた少年、青年の各種の学習機会の拡充を図り、学校、家庭、地域社会と連携しながら青少年の健全育成に努めます。

また、教育、文化、スポーツ活動を通じて、知識、技能を習得し、創造性、社会性を培い、次代の郷土の担い手としての人間形成を目指します。

(1) 少年教育

学校週5日制を積極的に活用し、異年齢集団の中で自然に接する機会の拡大、団体活動の助長、郷土文化の継承活動や特定の興味や関心を自主的・持続的に追及する活動を振興することなどにより、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対

応できる資質や能力を培うとともに、「思いやりの心」「感動する心」など、豊かな心をもった子どもの育成を図ります。

(2) 青年教育

青年が自主活動を通じて自己実現を図り、その社会的役割と責任を自覚し、集団への帰属意識や連帯意識を高めるため、諸団体やグループへの加入を積極的に推進し、地域社会におけるボランティア活動や文化活動を実施するなど、社会参加を推進するよう努めます。

(3) 青少年の健全育成

青少年健全育成町民会議、青少年指導員、PTAさらに社会教育団体と緊密な連携を取り、情報交換しながら青少年の健全育成に努めます。

3 成人教育の充実

「日本一住みよい門川町」の実現のためには、地域の構成員の中心である成人の地域社会の一員としての意識や連帯感の高揚が必要です。このような意識を育てていく上で、自主的な学習活動や社会参加活動を促進していくことが大切です。成人に対して、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとつづくり、まちづくりなど地域に親しみをもてるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興に努めてまいります。

(1) 成人教育

成人の多様な生活形態や高度化、専門化した学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充並びに内容の充実に努めます。また、できるだけ多くの町民が学習活動に参加できるように、学習に関する情報提供や相談体制の確立に努めます。

(2) 女性教育

社会の変化に伴い、高度化、多様化した女性の学習要求に対応する学習機会を提供し、女性の資質や能力を向上させるとともに、女性団体の活性化や自主グループの組織化に努め、女性の社会参加の促進を図ります。

(3) 高齢者教育

高齢者が健康で心豊かに充実した生き甲斐のある生活ができるよう、高齢者の希望や地域の状況などに即して、実践的、活動的な方法を採用したり、異なる世代との交流や各人の生活課題を重視するなど、自主的な参加意欲を満たし、学習効果を高めるようにいたします。

また、高齢者のもつ優れた経験や知識・能力を生かして社会参加ができるよう

配慮します。

4 人権教育の推進

今日の社会を基本的人権の尊重という視点から見ると、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者などに対する差別、思想・信条・学歴による差別など、日常生活の中で無意識のうちに行っている基本的人権侵害の事例があげられます。

人権・同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる国民的課題であることから、その解決に果たす教育の役割はきわめて大きいものがあります。

(1) 人権に関する学習機会の提供・学習プログラムの開発

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図ります。また、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めるとともに学習を充実させるための映画やビデオなど、学習教材の提供に努めます。

(2) 指導者の養成

社会教育における同和教育を一層推進するため、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図ります。

第5節 生涯スポーツの推進

【現況と課題】

全国的に高齢化社会が到来し、一生を通して健康で文化的な生きがいのある豊かな生活を営むことが求められています。

そのような中であって、健康の保持増進はもとより、精神的充実感や喜び・楽しさを与えてくれるのがスポーツです。

本町では「スポーツで築く文化的で明るく豊かな生活」(いつでも・どこでも・みんながスポーツ)をスローガンに、「生涯スポーツ」の推進を図っています。その結果、最近、日常生活の中にスポーツ活動を取り入れ、健康・体力づくりに励む町民が年々増加し、望ましい傾向になっています。

また、スポーツに親しむ施設環境についての整備も急速に進められて、各学校の体育施設・海浜総合公園・勤労者体育センターなどの施設が整備され、広く町民に、活用されています。

しかし、多様化する活動ニーズや生活様式の変化に伴い、夜間の屋外体育施設の整備、地域スポーツ推進組織の充実、さらには町民の「生涯スポーツ」に対する意識の高揚を図る必要性などの課題があります。

【基本方向】

健康で調和のとれた、「たくましい体・豊かな心・魅力ある郷土」の建設を目指して、町民の健康保持増進と体力の向上を図るため、体育環境の整備充実と健康づくり・体力づくり運動を展開し、年齢・体力に応じたスポーツ活動への参加を促進します。

【具体的施策】

1 体力の向上と健康の保持増進

「生涯スポーツ」の実践、食生活改善、疾病予防の啓発を推進し、体力の向上と健康の保持増進を図ります。

2 スポーツ団体の育成

社会体育推進組織、社会体育指導者を充実し、スポーツ団体の育成に努め、スポーツレベルの向上と地域スポーツの振興を図ります。

3 体系的なスポーツ活動の推進

スポーツ教室、スポーツレクリエーション教室、健康教室、実技講習会などを開設し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、青少年から高齢者まで年齢や体力に応じた体系的なスポーツ活動を推進します。

4 体育施設の整備・充実

体育施設の開放を積極的に推進するとともに、夜間屋外体育施設の整備・充実を図ります。

第6節 文化の振興

【現況と課題】

国際化・情報化・少子・高齢化の進行さらには価値観の多様化、余暇時間の増大など、近年の社会情勢の変化を背景として、物の豊かさから心の豊かな質の高い生活が求められるようになりました。そのため、教養や趣味のための学習、芸術の鑑賞や創作活動など多様な文化活動が盛んに行われ、住民が文化活動に深くかかわり、また内容も一段と高度なものになりつつあります。

これまでの町内文化施設の整備・充実にともない、文化活動の活発化が図られています。財団法人門川ふるさと文化財団と連携しながら県内外文化施設との文化事業のネットワークや地域からの文化情報発信など、様々な施策を実施してきました。

21世紀を迎えた今、科学技術はかつてない速度で進歩し、町民の生活環境は大きく変化することが予想されます。また、本格的な地方分権が進み、個性ある魅力的な地域づくり、独立した地方の時代が到来しようとしています。

これからは、門川町民一人ひとりが自らと自らの地域の存在の意義を大切にしながら、生き生きと豊かに生活していく上で、文化の果たす役割はますます重要なものになってきます。

今後は限られた町民のための文化でなく「誰もが参加する文化」と位置付け、個性や多様化を尊重し、住みよい地域づくりの視点を持ちながら、さらに地域の交流・連携を進め、新たな町民文化の振興に取り組んでいく必要があります。

【基本方向】

今後は、より一層の文化活動が図られていくことが想定されます。それらの文化ニーズに対応するため、

門川町総合文化会館・門川町立図書館・中央公民館・各自治公民館との連携のもとに、既存の文化・スポーツ施設の有効利用をさらに図っていきます。

町内文化施設・生涯学習施設・町立学校のネットワーク化を図るなど、町民の文化的要求や生涯学習体系に沿った整備に努めます。

今までに収集した郷土の歴史を伝える資料である民具や発掘品などの展示施設の整備を行います。

町民の歴史や文化に対する学習意欲の向上、学校における総合的な学習（調べ学習）に役立つよう整備を行い、町内の指定文化財の活用が図られるよう保存整備に努めます。

【具体的施策】

1 教育・文化施設の設備

町民の幅広い教育・文化活動の充実を図るため、町立図書館の内容の充実と歴史資料館の整備に努めます。

(1) 町立図書館の利用とサービスの充実

町立図書館は平成14年7月に開館し、当初開架冊数3万6千冊から始め、年次計画により蔵書数は増加しています。平成17年3月末現在では、7万7百冊となっており、最終目標は11万冊としています。

また、西門川地区及び各小中学校、県立図書館等と連絡をとりながら移動配本、団体貸出、調べ学習など援助体制の充実を図ります。

(2) 中央公民館民俗資料展示室の整備充実

- ・資料展示施設として機能を満たす為の展示を行います。
- ・新たな資料館の建設も視野に入れた整備を検討します。
- ・学校教育における調べ学習に対応できる展示内容を目指します。
- ・展示資料の取扱や説明をわかりやすく行う案内（教育）ボランティアの育成を行います。

2 芸術文化の振興

町民の芸術文化の向上を図るため、財団法人門川ふるさと文化財団と連携して、文化施設を有効に利用し、芸術文化活動の振興に一層努めます。

(1) 文化の鑑賞・発表機会の充実

- ・優れた舞台公演や美術作品などを鑑賞する機会や日頃の活動の発表の場の一層の拡充を図ります。
- ・子ども達が日常的に文化に触れる機会を増やし、文化に親しむ環境づくりを進めます。

(2) 文化施設の機能充実と連携の強化

- ・町民や文化団体のニーズに対応したソフト面の充実を図り、施設間の連携をさらに進めます。

(3) 文化を担う人材や文化団体の育成支援

- ・文化団体の育成と指導助言を行います。
- ・文化協会への加入促進と組織の強化、活性化を支援します。

3 文化財の保護と活用

長い歴史や風土に培われてきた有形・無形の文化財や先人・自然は門川町の貴重な財産です。

このような貴重な文化遺産を大切にすることを育て、文化財の保護や伝承文化の継承・活用を図ります。また、門川町の自然が育んだ貴重な天然記念物、名勝などの美しい環境を大切に守り、次世代にそのままの姿で伝え、活用していくことを図ります。

町内には、門川城跡をはじめとする史跡や、小園臼太鼓踊りなどの有形・無形の文化財や枇榔島に生息する世界的にも貴重な国の天然記念物カヌムリウミスズメなどの文化財が数多くあります。

このような貴重な文化財を大切に保存し、次世代に伝えていくために文化財などの調査と保護を進め、文化財に親しむ機会づくりや、伝統芸能などの後継者の育成を図る必要があります。

・門川城跡の整備事業の促進

門川城跡の活用を図るため、地元関係者と充分協議しながら保存整備を進めます。

- ・庵川窯跡の整備事業の推進

近隣の心の杜や福祉施設の整備と合わせて環境づくりの一環として保存整備をしていきます。

- ・国指定天然記念物カンムリウミスズメを「町の鳥」として制定し、海の環境問題を取り入れたカンムリウミスズメ絵物語を編集・発行、各学校及び民間団体と連携して保護・啓発活動を推進します。

- ・枇榔島および島に生息する貴重な野生生物の保護・啓発を図ります。

- ・伝統芸能の継承活動の支援を図ります。（小園臼太鼓踊り・門川神楽・子ども三番叟・庵川ばんば踊り・尾末だんじりなど）

後継者が高齢化し、若い世代の加入が少なく、ここにも少子・高齢化の影響が強く表れている状況にあります。そのような実態の中で今後の継承のための方策を町として推進する必要があります。

- ・庵川ばんば踊りの文化財指定の検討

庵川ばんば踊りの体系的な調査を実施し、町文化財指定を検討します。

- ・門川の伝統芸能・民族文化財の調査及び活用資料の整備を行います。

- ・その他の有形・無形の文化財の学術調査を実施し、町指定相当の文化財の登録を行います。

- ・国の登録文化財登録の推進

町内に存在する、明治・大正・昭和の近代化に伴う建造物を国の登録文化財とし歴史的環境を現代に即応した形で残していく方策を推進します。登録文化財を中心として文化的・歴史的に豊かな地域環境を醸成していきます。

第7節 男女共同参画の推進

【現況と課題】

少子・高齢化が急速に進展する中で、人々の価値観、生活意識や産業構造の変化により、女性の生活環境も大きく変化し、家庭、職場、地域社会のあらゆる分野において、女性の社会参加が進んでいます。

このような中で、本町は、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年度に「かどがわ男女共同参画基本計画」を策定し、各種の施策の中で男女共同参画を促すように努めています。

今後、今日にある慣行、意識などの改革を進め、男女の人権が確立され、男女が社会の対等な構成員として、自覚と責任意識をもって社会に参画する、真の男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

【基本方向】

男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発や社会環境の整備を進めます。

【具体的施策】

1 男女平等意識の啓発

家庭、地域、職場などあらゆる機会を捕らえて男女共同参画社会づくりに必要な意識の啓発、情報の提供に努めます。

2 女性の社会参画促進

各種の審議会など、政策・方針決定の場への女性の参画を推進するとともに、女性の社会参画に必要な知識・指導力の育成に努めます。

3 男女共同参画を促進する社会環境の整備

女性が容易に社会参画ができるように、保育・介護などの環境を整えるなど、就労の場における条件整備に努めます。

4 健康増進と生活環境の整備

女性の生涯にわたる健康の維持増進を図り、母性の保護や女性が安心して子育てができる生活環境の整備に努めます。

第4章 福祉・健康のまちづくり

第1節 地域福祉の推進

【現況と課題】

本町では、福祉の充実を図る上においては、地域福祉推進体系の充実が必要との観点から、社会福祉協議会を中心とした、公的福祉サービスと民間福祉団体、さらにはNPO法人などとの連携を進めてきました。

しかしながら、急速に進行していく少子・高齢化の今日にあって、本町においても核家族化や生活様式の多様化などにより相互扶助機能等の弱体化が進んでいることから、今まで以上に行政や民間、更には町民など、関係者が一体となった地域福祉の充実に努めなければなりません。

そのためには、平成17年度改正の介護保険法や障害者自立支援法等の関係法令をふまえながら、地域住民の福祉向上に取り組んでいくことが求められています。

【基本方向】

社会福祉協議会を核とした地域福祉の充実を進めるとともに、「人にやさしい町づくり町民運動」とも連携し、町民の主体的な福祉活動への参加を促進します。

また、地域福祉計画に基づきながら、地域の実態に合致した施策を展開していきます。

さらに、既存の社会資源（施設・人材等）を積極的に活用し、地域福祉の向上と健康増進に努めます。

【具体的施策】

1 推進体制の強化

- ・ 地域福祉の中核となる社会福祉協議会の機能充実を図ります。
- ・ 行政、民間社会福祉施設、NPO法人、民生・児童委員、ボランティア連絡協議会などの相互連携の強化を図ります。
- ・ 福祉健康交流研修センターの有効利用や、九州保健福祉大学などとの連携強化を図ります。

2 民間福祉活動の促進

- ・ 「人にやさしい町づくり町民運動」などとも連携し、町民の福祉活動への参加を促進します。
- ・ 福祉ボランティアの育成強化と活動支援に努めます。

第2節 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

本町では「やすらぎと生きがいのある福祉の町づくり」を主要課題の一つに掲げ、遠見半島一帯を福祉ゾーンとして位置付けるとともに、西門川地区においても福祉の拠点となる小規模地域型在宅介護支援センターを設置し、町内全域を網羅しながら福祉施策に取り組んできました。

これからの福祉は、今日までの限られた者に対する福祉から、町民全体を視野に入れた福祉へ展開していく必要があります。すなわち、高齢者自身も社会の一員として社会の担い手となるよう、これまで培ってきた知識・経験を活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを推進していくとともに、地域・行政・団体・企業・NPO法人等が連携と共働のもとに地域福祉を推進していくことが重要となっています。

平均寿命の推移と推計(全国)

	昭和30年 1955年	平成7年 1995年	平成11年 1999年	平成15年 2003年	平成37年 2025年
男	63.30歳	76.38歳	77.01歳	78.36歳	78.80歳
女	67.75歳	82.85歳	83.99歳	85.33歳	85.83歳

資料：福祉課調べ

門川町の人口構造の推移と推計

(単位：人、%)

	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上	2,314	3,389	3,990	4,459	4,800
	12.2	17.7	20.7	22.7	24.9
64歳未満 15歳以上	12,150	12,216	12,081	12,137	11,500
	64.2	63.8	62.2	61.8	59.6
14歳未満	4,477	3,550	3,216	3,056	3,000
	23.6	18.5	16.7	15.5	15.5
総人口	18,941	19,155	19,287	19,652	19,300

資料：福祉課調べ

昭和60年、平成7年、平成12年は国勢調査人口、平成17年は住民基本台帳人口、平成22年は推計(直線回帰法)による

【基本方向】

激変していく今日の社会情勢の中にあって、すべての町民が安心して暮らしていただける地域社会を構築していくことが急務となっていることから、福祉・保健・医療などの充実を図るとともに、高齢者等が多様な福祉活動に参加することにより、いきいきとした生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

【具体的施策】

1 地域ぐるみの推進に向けた多様な主体の連携

社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、ボランティア団体等との連携強化
すべての高齢者が在宅で安心して生活できる地域ケア体制の構築
地域、企業、NPO法人等の福祉活動への促進
小・中学校、高校における福祉教育の推進
地域が実践する福祉事業への協力、支援
高齢者クラブの充実

2 生きがいづくり社会参加の推進

シルバー人材センターの活用及び充実
生きがい講座の開設、趣味・娯楽・スポーツなどの充実
シニアパワーを生かした高齢者の社会参加促進
郷土文化伝承事業の充実
社会奉仕活動の推進

3 社会資源の活用

地域交流の場の確保
保健・医療機関との連携の強化・充実
地域包括支援センターの充実

第3節 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

障がい者は、身体障がい者、知的障がい者、及び精神障がい者の三つに大別されます。最近では、障がいの重複、重度化、高齢化が進展し、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、自閉症などの新たな発達障がいも発生しています。

平成15年4月からは、障がい者自らがサービスを選択、利用する支援費制度が始まり、また平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会をめざした障がい者自立支援制度に移行するなどの制度改革が進められています。

一方では、障がいに関する相談、悩みも多様化・複雑化してきており、年金、虐待、生活困窮、就労、結婚といった多くの問題が重なり合っているのが現状です。

誰もが、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向け、地域での生活環境が整備されるとともに、これらの問題に対応できる相談支援体制の確立が求められています。

身体障がい者（児）手帳交付状況

（単位：人、平成26年10月31日現在）

障がいの区分	視覚障がい		聴覚障がい		言語障がい		肢体不自由		内部障がい		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
交付数		73	3	79		7	12	466	3	230	18	856

資料：福祉課

療育手帳交付状況

（単位：人、平成26年10月31日現在）

障がいの区分	A		B1		B2		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
交付数	12	46	9	35	10	17	31	97

資料：福祉課

知的障がい者施設への入通所状況

（平成26年10月31日現在）

身体障がい者更生支援施設への入通所状況

（平成26年10月31日現在）

施設名	入通所者（人）	所在市町村
身体障がい者支援施設 もみじの里	2	姫路市
身体障がい者支援施設 しおみの里	4	姫路市
身体障がい者支援施設 乙房町	1	那珂城市
身体障がい者支援施設 国立病院	2	高崎市
身体障がい者支援施設 日向病院	1	日向市
身体障がい者通所作業施設 基々工房	3	門川町

資料：福祉課

施設名	入通所者数（人）	所在市町村
国立知的障がい総合福祉施設 向陽の里	更生	2
	機 産	2
	通所療	2
知的障がい者更生施設 けいせいの里	入 所	6
	グループホーム	1
知的障がい者更生施設 白銀学園	入 所	3
	通 所	2
	門川分室	4
	グループホーム	4
知的障がい者更生施設 かわらぎの里	入 所	1
知的障がい者更生施設 あすなろの里	入 所	2
	グループホーム	1
知的障がい者通所作業施設 中心の里	通 所	3
身体障がい者通所作業施設 日笠通所	入 所	1
知的障がい者通所作業施設 基々工房	相互利用	2

資料：福祉課

精神障がい者通院医療費公費負担受給者状況

(単位：人、平成26年10月31日現在)

疾病名	統合失調症	気分(感情)障がい	てんかん	アルコールによる精神障がいの障がい	神経症性障がい	認知症等	その他	合計
受給者数	69	26	18	5	4	3	33	158

資料：福祉課

精神障がい者保険福祉手帳交付状況

(単位：人、平成26年10月31日現在)

区分	1級	2級	3級	合計
交付数	7	59	14	80

資料：福祉課

精神障がい者地域生活援助事業
(グループホーム)

指定施設数 1ヶ所(定員7人)
(平成26年10月31日現在)

利用者数	2
------	---

資料：福祉課

【基本方向】

障がい者福祉施策は、乳幼児期から学齢期、成人期そして高齢期の一生涯にわたり、その年齢や障がいの程度、生活環境などによって異なるニーズに応じて、国、県、町、さらには障がい者自身の役割を踏まえた上で推進していく必要があります。

障がい者施策は、障がい者が社会参加する上で、様々な障壁(バリア)が除去され、一人ひとりの能力が最大限発揮されることが重要であり、そのためには、障がい者が社会参加しやすい環境をつくり、一貫した支援体制の確立と充実を図るとともに、町民一人ひとりの理解と協力を促進します。

【具体的施策】

1 啓発・広報の推進

心身障がいは、生活習慣病と同様に誰にでも起こりえるものです。障がい者の日、障がい者福祉週間等の各種行事を中心として、障がいについての正しい理解や偏見解消のため広く町民に普及・啓発を行い、障がいに関する理解の促進を図るとともに、児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。

2 生活支援の充実

障がい者相談員をはじめとする身近な相談支援体制の充実を図り、個人の多様なニーズに対応するとともに、公的相談機関や市町村、福祉施設、教育機関、医療機関等による延岡・日向を含めた広域的なネットワーク化を図り、障がい者が専門的相談を行うことができる体制の構築に努めます。

また、障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるように、ホームヘルプサービス等の在宅福祉の充実を図ります。

3 生活環境の福祉施策の推進

障がい者の自立と社会参加の一層の促進と、安全に安心して生活していくことを支援していくため、公共施設等の建築物や道路等のバリアフリー化、それに伴う情報提供を促進し、住宅改造事業など、各種制度の周知や活用及び充実を図ります。

また、安全な交通の確保、防災対策等を関係機関と協力して推進します。

4 教育・育成対策の充実

障がいのある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応した相談支援が行えるような体制整備に努めます。また、障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、必要な諸条件の整備に努めます。

5 雇用・就業の促進

障がい者がその能力と特性に応じて就業し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を行ううえで極めて重要な意義を持っており、就業相談や関係機関との密接な連携による支援体制の整備を図ります。

6 保健・医療の充実

障がいの多くは、疾病（生活習慣病）、交通事故、労働災害、加齢、出生時の損傷に起因するものです。また、生活環境が大きく変化し、乳幼児期から高齢期に亘る年齢層の心の病による疾病も増えています。心身障がいの発生予防・早期発見のため、各種健診や健康教育・相談、家庭訪問の内容の充実を図っていくとともに、障がい者の居宅支援、自立支援のためのデイケアや集いの場づくりも継続していきます。加えて、障がい者の年齢や能力に応じたりハビリテーションの充実、障がい者本人や家族のための専門スタッフによる相談体制を整え、医療 - 福祉との連携に努めます。

7 情報・コミュニケーションの充実

ホームページのバリアフリー化、点字、録音物等による広報の促進、コミュニケーション支援体制の充実を図ることにより、障がい者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援します。

第4節 児童福祉の充実

【現況と課題】

急速に進行する少子化は、長期的に人口を維持するのに必要と言われる合計特殊出生率2.08を大きく下回る1.29にまで低下しています。この少子化の原因としては、人口の都市部への集中、雇用の一極集中化により、地域社会の血縁的、地縁的つながりが崩れていくのに並行して少子化が促進され、加えて、核家族化、晩婚化、未婚率の上昇、女性の社会進出、その他の要因等により少子化が進行しています。

本町においても、同様の傾向が見られ、少子化の背景として、

- (1)女性の職場進出による子育てと仕事の両立の難しさ
- (2)育児の心理的・経済的負担
- (3)子育てコストの増大
- (4)核家族化

などがあげられます。

また、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、とりわけ、子どもの生活場面においては、遊び自体の変化や異年齢間の交流の機会も少なく、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった影響が懸念され、子どもがすこやかに育ち、安心して育てることができる子育て環境の整備が急務となっております。本町といたしましても、これらの状況を踏まえつつ、総合的な子育て環境の整備を目的とした「次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て環境の整備を図る必要があります。

また、近年社会問題となっている児童虐待については、地域と関係機関とが十分な連携を図るためのネットワークづくりを進め、社会全体で子どもを守る取り組みが求められております。

【基本方向】

安心して子どもを生み育て、地域全体で子ども達が心豊かに育つ町づくりに努めるとともに、子育てと仕事が両立できる町を目指し、各種施策を積極的に推進します。

また、全庁的に子育て支援に取り組むために、平成19年度に設置した「門川町

子育て支援本部」での企画・立案を積極的に取り入れるとともに、関係機関との連携をさらに図りながら子育て支援の充実を図っていきます。

児童福祉施設の状況 (平成16年4月1日現在)

保 育 所(園)		幼 稚 園	
所(園) 名	定 員	園 名	定 員
平城保育所 (公)	120人	門川幼稚園 (法)	80人
門川保育所 (公)	90人	栄ヶ丘幼稚園(法)	120人
中央保育所 (公)	90人		
南町保育園 (法)	60人		
草川保育園 (法)	90人		
いすゞ保育園(法)	90人		
西門川児童館(公)	(措置数) 13人	児童公園14カ所	

資料：福祉課

【具体的施策】

- 1 安心して子どもを生き育てる環境づくりのため次のような施策を行っていきます。
 - (1) 健やかに子どもが生まれ育つための保健・医療の充実
 - 母子保健の充実
 - 医療体制の充実
 - 学校保健の充実
 - (2) 男女が共に担う子育ての促進
 - 男女共による子育ての促進
 - 男女平等教育の推進
 - (3) 子育て家庭への経済的支援
 - 子育てに対する経費の負担軽減
 - (4) ひとり親家庭への支援
 - (5) 子ども家庭支援ネットワークの構築
 - 子育て家庭支援施設の整備と支援の充実
 - ・保育所(園)、児童館、子育て支援センターを中心とした子育ての相談、情報提供、交流活動などの機能の整備
 - 要保護児童対策地域協議会の充実
 - (6) 研修、講演、人づくりなどのソフト事業の充実

2 行政、地域、企業、学校など社会全体で「元気で心豊かに育つ町づくり」の推進を図ります。

- (1) 子どもの豊かな遊び・文化環境の形成
- (2) 子どもに配慮した町づくり
- (3) 子どもの権利の尊重
- (4) 障がいのある子どもへの対応
- (5) 健全な子育て環境の創造と地域コミュニティの形成
 - 学校・家庭教育の充実
 - 放課後児童対策の充実
 - 保育所(園)、幼稚園、学校の地域への開放、交流

3 「子育てと仕事が両立できる町づくり」の推進を図るため、次のような施策を行っていきます。

- (1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
 - 労働条件の改善
 - 女性の職場の確保、支援
- (2) 保育サービスの充実
 - 働く女性の増加に即応した保育サービスを充実し、仕事を続けながら子育てができる環境づくり
 - ・保育総量の充実
 - ・保育所の改築などの整備
 - ・時代に即応した保育所の運営
 - ・ニーズに応じた保育の充実
 - ・障がい児保育の充実
 - ・公立保育所民営化の実施
 - ・放課後児童クラブの充実

第5節 母子(父子)寡婦福祉の充実

【現状と課題】

今日、女性の社会進出はめざましいものがあります。また、離婚率の増加により、母子(父子)家庭・寡婦世帯も増加傾向にあります。これらの家庭及び世帯はおおむね経済的、社会的にもまた精神的にも不安定な状況にあるので家庭生活や児童育成への支援や援助など適切な施策が必要です。

【基本方向】

母子(父子)家庭や寡婦の精神的、経済的不安を解消するために各種相談事業の推進、貸付け基金などの充実、医療費助成制度の充実を図り、さらに県へ福祉施設などの充実を要望していきます。

【具体的施策】

- ・母子自立支援員、母子福祉協力員、民生・児童委員などによる相談事業を推進します。
- ・母子・寡婦福祉協議会への加入促進及び育成・活性化を促進します。
- ・母子福祉資金などの充実を図ります。
- ・子育てと仕事が両立できる支援体制を充実します。
- ・児童扶養手当・母子家庭医療費助成・寡婦医療費助成などの制度を充実します。

第6節 社会保障の充実

【現況と課題】

国民健康保険は近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化に伴い、医療費は増加傾向にあり、事業運営は、今後更に厳しい状況が予想されます。そのため、制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の啓発に努め、円滑な運営を目指す必要があります。

また、高齢化の進行に伴う介護への不安の高まりや、家族の過度な介護負担などを軽減するため、平成12年4月介護保険制度が創設され、制度開始から5年が経過しています。この間、利用者やサービス量も増加し、全体として概ね順調に推移していますが、この介護保険制度が将来にわたって維持され、明るく活力ある高齢社会の実現にむけ、制度の充実を図っていく必要があります。

また、老後の生活を保障するうえで重要な役割を担っている国民年金は、今日の経済情勢等を反映して厚生年金からの移行者が増加しておりますが、年金不信等を反映し未加入問題を含め低下傾向にあり、老後における生活保障からも未加入者の解消並びに保険料の納付勧奨等の啓発活動を図っていくことが必要となっております。

低所得者に対する福祉施策としての生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し併せてその自立を助長する制度ですが、本町の生活保護の状況は、平成17年4月現在200世帯、保護人員277人、保護率14.4‰となっております。

また、被保護世帯の類型については、高齢者世帯が44%を占め、傷病世帯24%、障害者世帯12%、母子世帯10%となっております。

今後も、不安定な就労状況や母子世帯の増加等により、保護世帯あるいは生活保護ボーダーライン層の増加が懸念されております。

国民年金被保険者状況 (平成16年度)

第1号被保険者	3,563人	第3号被保険者	1,190人
---------	--------	---------	--------

資料：福祉課

国民年金受給者状況 (平成16年度)

	人数	金額
老齢年金	3,794人	2,165,460,700円
障害年金	389人	352,294,500円
遺族年金等	87人	65,193,200円
寡婦年金	14人	6,558,100円
福祉年金	14人	5,716,200円
合計	4,298人	2,595,222,700円
保険料収納額		246,752,520円

資料：福祉課

パーミル【‰】

1000分の1を1とする単位のこと

国民健康保険財政状況

(単位：人、千円)

年度	年間平均世帯数	年間平均被保険者数	歳入内訳					計	歳出額	差引額
			現年度保険税	過年度保険税	国庫補助金	療養給付費交付金	その他			
11	3,689	7,993	432,170	5,637	706,484	225,185	273,169	1,642,645	1,548,230	94,415
12	3,864	8,307	504,162	7,503	642,171	267,154	362,320	1,783,310	1,548,052	235,258
13	3,957	8,397	497,449	19,857	682,127	248,313	432,354	1,880,100	1,626,913	253,187
14	4,117	8,735	512,551	16,763	655,850	227,226	439,218	1,851,608	1,603,580	248,028
15	4,243	8,946	506,195	23,721	713,986	281,312	472,061	1,997,275	1,769,605	227,670

国民健康保険給付費の状況

(単位：千円)

年度	総医療費	保険者負担額	高額医療費	出産育児一時金	葬祭費	一世帯あたり(円)			一人あたり(円)		
						保険税	給付費	老人保健拠出金	保険税	給付費	老人保健拠出金
11	1,247,659	888,818	109,722	13,200	2,200	123,447	277,364	120,523	56,974	128,011	55,625
12	1,225,792	875,719	91,050	15,300	2,180	138,259	256,384	100,730	64,311	119,257	46,854
13	1,219,438	869,602	92,140	10,500	2,260	132,017	248,312	117,696	62,212	117,014	55,463
14	1,267,590	905,144	101,886	13,800	2,360	131,055	231,504	112,908	61,769	109,113	53,216
15	1,422,541	1,014,391	122,640	13,200	2,500	125,671	271,457	97,728	59,604	128,749	46,351

資料：健康管理課

介護保険給付費の状況

(単位：人、千円、円)

年度	要介護認定者数(人)	保険給付費(千円)					一人あたり(円)	
		在宅介護サービス	支援介護サービス	高額介護サービス	審査支払手数料	合計	保険料	保険給付金
12	423	249,809	415,766	5,030	1,014	671,619	8,005	169,387
13	445	339,302	452,117	7,441	1,363	800,223	23,759	196,133
14	497	404,822	479,519	8,294	1,555	894,190	31,566	212,801
15	561	474,299	467,579	9,122	1,577	952,577	37,775	220,657

資料：健康管理課

介護保険給付費の状況

(単位：人、千円)

年度	第1号被保険者	歳入内訳					歳出	差引額
		保険料	国庫支出金	支払基金交付金	その他	計		
12	3,965	31,726	199,404	239,814	326,460	797,404	736,940	60,464
13	4,080	96,792	223,303	262,016	346,080	928,191	912,540	15,651
14	4,202	132,010	236,143	296,801	323,528	988,482	964,080	24,402
15	4,317	161,829	278,631	310,186	318,789	1,069,435	1,026,455	42,980

資料：健康管理課

【基本方向】

国民健康保険制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の普及に努め、安定的運営を目指すとともに、年金教育や広報活動により国民年金の未加入者や未納者をなくし、町民の国民年金受給権の確保に努めます。また、高齢社会に対応した高齢者自身の自助努力を基軸としながら、町民の社会的連帯の精神に基づく介護保険制度事業の推進を図ります。

また、低所得者については、生活の状況を的確に把握し、適正な保護を実施することが必要であり、慢性的な保護世帯に対しては、福祉事務所と密接な連携をとりながら自立に向けた指導を図っていきます。

【具体的施策】

1 国民健康保険事業の推進

- ・医療費の適正化と収納率向上に努めます。
- ・健康診査の充実、健康相談、健康教育、温泉を活用した健康づくりなどの保健事業を推進します。
- ・特定検診で、生活習慣病の該当者や予備軍となる対象者を把握し、特定保健指導で対象者の生活改善を指導します。

2 国民年金事業の推進

受給権確保のため、

- ・未加入者の把握と加入促進
- ・保険料の納付促進
- ・申請免除の適正適用

これらを実施すべく、広報活動、年金相談、個別勧奨、口座振替の促進などを社会保険事務所との協力・連携を図りながら事業を推進します。

3 介護保険事業の推進

介護保険制度の適切な運営の下に、高齢者のニーズや状態にふさわしい適切な介護サービスが効率的に提供できるよう事業を推進します。

- ・サービスの量から質への改善
- ・在宅ケアの推進
- ・保険者機能の強化

4 低所得者対策

今後とも生活保護世帯は増加傾向が予想されるので、低所得者の的確な把握を行うことにより適正な生活保護の実施に資するとともに生活保護世帯の自立意欲向上に努めます。また、低所得者については、あらゆる制度の充実、普及や活用、また民生・児童委員による相談や助言指導あるいは心配ごと相談事業の推進を図り、経済的自立と生活意欲の助長を推進します。

第7節 保健・衛生の充実

【現況と課題】

保健・医療を取り巻く状況は、少子・高齢化、疾病構造の変化及び住民ニーズの高度化、多様化などにより著しく変化してきています。本町の平均寿命は、ほぼ県平均ですが、主要死因をみると、生活習慣病とされる悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の順に多く特に脳血管疾患は全国平均を大きく上回っている状況にあります。

そこで、人生の各期において、いかに質の高い生活を楽しみ、健康でいる期間を延ばすことができるかが重要となってきています。このため、本町では町民にわかりやすい健康づくり目標と方法を示しながら、一人ひとりの取り組みによる生活習慣病の予防を促進するとともに、保健所・医療機関・地域などと協力して健康づくりを総合的かつ計画的に進めることが求められています。

母子保健については、少子・高齢化社会、女性の社会進出などの中で、生み、育てていく母親たちの経験不足、孤立などによる育児不安、児童虐待、また、ストレスなどから親子の関係がうまく育たないケースが増えています。

本町の医療施設については、病院3、診療所5、歯科医院8が開設されていますが、救急及び多様な医療を要する場合は主に日向病院及び延岡市、日向市内の病院で救急医療等を行っています。

また、休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う病院群輪番制病院方式が日向市東臼杵郡医師会の協力によって実施され、医療体制の充実強化が図られています。

小児夜間急病センターについては延岡市夜間急病センター内に設置され、日曜、休日、夜間の医療については在宅当番医制で実施されています。昨今の医師不足による救急医療体制が危ぶまれている中、今後も、県や医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係市町村などの協力を得ながら、休日夜間医療や救急医療体制の整備充実が必要になります。さらに、自然災害、大規模な事故などに対応できる救急医療体制の確立とともに、緊急時における応急処置の知識を普及、啓発していくことがますます重要となります。

【基本方向】

保健、医療、福祉など関係機関との連携により、町民自らのライフステージに応じた積極的な健康づくりの支援体制や各種保健サービス業務の推進体制の充実を図

るとともに、各種疾病の予防対策を行うなど、町民一人ひとりが健康で心豊かな生活が送れるよう、生涯健康を推進します。

救急医療については、日向市東臼杵郡医師会の協力を得ながら、町民のニーズに合った休日夜間医療並びに救急医療体制の確立を推進します。

【具体的施策】

1 町民の健康づくり

- ・住民が主体となって策定した「やっちみろや健康づくりプラン21」を基に、町民の健康寿命の延伸、生活習慣病対策として一次予防の重視、健康づくりを効果的に行うための数値目標設定等、健康づくりを支援する環境づくりに努めます。
- ・各種健診による「早期発見・早期治療」の二次予防を推進します。
- ・保健サービスを総合的に実施する中核施設であり、子育て支援を含む総合的な施設として人づくりセンター（仮称）の建設促進に努めます。

2 母子保健

- ・「健やか親子21(仮称)」を策定し、母子の心の問題にも留意した、子育て支援や思春期の子供をもつ親への支援など、母と子にやさしい健康づくりを推進します。
- ・妊娠や出産、育児、健やかな子育てに必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう努めます。

3 医療及び救急医療

- ・少子高齢社会に対応するため、生涯にわたって安心して暮らすことのできる地域医療のあり方を検討します。
- ・休日夜間医療を確保するため、医師会などの協力を得ながら在宅当番医制度の充実を図ります。
- ・災害緊急時の医療体制確立のために県及び医療機関との連携協力の充実強化を図ります。
- ・救急医療については、医師不足の為、十分な受け入れが厳しくなっていますが、県と連携して医師確保を図り、地域の救急医療体制の整備に努めます。
また、救急病院医師の負担を減らす為に、広く町民に時間内早期受診等の周知を行います。

第5章 計画推進のための行政の充実

第1節 行財政改革

【現況と課題】

行政の運営・推進にあたっては、簡素で効率的、かつ民主的な行政システムを確立し、健全な発展に努めているところでありますが、現在の社会情勢、財政事情など本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

また、地方分権の進展、町民ニーズの高度化・多様化、少子・高齢化、情報化の進展など、時代の変化に対応するため、平成12年に「新門川町行政改革大綱」を策定し、行政の改革に取り組んできました。

今後、行政情報化のもとに町民参加による町づくりを、計画的、効率的に推進する必要があります。

しかし、地方財政は、国の三位一体改革等の影響により、極めて厳しい状況にあります。このため、財政の健全化、町民と行政の協働によるまちづくりを基本姿勢に、平成16年に策定した「門川町行財政改革構想」に基づき、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

庁舎本館は、通常の行政事務のほか、門川町地域防災計画により災害が発生、または発生する恐れのある場合は、その「災害対策本部」が置かれるなど重要な拠点施設となっていますが、本庁舎は昭和43年に建設された鉄筋コンクリート造3階建の建造物であり、築後36年を経過し、老朽化が進み、亀裂・劣化による漏水などが見られます。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受け制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成15年度に庁舎本館の耐震改修などを行ったところでありますが、全体的な面積の不足と、高齢者等の利便性から改修等も含めた検討を必要としています。

【基本方向】

厳しい財政状況のもと、多様な財政需要に対応できるよう行政の効率化や行政サービスの向上を目指して、行財政改革に取り組みます。

庁舎については、本館・別館とも、現行の行政サービスにおいて、全体的に手狭となっており、高齢者等のためのバリアフリー化、庁内情報化の進展を図るため、改修等も含めた検討を行います。

【具体的施策】

1 行財政改革

(1) わかりやすく、効率的な組織・機構の見直し

地方分権の推進と効率的な事務事業の推進を図り、住民ニーズの変化に的確に対応し、新たな行政サービスを効果的に展開するために、わかりやすく、効率的な組織・機構の再編整備に努めます。

(2) 進行管理と事務事業の効率化

厳しい財政事情のもと、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、事務事業を見直し、進行管理の徹底のもとに、事務事業の効率化に努めます。

(3) 職員の資質の向上と行政サービスの向上

地方分権時代、行政の自己決定が拡大することから、職員の政策形成能力が求められており、職員の一般研修、専門研修、派遣研修などを積極的に行い、政策能力・創造能力にあふれた人材の育成に努め、柔軟で親切・丁寧・笑顔の行政サービスに努めます。

また、職員の能力と意欲を高めて、人材の育成や職場の対話を促進し、仕事の成果にスピード感を持った行政サービスを目指します。

(4) 職員の適正管理

迅速で的確、円滑な行政執行と勤労意欲の啓発を図るため、適正な定員管理に努めるとともに、職員の適材適所配置など人事管理に努めます。

2 情報公開

(1) 情報推進体制の整備

行政情報の公正、公平な公開事務の確立を図るとともに、IT改革に対応するために必要な情報推進体制の整備に努めます。

(2) セキュリティー(個人情報保護)対策

「個人情報の保護に関する法律」及び「門川町個人情報保護条例」の趣旨を理解し、モラルの向上など、研修・教育など啓発に努め、個人データ・プライバシーに関する情報などの個人情報の適正な取扱いに努めます。

3 庁舎建設関連

高齢者等が安全で円滑に利用できる庁舎の改修等を含めた検討を行います。

第2節 財政計画

【現況】

本町の普通会計における決算状況は、(表1)のとおりですが、平成15年度における決算の財政規模は、歳入69億3,635万5千円、歳出66億9,553万5千円となっており、平成11年度決算と比較すると歳入で3億4,965万2千円(4.8%)、歳出で3億1,181万9千円(4.4%)の減少となっています。

(表1) 決算状況

(単位：千円、%)

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
歳 入 A	7,286,007	10.9	7,239,236	0.6	7,381,343	2.0	6,751,876	8.5	6,936,355	2.7
歳 出 B	7,007,354	12.2	6,969,938	0.5	7,079,503	1.6	6,475,965	8.5	6,695,535	3.4
差 引 C	278,653	38.7	269,298	3.4	301,840	12.1	275,911	8.6	240,820	12.7
繰越財源 D	94,000	0.6	9,676	89.7	82,952	757.3	40,860	50.7	25,382	37.9
実質収支(C-D)E	184,653	71.7	259,622	40.6	218,888	15.7	235,051	7.4	215,438	8.3

資料：決算統計

次に、町の財政力を示す指標として用いられる財政力指数及び標準財政規模(表2)では、平成11年度の0.366から平成15年度は0.381とゆるやかに向上しています。また平成11年度に対して基準財政収入額は6.9%、基準財政需要額で13.0%、標準財政規模では、12.6%の減少となっています。

(表2) 財政力指数と標準財政規模

(単位：千円、%)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成11年に対する 15年度の増減率
基準財政収入額	1,298,827	1,296,768	1,293,944	1,246,390	1,209,377	6.9
基準財政需要額	3,530,274	3,591,506	3,479,311	3,304,620	3,070,835	13.0
財政力指数	0.366	0.366	0.367	0.370	0.381	4.1
標準財政規模	3,935,646	3,998,264	3,883,991	3,691,730	3,439,281	12.6

資料：決算統計

歳入決算額構成比（表3）による5ヶ年間の平均構成比及び増減率の特徴としては、各項目別の5ヶ年間の平均構成比でみると地方交付税が最も高く34.1%を占め、次いで町税の19.9%、国・県支出金が14.1%の順となっています。また、増減率で見ると町税がこの5ヶ年間に11.6%減少し、さらに、地方交付税においても、5ヶ年間に16.8%の減少となっています。

（表3）歳入決算額構成比

（単位：千円、%）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成11年度 に対する15 年度の増減率	平 均 構成比
	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比		
町 税	1,549,001	7.1 21.3	1,453,666	6.2 20.1	1,445,400	0.6 19.6	1,450,549	0.4 21.5	1,369,507	5.6 19.7	11.6	20.4
地方交付税	2,557,593	2.2 35.1	2,635,368	3.0 36.4	2,499,692	5.1 33.9	2,351,995	5.9 34.8	2,127,199	9.6 30.7	16.8	34.2
使用料 手数料	230,433	29.6 3.2	239,643	4.0 3.3	287,413	19.9 3.9	221,449	23.0 3.3	202,369	8.6 2.9	12.2	3.3
交付金等	312,648	7.3 4.3	361,125	15.5 5.0	365,766	1.3 5.7	303,234	17.1 4.5	314,603	3.7 4.5	0.6	4.7
国・県 支出金	1,172,342	24.9 16.1	729,304	37.8 10.1	825,183	13.1 11.2	1,038,832	25.9 15.4	1,226,388	18.1 17.7	4.6	14.1
財産収入	98,370	891.1 1.4	124,792	26.9 1.7	5,139	95.9 0.1	2,433	52.7 0.0	9,063	272.5 0.1	90.8	0.7
諸 収 入	346,751	42.4 4.8	260,949	24.7 3.6	318,801	22.2 4.3	237,388	25.5 3.5	239,593	0.9 3.5	30.9	3.9
地 方 債	428,100	46.7 5.9	364,700	14.8 5.0	741,900	103.4 10.1	306,200	58.7 4.5	660,100	115.6 9.5	54.2	7.0
そ の 他	590,769	48.3 8.1	1,069,689	81.1 14.8	892,049	16.6 12.1	839,796	5.9 12.4	787,533	6.2 11.4	33.3	11.8
合 計	7,286,007	10.9 100.0	7,239,236	0.6 100.0	7,381,343	2.0 100.0	6,751,876	8.5 100.0	6,936,355	2.7 100.0	4.8	100.0

資料：決算統計

自主財源と依存財源の状況は、（表4）のとおりですが、特徴としては平成11年度を基準年度として自主財源が8.1%、依存財源が2.7%の減少となっています。

5ヶ年平均構成割合では、自主財源が38.8%、依存財源が61.2%となっている。このことは町税の割合が低いことを意味しており、依然として国・県に依存度の高い財政構造となっています。

（表4）自主財源と依存財源構成

（単位：千円、%）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成11年度 に対する15 年度の増減率	平 均 構成比
	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比		
自 主 財 源	2,815,324	6.7 38.6	2,996,225	6.4 41.4	2,867,093	4.3 38.8	2,678,813	6.6 39.7	2,588,614	3.4 37.3	8.1	39.2
依 存 財 源	4,470,683	13.4 61.4	4,243,011	5.1 58.6	4,514,250	6.4 61.2	4,073,063	9.8 60.3	4,347,741	6.7 62.7	2.7	60.8
合 計	7,286,007	10.9 100.0	7,239,236	0.6 100.0	7,381,343	2.0 100.0	6,571,876	8.5 100.0	6,936,355	2.7 100.0	4.8	100.0

資料：決算統計

歳出を性質別決算額構成比（表5）からみると、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費が39.8%、投資的経費が22.4%、その他物件費が37.8%の平均構成割合を示し、伸び率から乳幼児・母子・寡婦医療費・障害者支援費事業及び老人福祉・保育園措置等の扶助費が、この5ヶ年間に22.3%と最も高い伸びを示しています。

（表5）歳出性質別決算額構成

（単位：千円、%）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成11年度 に対する15 年度の増減率	平 均 構成比	
	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比			
義務的 経費	人件費	1,539,600	0.8 22.0	1,510,580	1.9 21.7	1,532,180	1.4 21.6	1,478,760	3.5 22.8	1,435,440	2.9 21.4	6.8	21.9
	扶助費	498,568	0.9 7.1	401,300	19.5 5.8	436,801	8.8 6.2	465,953	6.7 7.2	609,960	30.9 9.1	22.3	7.1
	公債費	727,693	3.0 10.4	744,434	2.3 10.7	951,808	27.9 13.4	767,712	19.3 11.9	750,627	2.2 11.2	3.2	11.5
	計	2,765,861	0.5 39.5	2,656,325	4.0 38.1	2,920,789	10.0 41.3	2,712,425	7.1 41.9	2,796,027	3.1 41.9	1.1	40.5
物件費	986,671	13.1 14.1	916,189	7.1 13.1	942,060	2.8 13.3	993,800	5.5 15.3	919,965	7.4 13.7	6.8	13.9	
補助費等	623,070	24.5 8.9	492,207	21.0 7.1	501,243	1.8 7.1	513,785	2.5 7.9	488,532	4.9 7.3	21.6	7.7	
その他	1,267,084	12.8 18.1	1,227,744	3.1 17.6	935,084	23.8 13.2	1,020,057	9.1 15.8	1,148,489	12.6 17.2	9.4	16.4	
小計	5,642,686	7.5 80.5	5,292,465	6.2 75.9	5,299,176	0.1 74.9	5,240,067	1.1 80.9	5,353,013	2.2 79.9	5.1	78.4	
投資的 経費	普通建設費	1,342,717	48.7 19.2	1,668,333	24.3 23.9	1,728,085	3.6 24.4	1,229,740	28.8 19.0	1,299,486	5.7 19.4	3.2	21.2
	災害復旧費	21,951	80.2 0.3	9,140	58.4 0.1	52,242	471.6 0.7	6,158	88.2 0.1	43,036	598.9 0.6	96.1	0.4
	小計	1,364,668	50.0 19.5	1,677,473	22.9 24.1	1,780,327	6.1 25.1	1,235,898	30.6 19.1	1,342,522	8.6 20.1	1.6	21.6
合計	7,007,354	12.2 100.0	6,969,938	0.5 100.0	7,079,503	1.6 100.0	6,475,965	8.5 100.0	6,695,535	3.4 100.0	4.4	100.0	

資料：決算統計

町財政構造の弾力性を測定する比率として通常用いられる経常収支比率は、（表6）のとおりであります。この5ヶ年に、年々上昇の傾向にあり、一般的に妥当とされている70%を超えていることから、財政運営上なお一層留意する必要があります。

（表6）経常収支比率の状況

（単位：千円、%）

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常一般財源等（A）	4,097,886	4,118,089	4,139,770	4,069,202	4,034,277
経常一般財源充当率（B）	3,393,716	3,439,110	3,429,286	3,411,713	3,407,035
経常収支比率（B÷A）	82.8	83.5	82.8	83.8	84.5

資料：決算統計

公債費の状況については、(表7)の示すとおり、平成13年度は、繰上げ償還の影響で、償還額が借入額を上回りましたが、他の年度は、借入額が償還額を下回り、町債残高も年々減少の傾向にあります。

(表7) 公債費の状況

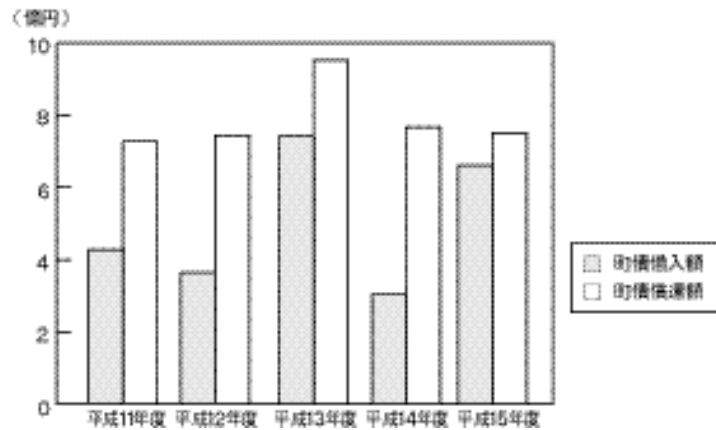
(単位：千円、%)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
町債借入額	428,110	364,700	741,900	306,200	660,100	
町債償還額	727,693	744,434	951,808	767,711	750,627	
内 訳	元 金	483,851	516,848	742,950	579,317	582,414
	利 子	243,842	227,586	208,858	188,394	168,213
町債現在高	6,192,722	6,040,574	6,039,524	5,766,405	5,844,091	
町民一人当町債現在高	313,429円	306,831円	307,950円	292,696円	295,948円	

町民一人当町債残高：当該年度町債現在高 ÷ 当該年度末住民基本台帳人口

資料：財政課

公債費の状況



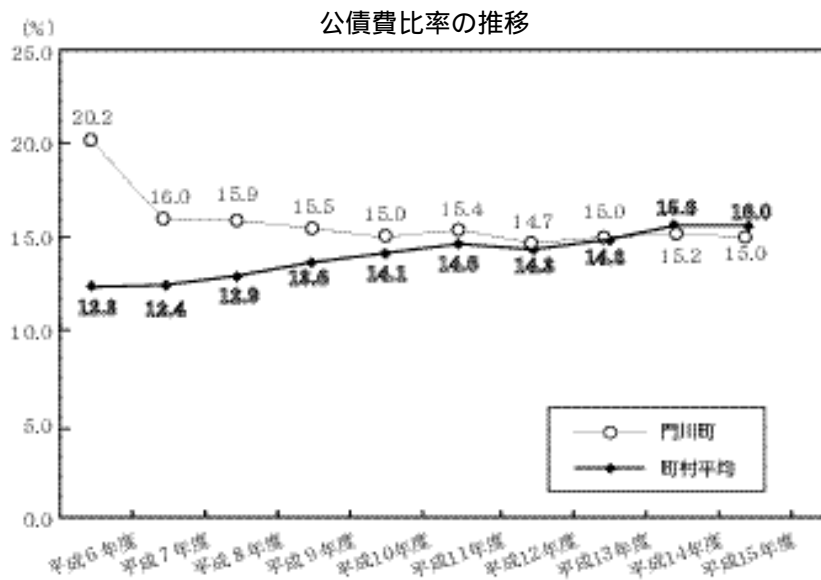
また、公債費比率は、(表8)のとおり、特に平成6年度は20.2%と高い数値を示していましたが、年々低下の傾向にあり、ここ数年は、15%台と推移しています。しかし、公債費比率は、10%を超さないことが望ましいとされており留意する必要があります。

(表8) 公債費比率の推移

(単位：%)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
門 川 町	20.2	16.0	15.9	15.5	15.0	15.4	14.7	15.0	15.2	15.0
町 村 平 均	12.3	12.4	12.9	13.6	14.1	14.6	14.3	14.8	15.6	16.0

資料：決算統計



【課題】

本町財政は、町税などの自主財源の比率が低いなど財政基盤が脆弱な上に、経常収支比率が年々増加傾向にあり、厳しい状況にあります。

したがって、今後とも本計画の着実な推進を図っていくためには、門川町行財政改革構想に沿って全庁をあげ行財政改革を強力に推進し、社会経済情勢のいかなる変化にも的確に対応できる健全な財政体質を確保していくことが重要です。

歳入については、自主財源の大きなウエイトを占める町税が、社会経済の状況から大きな伸びが期待できない現状にあります。

また、本町歳入の3分の1を占める地方交付税の比重が大きく、三位一体改革など国の財政施策、経済情勢の動向が直接本町財政に影響を及ぼしており、依存型の町財政構造となっております。その他の歳入についても処分可能な資産が少ないこと、また使用料、手数料、負担金などについても財源的に乏しいこと、さらに地方債についても公債費比率が高いことから有利な地方債の導入など十分配慮していく必要があります。

歳出については、義務的経費が年々増加することが予想され、特に扶助費は平成11年度以降5ヶ年間の伸び率が22.3%となっています。また、公債費に関しては繰り上げ償還等を行ったことにより、最近の公債費比率は、県平均を下まわっています。今後は、新たな将来の財政運営を見通しながらの起債計画を図ることが重要です。

その他物件費、補助費等、特に広域行政経費の増大が予想され、新たな行政需要の増加など一段と財政を圧迫することとなり、とりわけ投資的事業については、住民のニーズや優先度、緊急度、効果などを十分に考慮し、財政事情に沿った長期的計画に基づき調整を行い、健全財政に努める必要があります。

【基本方向】

最近の我が国経済は、緩やかな改善の基調にあるといわれるものの、実態は依然として、構造改革の立ち遅れ、金融不良債権処理問題、雇用不安、株価低迷などからデフレスパイラルに陥りかねない厳しい状況にあります。世界経済情勢から急激な好転も期待できる状況になく、地方税の増大も期待できず、一方、少子高齢化、環境問題、情報化など住民のニーズは財政負担をますます増大させるものと予想されます。また、国と地方の長期債務残高は、平成16年度末には740兆円もの巨額に達する見込みであり、国の財政はもとより、国の補助金、地方交付税、地方財政の抑制は避けられないものと考えます。

その中で本町の財政運営については、安定した歳入の確保を図るとともに、計画的な歳出の執行により健全財政運営を図る必要があります。そのため、歳入面では、町債の抑制に努めるとともに、町税負担の公平適正化の推進と地方交付税などの所要額の確保に努めます。また、歳出面では、門川町を創造する重要施策の取り組みと、その財源確保のため経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、自主的・主体的な地域づくり、住民生活の質の向上・福祉の充実などの「人にやさしい町づくり町民運動」に配慮しつつ、限られた財源の重点的予算配分と経費支出の効率化に徹し、中長期的視野に立った節度ある行財政運営を行うことを基本とします。このため、門川町行財政改革構想に示された事項は予算に確実に反映させるとともに、歳入・歳出全般について、さらに徹底した見直しを行い財政の健全化と行財政運営の一層の効率化に努めます。

【具体的施策】

1 自主財源の確保

行政運営の上で、自主財源の確保は最も重要であります。その根幹をなす町民税、固定資産税などについて、的確な課税客体の把握と公平適正課税、収納率向上に努め自主財源の積極的な確保を図ります。

また、使用料、負担金などについては、施設の維持管理及び他の市町村の状況を的確に把握し、適切な額を定めるように努めます。

2 依存財源の確保

財政基盤の脆弱さから国県などの依存財源に頼らざるを得ない本町財政は、複雑、多様化する住民のニーズに対応するため、地方交付税の所要額の確保を図り、有利な国県支出金や地方債の導入をすすめ、財源の安定的確保と選択的活用を図ります。

3 事務事業の見直しと経費節減

地方債への依存度の引き下げ、義務的経費の抑制に努めます。また、事務事業の見直し及び経費の節減合理化をさらに徹底し、各種施策の優先度、緊急度を十分考慮し、限られた財源の重点的、効率的配分に努め、また財政健全化に向け中長期的な目標としてプライマリー・バランス(基礎的収支)の均衡化を図って参ります。

4 弾力的財政運用

これまで門川町は、中長期的な展望に立ち、諸産業の振興、その他町勢発展の諸課題に取り組み21世紀への発展基盤を築いてきました。

2000年までの第三次門川町長期総合計画では、都市計画、道路、公園など社会基盤の整備を図ると共に、門川町文化会館、総合福祉センター、福祉健康交流研修施設(かどがわ温泉心の杜)、門川小学校建替事業、図書館建設事業などの主要なプロジェクト事業を整備完了しました。また、平成15年度より栄ヶ丘公営住宅建替事業、門川中学校改築事業に着手し、その整備を進めています。

第四次門川町長期総合計画(2001年～2010年)は、本町の進むべき方向や目標を定めたものですが、これからは地方分権の時代であり、厳しい経済・厳しい財政環境・自主自立・自己責任のもとで本町も発展して行く必要があります。特に、地域住民の日常生活に身近な高齢者・障害者など福祉健康の問題、ごみ・家庭雑排水など環境問題、また地域内道路、公園、防災、交通安全、社会教育などの問題については、地域組織である地域を基盤とし、地域一人ひとりの自覚、地域の役割と町行政が有機的に連携し、一体となって「人にやさしい町づくり町民運動」を推進し、これまでの町づくりの成果を引き継ぎながら、町民が住みよいと実感でき、誇りをもつことができる「日本一住みよい門川町」の創造をめざした効率的財政運用を図っていきます。

門川町長期総合計画(後期計画)の計画達成については、町民の生活・健康・福祉の向上、町内産業の振興、教育文化の振興及び広域行政の推進などが図られるよう中長期的プロジェクトを含め、その実現に向けて積極的に進めます。

第3節 広域行政

【現況と課題】

交通網や情報通信網の整備にともない、町民の日常生活、経済活動、文化活動などの交流範囲は行政の枠組みを越えて拡大しています。

このような中、門川町・日向市・入郷町村の8市町村で、平成13年4月1日に日向東臼杵南部広域連合を設置し、「ごみ処理場」「し尿処理場」「火葬場」「一般廃棄物最終処分場」の4つの施設の設置、管理運営事務を開始しました。また、県北15市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合、8市町村を圏域とする宮崎県北地方拠点都市地域や日向東臼杵南部市町村振興協議会においても、地域の発展のため広域的な取り組みを行っています。その中で、平成6年9月に指定を受けた宮崎県北地方拠点都市地域では、遠見半島地域を開発拠点地区として位置付け、ゴルフ場、福祉健康交流研修施設、ふれあい多目的広場などの整備を図るとともに高齢者福祉複合施設を誘致するなどの整備を図ってきました。今後は経済社会の動向や地域のニーズ等を踏まえ、慎重かつ適切な開発を進める必要があります。

市町村合併につきましては、宮崎県では国の動きを受けて平成12年12月「宮崎県市町村合併推進要綱」を策定し、平成13年5月に市町村合併支援本部を設置しました。これを受け、県内各地で様々な合併パターンでの協議が進められてきました。本町でも日向市及び東郷町と1市2町による任意合併協議会を設置し、市町村合併について検討を進めてきましたが、本町は当分の間、自立の道を進むことになりました。

今後、情報を公開しながら行財政改革に取り組み、足元のしっかりした町政の確立に努める必要があります。

平成12年4月から、地方分権一括法が施行され、地方分権が実行の段階となりました。ますます多様化する町民のニーズや、介護保険、廃棄物対策などに対処するため、行財政基盤の強化や行政の垣根を越えた広域的対応が求められています。

【基本方向】

広域化、高度化する住民のニーズを的確に把握し、近隣の市町村と連携をとりながら、広域連合、事務組合などの充実を図り、さらに宮崎県市町村合併推進要綱に基づく合併パターンについて研究・協議を進め広域行政の推進を図ります。

【具体的施策】

1 広域連合

平成13年4月1日に県内で初めて設立された日向東臼杵南部広域連合について、事務体制を強化し、行政基盤の充実強化を図り、効率的な行政運営に努めます。

2 市町村合併

「宮崎縣市町村合併推進要綱」の合併パターンに基づき、平成15年1月に「日向市・門川町・東郷町任意合併協議会」を設置し、1市2町による市町村合併について調査・研究を行い、住民説明会を開催して住民の意向を把握したうえで、法定協議会の設置については議会の判断を尊重し、本町は当分の間、自立の道を進むことになりました。

しかし、市町村合併は町の根幹に関わる最も重要な事柄であることから、今後も「市町村の合併の特例等に関する法律」や国、県の動向、道州制の方向や、合併した、あるいはしなかった自治体の情報等を町民に提供し、学習する機会を増やしながら、この地域の将来のあるべき姿について議論を深めていく必要があります。

3 その他の広域行政

延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡の15市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合、8市町村で構成する宮崎県北地方拠点都市地域や、日向東臼杵南部市町村振興協議会など、それぞれ構成市町村の連携のもと、観光物産のPRや交通基盤の整備などを中心に施設整備を推進し、地域づくりに一応の成果をあげてきました。

今後は経済社会の動向や地域のニーズなどを踏まえながら、さらに各種事業などに一体となり取り組み、豊かな地域づくりを進めていきます。

第4節 「人にやさしい町づくり町民運動」の推進

【現況と課題】

今日の社会は、少子高齢化・核家族化の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域社会が本来持っていた住民相互の連帯意識や地域のつながりが、ますます希薄していくことが懸念されます。

21世紀は、住民自治意識が地域をつくり、地域を動かし、地域が責任を持ち、地域に住む人々の意思を基調にした、住民主体の自治行政が展開される地方分権の新しい時代になります。

このように、地方分権の進展に伴い、行政は住民参加の住民意思に基づく、いわゆる住民と行政の「協働」の確立のもと行政の自己決定による自前の町政を推進しなければなりません。

このために、福祉、健康、環境、防災などの住民に身近な生活環境などの課題について、地域自ら解決・改善できるようなシステムづくりを検討する必要があります。

【基本方向】

住民参加のしくみとして「人にやさしい町づくり」を推進し、住民と行政とが一体となってよりよいまちづくりを進めます。

【具体的施策】

1 住民と行政の「協働」によるまちづくり

住民と行政が「協働」して行う、協議型のまちづくり制度を整え、住民と行政が手を携えてともに取り組むパートナーシップのまちづくりに努めます。

2 計画的なまちづくりへの誘導

福祉・健康・環境・防災などの住民に身近な課題を、地域自ら自主的、自発的な発想によるまちづくりについて共に協議するなど、計画的なまちづくりへの啓発に努めます。

3 住民主体のまちづくりへの支援

自主的なまちづくり計画にもとづく地域活動・事業の推進など多面的なまちづくりを支援するなど、住民主体のまちづくりに努めます。

【具体的施策】

(1) やっちみろや健康づくりプラン21の推進

「人にやさしい町づくり町民運動」の一環として、地域特性をいかし住民主体で策定した「やっちみろや健康づくりプラン21」の普及啓発及び定着に向けて、地区を中心に関係機関、団体と連携して、環境にやさしい健康な町づくりを推進します。

推進体制の強化

人にやさしい町づくり推進委員（200人委員会）及び町づくり推進協議会や関係各機関、団体、地域の相互の連携強化を図ります。

やっちみろや健康づくりプラン21推進のための研修

推進委員や推進協議会の地域に応じた研修会を実施し、効果的な実践推進を図ります。

やっちみろや健康づくりプラン21の実践及び普及啓発

各地区の実践活動状況や先進事例の情報を広報誌やイベント等を通して町民への周知を図ります。

やっちみろや健康づくりプラン21の評価

プラン21の実践状況を把握し、やっちみろや町づくり推進委員や町づくり協議会及び評価委員会の連携のもと、各5分野ごとの目標達成度を把握し、次年度への効果的な事業展開を図ります。

(2) やっちみろや人づくりの推進

「人にやさしい町づくり町民運動」の一環として、「日本一住みよい門川町」を実現するために、家庭・地域・行政が一体となって人づくりを推進します。

地域連帯感の向上

地域の連帯感を深めるために、各種の交流活動の推進を図ります。

地域づくりのための人材育成

- ・地域づくりのためのリーダーとなる人材育成のための研修会などを開催します。
- ・地域における優れた技術や知識などを持った人材の地域づくり活動での活用を図ります。

自治公民館活動の推進

自治公民館活動の推進を図り、地域の自主的な地域づくりを促進します。

地域づくりのための研修等

地域づくりのための生涯学習講座の開設や先進事例の情報提供などを行い、町民の取り組みを支援します。

(3) やっちみろや福祉のまちづくりの推進

「人にやさしい町づくり町民運動」の一環として、地域の社会資源や人的資源を活用して福祉のまちづくりを推進し、地域福祉の向上に努める。

サービスを必要としている地域住民の相談体制の充実を図る。

社会福祉法人と医療法人・NPO法人のサービス利用調整を図る。

福祉ネットワークの活動充実強化。

公的福祉サービスの充実と見直し

福祉サービスの啓発・PR活動の強化を図る。

(4) やっちみろや花と緑のまちづくりの推進

「人にやさしい町づくり町民運動」の一環として、自然環境を保護するとともに、花と緑のまちづくりを推進し、健康で明るい町民生活の向上に努める。

事業推進規程等の整備

やっちみろや花と緑のまちづくりを推進するために、総合的かつ長期的な施策を定める。

推進体制の確立

人にやさしい町づくり推進体制を活用して、花と緑のまちづくりの推進体制を確立する。

実践及び普及啓発

花と緑のまちづくりは、地域住民へ広く周知を図るとともに、町と地域が一体となって実践するように努める。

(5) やっちみろや環境のまちづくりの推進

「人にやさしい町づくり町民運動」の一環として、環境負荷の軽減と資源の循環的な利用を促進し、地域住民が住みやすい環境づくりに努める。

環境基本計画の策定

やっちみろや環境のまちづくりを推進するために、平成16年に策定した環境基本条例の基本理念に基づき、環境基本計画を策定する。

推進体制の確立

人にやさしい町づくり推進体制を活用して、環境のまちづくりの推進体制を確立する。

実践及び普及啓発

環境のまちづくりは、地域住民へ広く周知を図るとともに、町と地域が一体となって実践するように努める。

一般財源と特定財源

一般財源とは、用途が特定されずにどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税等がこれにあたる。

特定財源とは、用途が特定されるものをいい、国庫(県)支出金、地方債、分担金・負担金等がこれにあたる。

一般財源が多いほど、行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。

起債制限比率

公債費(地方債の元利償還金)負担のうち、繰上償還額及び交付税措置額等を除いた実質的な公債費負担割合を表す指標である。

一般的には年度間の動きを平準化するため、三ヶ年の平均値によることとされている。

なお、比率が20%を超えると一部の地方債の発行が制限されることになる。

基準財政収入額

地方団体の標準的な一般財源の、原則として75%をいう。

基準財政需要額

標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を一定の合理的な方法で算定したもの。(一般的かつ妥当な水準で行政を行った場合に要する経費の額)

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の強い経費である。通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。

経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標である。

人件費、公債費等の経常経費で、地方税(普通税)、普通交付税を中心とする一般財源がどの程度使われたかを表すもので、これが低いほど建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示す。(75%程度であればまずまずといえる。)

公債費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

公債費比率

公債費(地方債の元利償還金)負担が適量かどうかをみて、地方債発行の適量を判断する指標である。

公債費に充てられる一般財源の額が標準財政規模に対し、どの程度の割合を占めているかを表す比率で、経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみる上で重要なものである。(通常、10%未満が財政構造をおびやかさない目安とされる。)

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標である。

この率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。

財政力指数

地方交付税の規定により算定された財政力を示す指数。

この指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされているが、現行制度では、国の各種財政援助措置を行う場合の判断指数とされている。

自主財源と依存財源

自主財源とは、自主的に収入しうるものをいい、地方税、分担金・負担金、使用料等がこれにあたる。

依存財源とは、国(県)の意思により定められた額を交付させたり、割り当てられたりする収入をいい、国庫(県)支出金、地方債、地方交付税等がこれにあたる。

自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。

実質収支

決算収支を表すもので、官庁会計の累年による黒字又は赤字の額を示す。

一定の黒字を出すのが財政運営の基本である。

実質収支比率

実質収支の額の適否を判定する指標である。

実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表される。(おおむね3～5%程度が望ましいとされる)

地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として調達する長期借入金で、市町村が発行する場合は知事の許可が必要である。

デフレスパイラル

物価下落と実体経済の縮小とが相互作用的に進行すること。

標準財政規模

当該団体における一般財源の標準規模を示すものである。

プライマリー・バランス(基礎的財政収支)

公債費を除く歳出(A)と公債を除いた租税等の歳入(B)との収支のことで、(A)と(B)とが均衡していることが望ましい。(A)が(B)より大きければ、プライマリー・バランスは赤字となり、この赤字が続くと公債残高が増加することになる。

第4編

・

資料

料

門川町町民意識調査
(平成16年実施)の概要

町長諮問及び審議会答申

門川町総合計画審議会条例

第四次門川町長期総合計画
審議会委員

門川町町民意識調査（平成16年実施）の概要

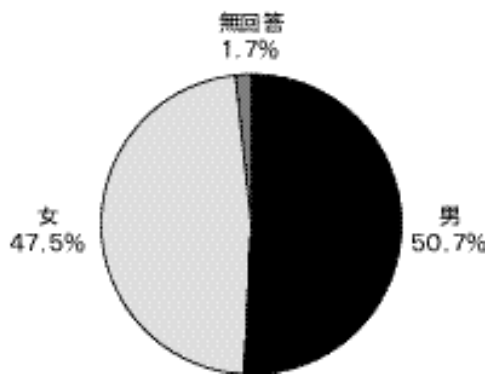
アンケートの実施時期：平成16年10月

対象者：20歳以上の男女1,000人を無作為に抽出

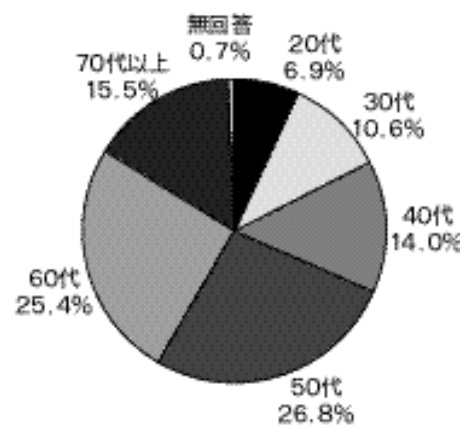
回収数：406（回収率40.6%）

単純集計結果

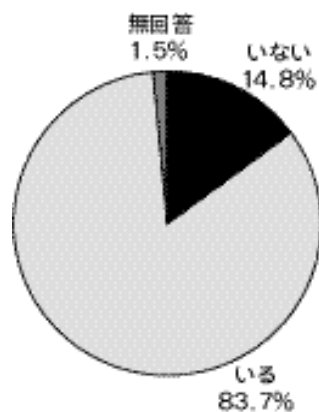
問1(1) 性別



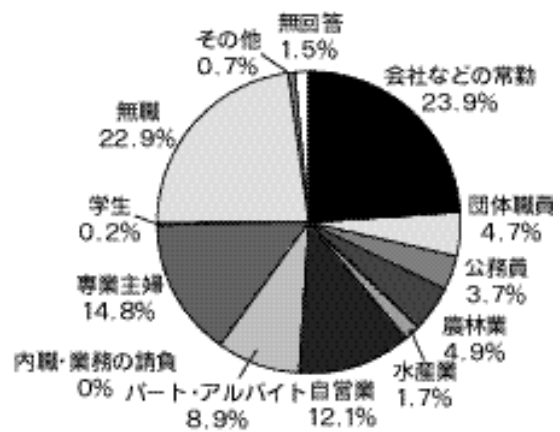
問1(2) 年齢



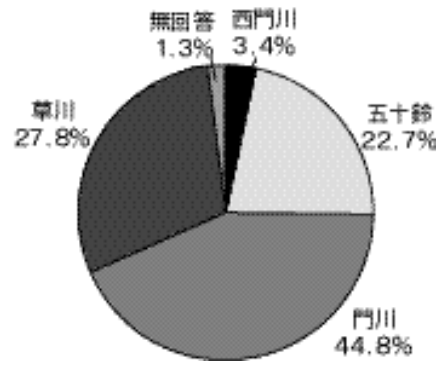
問1(3) 配偶者の有無



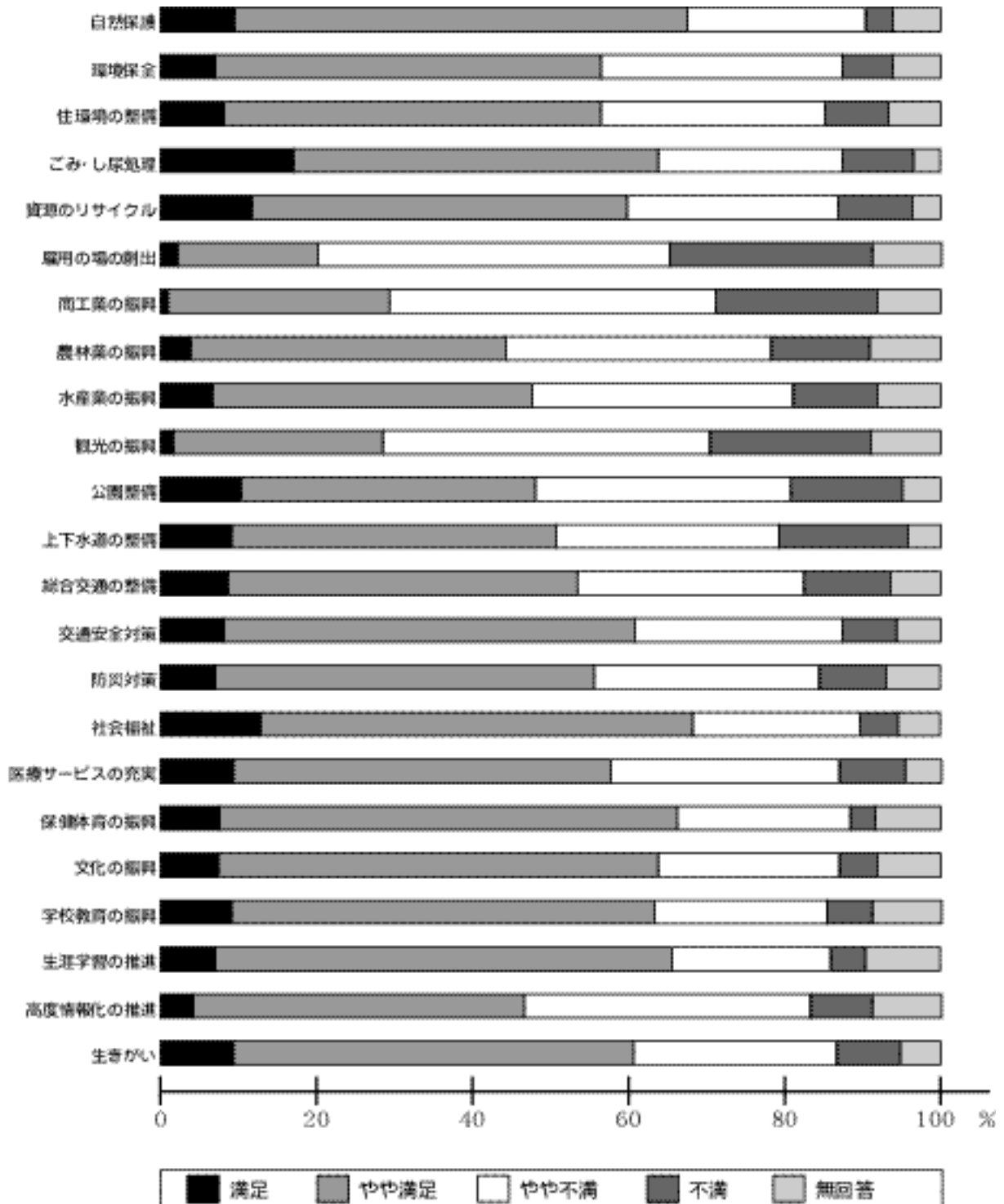
問1(4) 職業



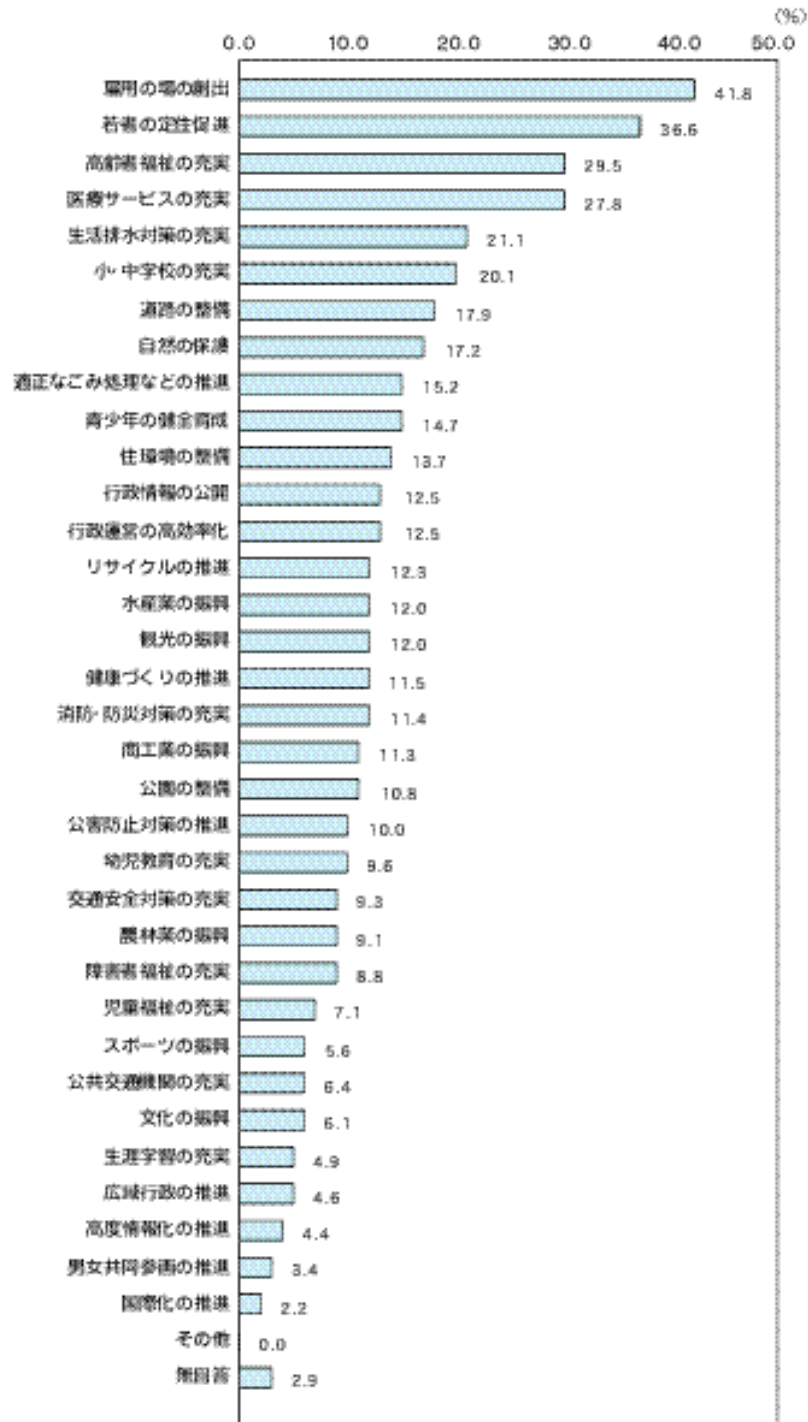
問1(5) 居住行政区



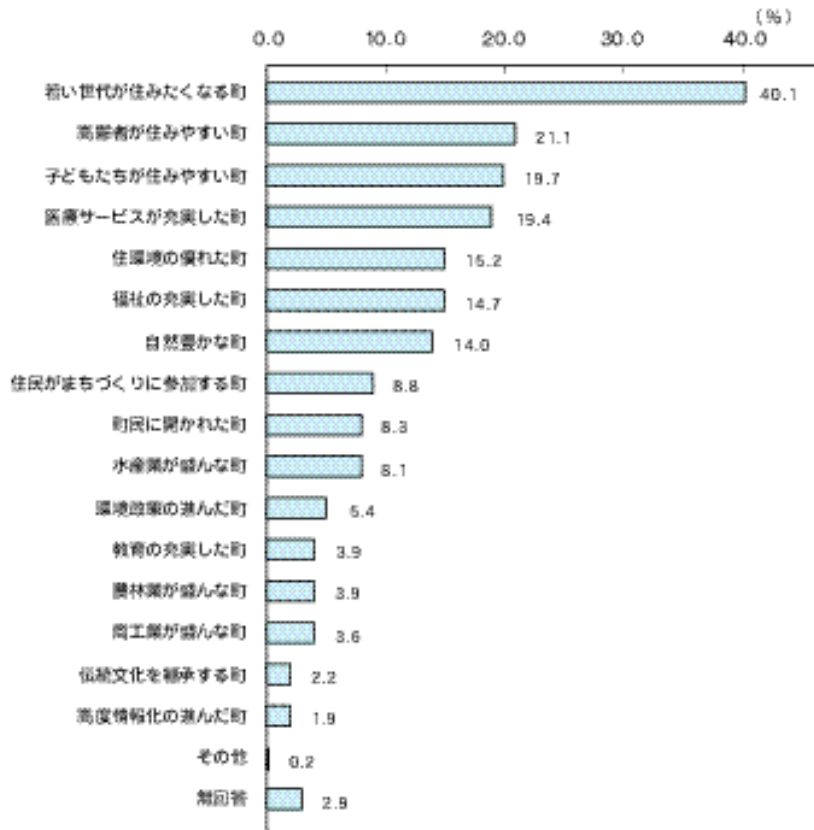
問2 町政について



問3 重点的に取り組んで欲しい政策（5つまで複数回答）



問4 望ましい将来像（2つまで複数回答）



門発第1 - 383号
平成20年8月22日

門川町総合計画審議会
会長 松 澤 衛 殿

門川町長 曾 川 泉

第四次門川町長期総合計画（後期計画）改訂(案)について（諮問）

門川町では、第四次門川町長期総合計画（後期計画）に基づき計画的かつ総合的な行政を推進してきました。

しかし、今日の社会経済情勢の大きな変化と町民ニーズに対応した町の基本政策方針との整合性をはかるため、後期計画を見直すことといたしました。

つきましては、平成20年度から平成22年度を計画年度とする第四次門川町長期総合計画（後期計画）改訂案につきまして、調査・審議していただきま
すよう諮問いたします。

答 申 書

平成20年 8月25日

門川町長 曾 川 泉 殿

門川町総合計画審議会
会長 松 澤 衛

第四次門川町長期総合計画（後期計画）改訂の答申について

平成20年 8月22日門発第1 - 383号をもって、当審議会に対して諮問のあった第四次門川町長期総合計画（後期計画）改訂（案）については、審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、自治体にとって、今後も引き続き厳しい行財政運営が求められる中ではありますが、本総合計画の推進にむけて、町民との協働により、積極的な施策の展開がなされることを期待します。

○門川町総合計画審議会条例

(昭和45年3月17日条例第4号)

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による本町の基本構想を定めるに必要な事項を審議するため、門川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1)関係行政機関の役職員
- (2)公共的団体、その他の関係団体の役職員
- (3)学識経験者
- (4)その他町長が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の半数以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門調査委員)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査委員を置く。

- 2 専門調査委員は、専門的学識経験を有すると認める者を町長が委嘱する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画商工水産課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(附則以下略)

第四次門川町長期総合計画（後期改訂計画）審議会委員

氏 名	職 名
黒 木 裕	門川町議会副議長
朝 倉 利 文	門川町議会総務財政常任委員長
藤 村 直 樹	宮崎県日向土木事務所長
黒 木 由 典	宮崎県東臼杵農林振興局長
安 田 新	社会福祉協議会会長
神 井 勝	農業委員会会長
松 澤 衛	商工会会長・観光協会会長
黒 木 巧	門川漁業協同組合長
岩 田 一 廣	庵川漁業協同組合長
黒 木 正	日向農業協同組合門川支店長
黒 木 義 久	耳川広域森林組合門川支所長
姫 野 勝	水産加工業協同組合長
工 藤 満 生	教育委員長
金 丸 直	地区会長・自治公民館連合会会長・人にやさしい町づくり町民運動代表
金 丸 宇多子	婦人団体連絡協議会会長
工 藤 剛	消防団団長





第四次 門川町長期総合計画（後期改訂計画）

発行／門川町 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
☎（代表）0982-63-1140